

みやま市人口ビジョン及び
第2期みやま市まち・ひと・しごと
創生総合戦略

令和2（2020）年3月 みやま市

はじめに

平成 19 年 1 月に 3 町が合併し、人口 4 万 3 千人のみやま市が誕生して 14 年目を迎えました。

これまで、少子高齢化や都市部への転出増加による人口減少、情報通信技術をはじめとする新技術の拡大など社会経済情勢の変化が進む中、本市といたしましても、様々な施策に取り組むとともに、持続可能なまちづくりに努めてまいりました。

しかしながら、人口減少に歯止めがかからず、平成 26 年、市域全体が過疎地の指定を受けた以降も減少し続け、令和 2 年 3 月末の住民基本台帳人口では、3 万 7 千人を割り込む状況です。

国としても人口減少社会の進行や東京都市圏の一極集中を深刻な課題として、これに対する政策を進めるため、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、今後の地方創生の方向性が示されました。

これを踏まえ、翌年、人口減少を克服し、実効性のある地方創生の取り組みを推進するため、「みやま市人口ビジョン」及び「第 1 期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひと」と「しごと」の好循環による持続可能なまちづくりのための地方創生の取り組みを推進してまいりました。

今後も少子高齢化が進むと見込まれるなか、市内事業所における労働力の確保や地域コミュニティの維持など様々な面での影響が懸念されます。また、まち・ひと・しごと創生は、一朝一夕に成果が出るものではなく、中長期的視点に立って取り組んでいく必要があります。

このため、本市では、第 1 期総合戦略の検証を踏まえるとともに、将来に予想される社会変化等を見据えながら、引き続き人口減少の抑制と人口減少が引き起こす課題に果敢に挑戦していくため、第 2 期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第 2 期総合戦略」という。）を策定しました。

本戦略の策定に際し、熱心にご審議賜りましたみやま市まち・ひと・しごと創生会議の皆さまをはじめ、施策の検討、提言をいただきましたみやま市地方創生未来会議の皆さま、各種調査等にご協力いただきました市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

今後とも、本戦略の推進に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

みやま市長 松嶋 盛人



目次

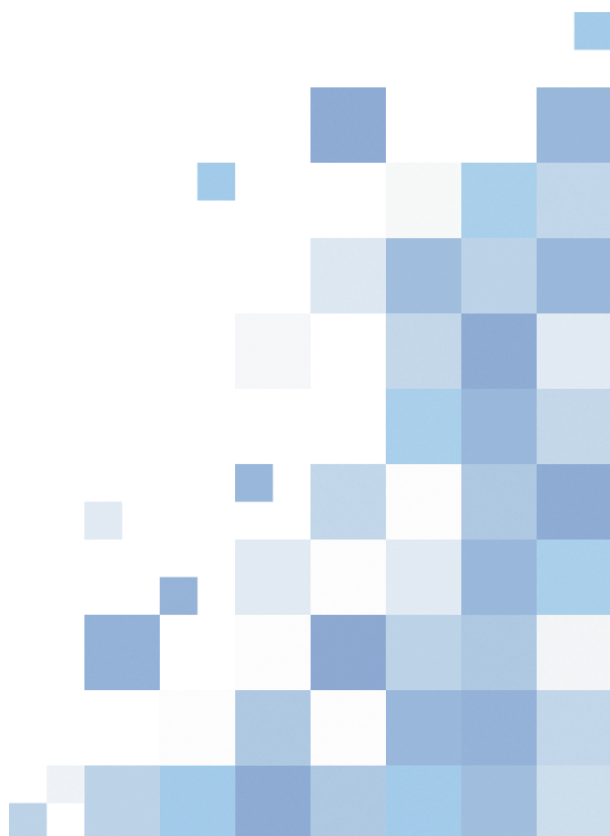
第1部 みやま市人口ビジョン	1
第1章 人口の現状分析	3
1. 人口の推移	4
2. 人口動態	8
3. 地域経済の状況	14
第2章 将来人口の見通しと人口の変化が与える影響	19
1. 将来人口の見通し	20
2. 年齢3区分別人口の見通し	22
3. 人口の変化が与える影響	23
第3章 人口の将来展望	25
1. 将来展望に必要な調査・分析	26
2. 目指すべき将来の方向	37
3. 人口の将来展望	39
第2部 第2期みやま市 まち・ひと・しごと創生総合戦略	45
第1章 総合戦略の策定にあたって	47
1. 策定の目的	48
2. 総合戦略の位置づけ	48
3. 総合戦略の期間	48
4. 総合戦略策定の体制	49
5. P D C Aサイクルの確立	49
6. 地方創生未来会議における施策検討	50
第2章 策定に向けた視点	51
1. 基本的な視点	52
2. 新たな視点	53
第3章 「まち・ひと・しごと創生」における課題	55
1. 「まち・ひと・しごと創生」における課題	56
第4章 基本目標と施策の体系	59
1. 基本目標	60
2. 基本目標の重要業績評価指標	63
3. 施策の体系	64
第5章 具体的な施策	65
1. 具体的な施策	66
資料編	101
1. みやま市まち・ひと・しごと創生会議委員名簿	102
2. みやま市まち・ひと・しごと創生会議開催概要	103
3. みやま市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱	104
4. みやま市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱	105

第1部

みやま市人口ビジョン



第1章 人口の現状分析



1. 人口の推移

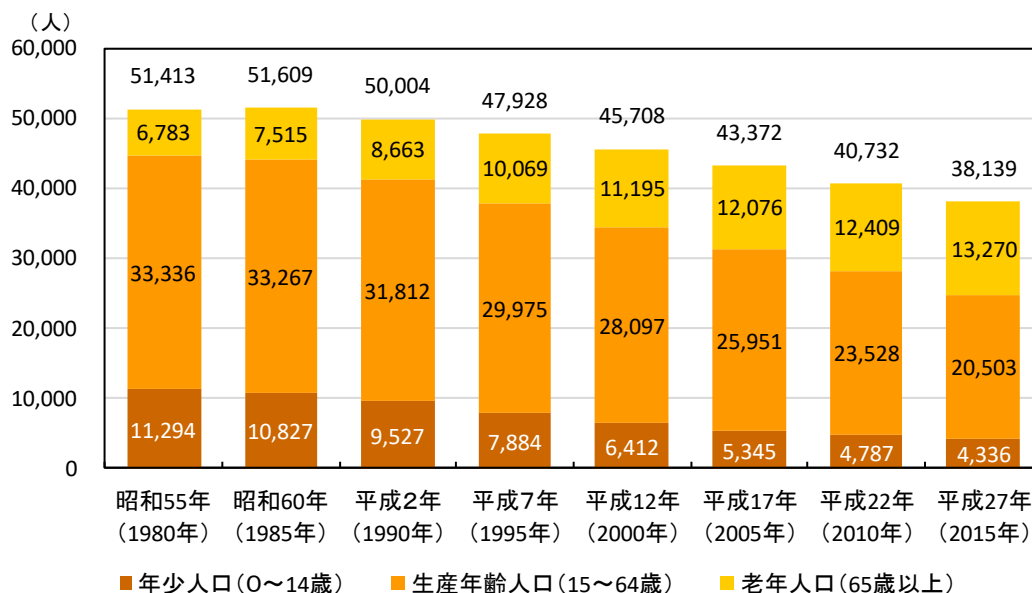
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、昭和 60 年以降一貫して減少傾向にあります。平成 27 年の総人口は 38,139 人で、昭和 60 年（51,609 人）から約 26.1%減少しています。

一方、この 35 年で、65 歳以上の人口割合（高齢化率）は著しく上昇しており、平成 27 年の高齢化率（34.8%）は昭和 55 年（13.2%）から約 20 ポイント上昇しています。また、14 歳以下の年少人口割合は低下の一途をたどっており、急速に少子高齢化が進行しています（図 2 参照）。

さらに、直近 10 年においても人口は減少しているのに対し、世帯数は概ね増加し続けており、核家族化が進行していることがうかがえます（図 3 参照）。

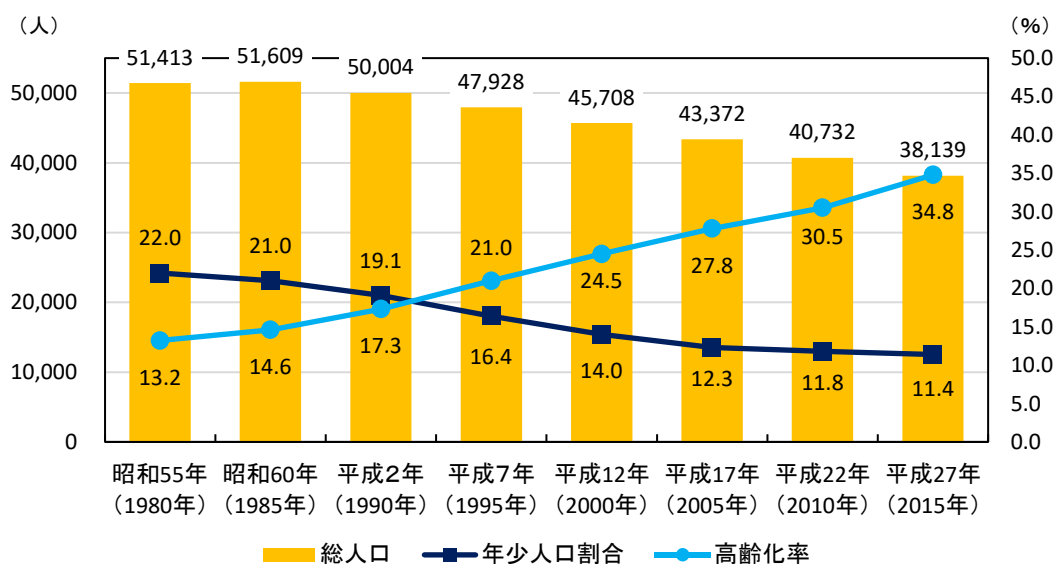
図 1 総人口及び年齢 3 区分人口の推移



※各年 10 月 1 日時点
総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

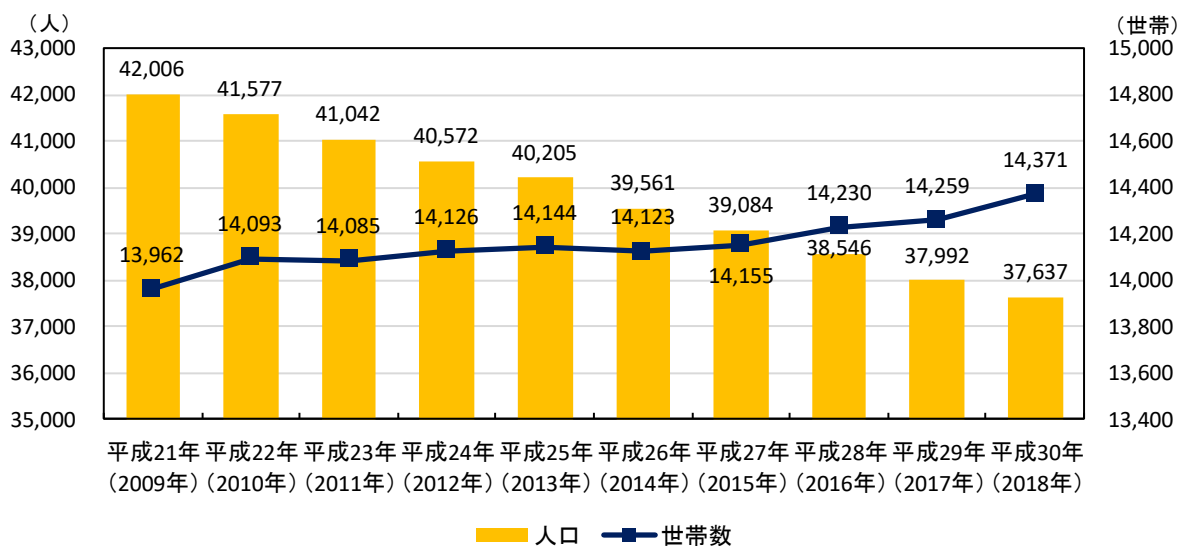
図2 高齢化率と年少人口割合の推移



※各年 10月1日時点
総人口には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

図3 人口と世帯数の推移

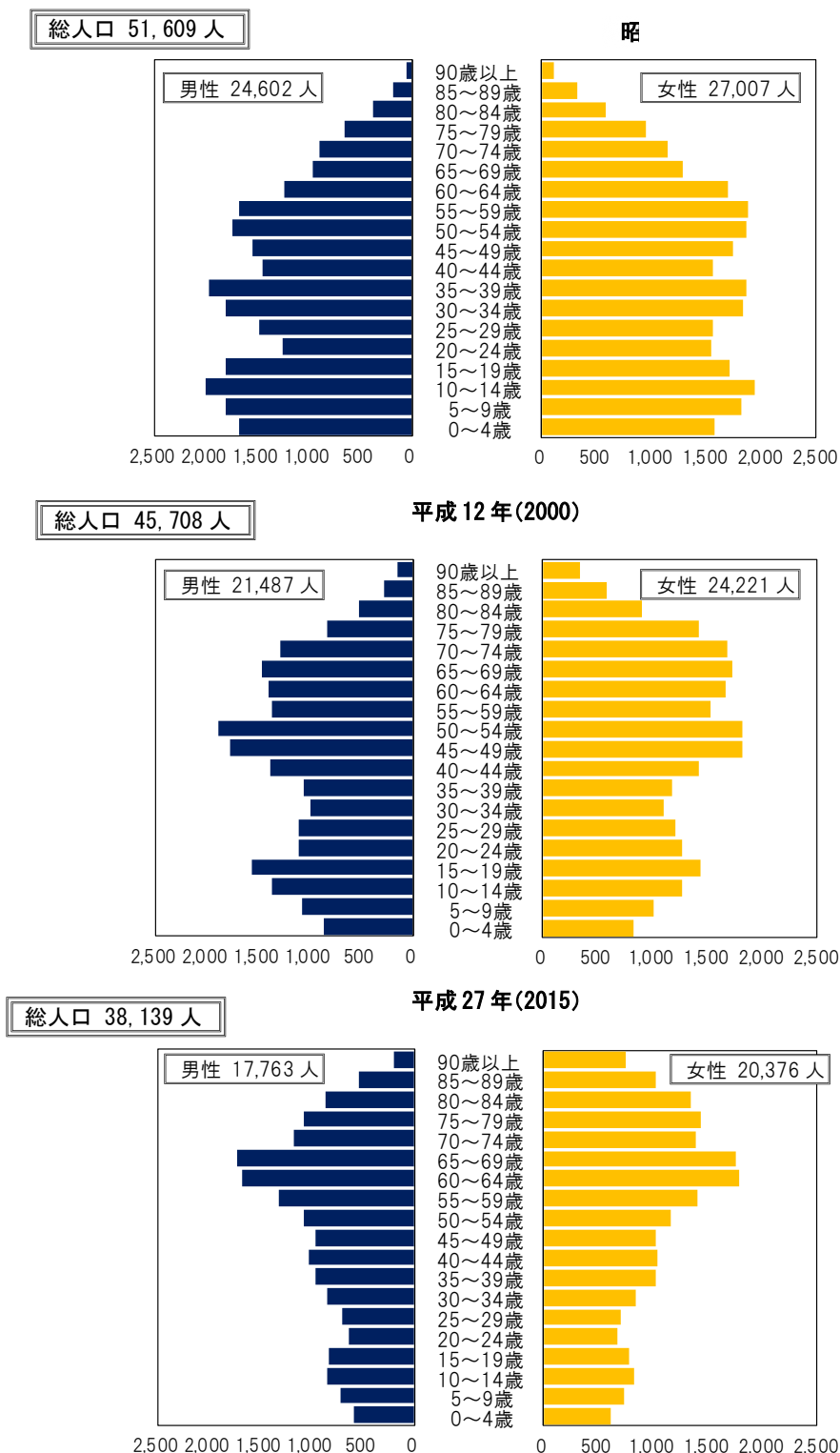


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2) 人口ピラミッドの推移

人口ピラミッドの推移をみると、昭和 60 年には年少人口が多く老年人口が少ない「ピラミッド型」であったものが、平成 27 年には年少人口の減少と老年人口の増加により「つぼ型」に移行しています。

図 4 人口ピラミッドの推移（国勢調査）



資料：国勢調査

(3) 地域別人口の推移

人口の推移を12の小学校区別にみると、ほとんどの小学校区が減少傾向にあるなか、二川校区では人口が増加しています。

また、人口が減少している小学校区の中でも減少度合いには差が見られます。比較的減少率が高いのは、大江、江浦、桜舞館校区、減少率が低いのは下庄校区となっています。

表1 小学校区別人口の推移

(単位：人)

校区名	年度	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	10年間の 増減率
上庄		2,098	2,080	2,028	1,991	1,952	1,916	1,881	1,852	1,840	1,827	-12.9%
下庄		5,413	5,450	5,389	5,512	5,478	5,423	5,395	5,303	5,325	5,295	-2.2%
本郷		1,162	1,145	1,116	1,095	1,084	1,057	1,046	1,036	1,006	995	-14.4%
南		4,214	4,182	4,128	4,096	4,020	3,942	3,901	3,864	3,791	3,720	-11.7%
大江		3,984	3,865	3,806	3,571	3,463	3,384	3,353	3,280	3,268	3,272	-17.9%
水上		3,601	3,582	3,541	3,519	3,447	3,383	3,344	3,264	3,186	3,135	-12.9%
清水		2,422	2,363	2,317	2,303	2,275	2,235	2,245	2,196	2,174	2,170	-10.4%
江浦		2,382	2,310	2,270	2,193	2,182	2,127	2,098	2,045	2,014	1,963	-17.6%
二川		3,369	3,439	3,499	3,528	3,558	3,618	3,632	3,665	3,723	3,719	10.4%
岩田		2,698	2,638	2,594	2,575	2,553	2,535	2,504	2,455	2,428	2,424	-10.2%
開		2,399	2,373	2,317	2,294	2,244	2,221	2,176	2,148	2,081	2,059	-14.2%
桜舞館 (平成28 年度～)	山川南部	1,777	1,762	1,752	1,718	1,692	1,664	1,619	7,188	7,016	6,896	-16.4%
	山川東部	3,443	3,399	3,354	3,295	3,229	3,156	3,095				
	飯江	1,536	1,480	1,431	1,393	1,362	1,329	1,306				
	竹海	1,496	1,463	1,451	1,423	1,379	1,367	1,312				
合計		41,994	41,531	40,993	40,506	39,918	39,357	38,907	38,296	37,852	37,475	-10.8%

※桜舞館校区
平成28年度に山川南部、山川東部、飯江、竹海校区が統合

資料：市民課調べ（各年度末時点）

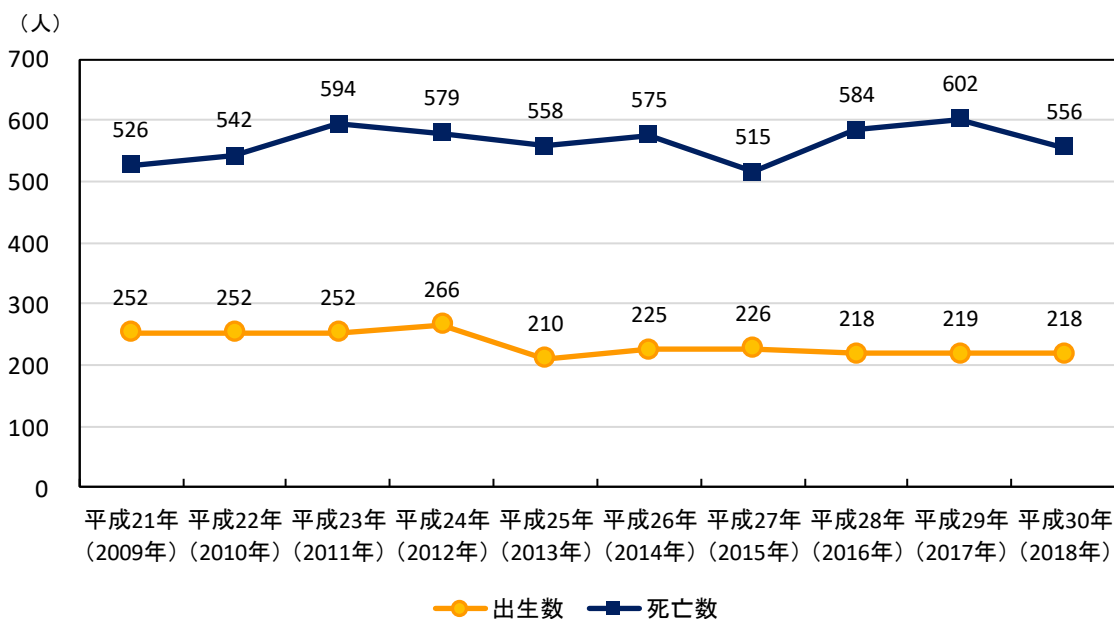
2. 人口動態

(1) 自然動態の推移

平成 21 年から平成 30 年までの自然動態の推移をみると、一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

平成 30 年の出生数は 218 人、死亡数は 556 人で、338 人の自然減となっています。

図 5 出生数・死亡数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

表 2 自然動態の推移

(単位：人)

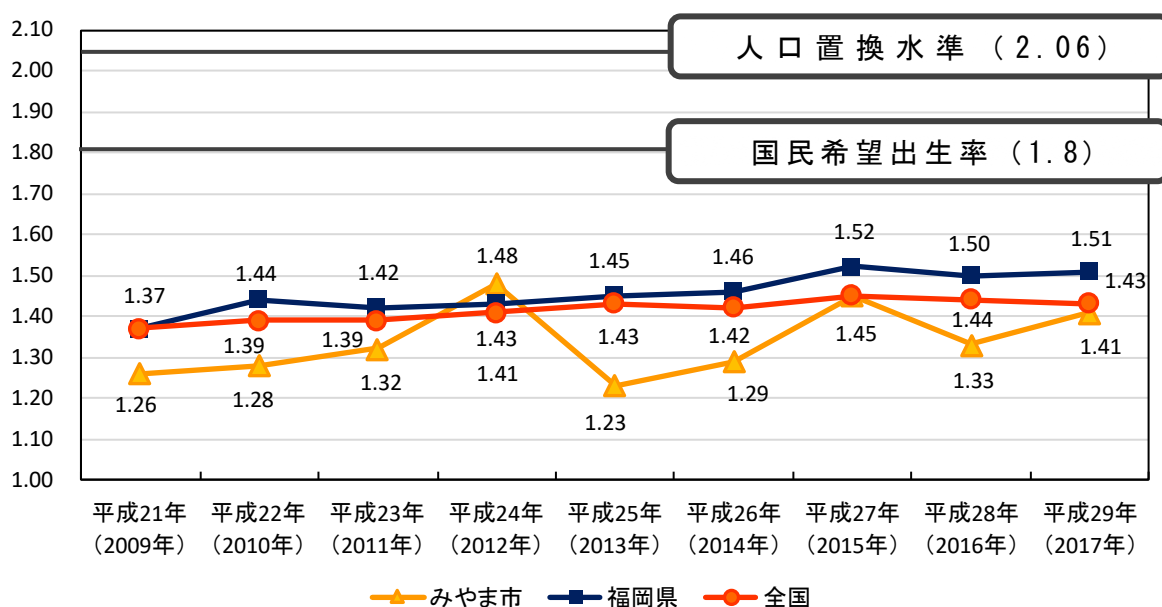
	平成 21 年 (2009 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
出生数	252	252	252	266	210	225	226	218	219	218
死亡数	526	542	594	579	558	575	515	584	602	556
自然増減	-274	-290	-342	-313	-348	-350	-289	-366	-383	-338

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、期間を通じて、国、県を下回る年が多くなっており、国民希望出生率※（1.8）や人口置換水準※（2.06）とは開きがあり、少子化傾向が続いている状況にあります。

図6 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」
※みやま市は独自に算出

※ 国民希望出生率

国立社会保障・人口問題研究所（※以下「社人研」という）「出生動向基本調査」（第15回、平成27年）によると、18～34歳の独身者では、男女ともに約9割は「いずれ結婚するつもり」であり、結婚した場合の希望子どもの数は男性1.91人、女性2.02人となっている。また、同調査によると、夫婦の予定子どもの数は2.01人となっている。若い世代における、こうした希望等が叶うとした場合に想定される出生率を「国民希望出生率」として、一定の仮定に基づく計算を行えば、概ね1.8程度となる。

※ 人口置換水準

現在の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率。

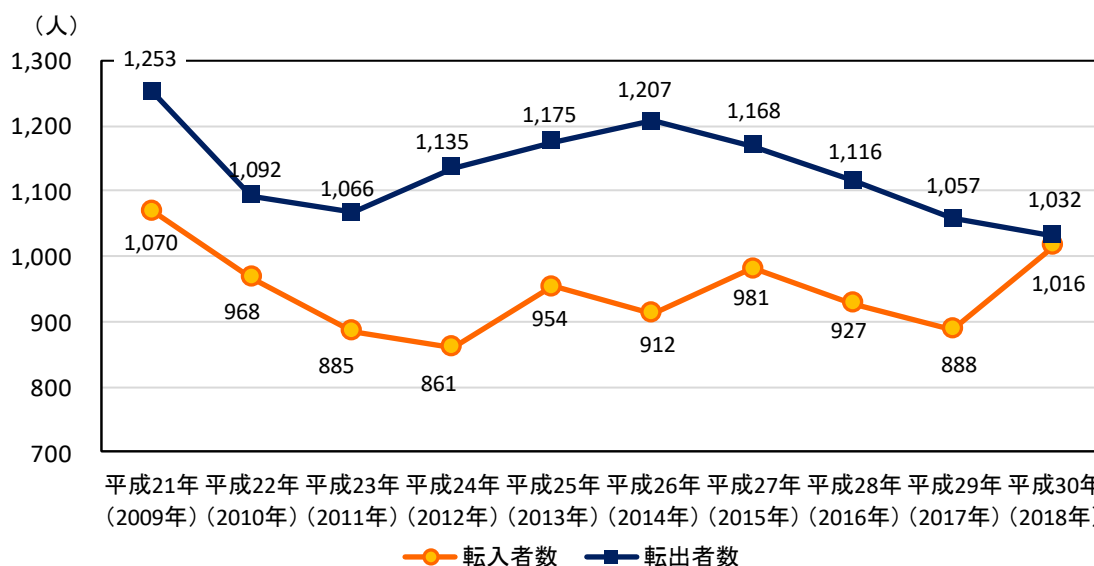
社人研「人口統計資料集2019」によると、人口置換水準は、2001年から2016年は2.07で推移し、2017年は2.06となっている。

(3) 社会動態の推移

平成 21 年から平成 30 年までの社会動態の推移をみると、一貫して転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、平成 26 年を境にその差は縮小しています。

平成 30 年の転入数は 1,016 人、転出数は 1,032 人で、特に転入数は前年より大幅に増加しています。

図 7 転入者数・転出者数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

表 3 社会動態の推移

(単位：人)

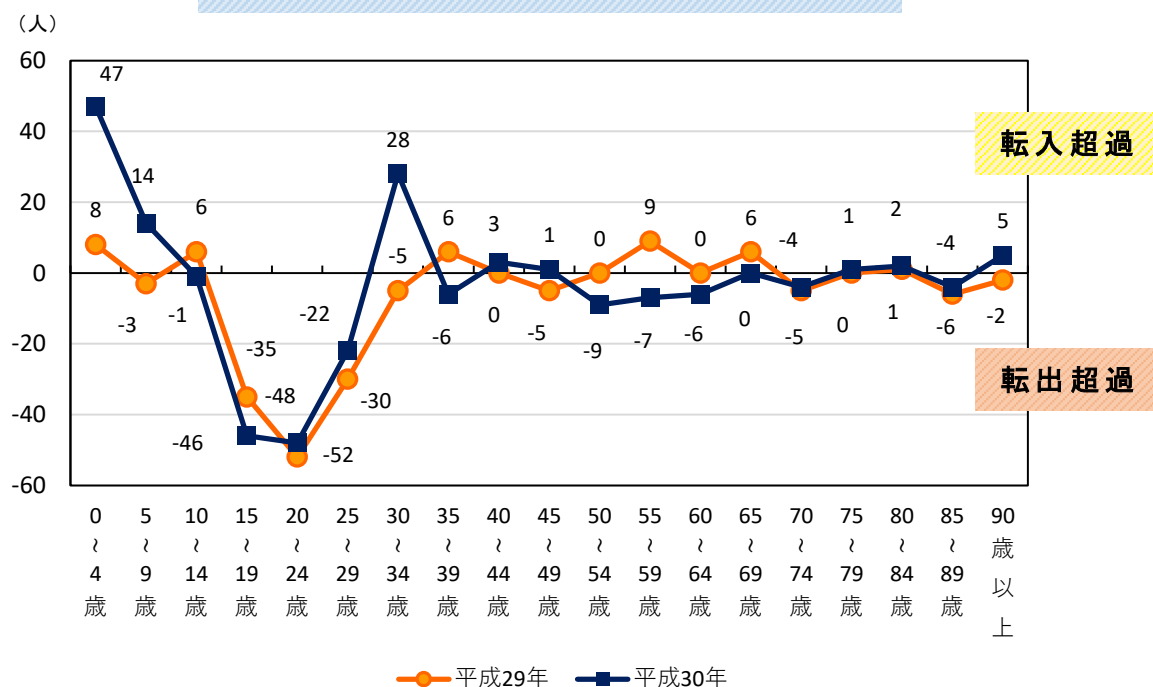
	平成 21 年 (2009 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)
転入数	1,070	968	885	861	954	912	981	927	888	1,016
転出数	1,253	1,092	1,066	1,135	1,175	1,207	1,168	1,116	1,057	1,032
社会増減	-183	-124	-181	-274	-221	-295	-187	-189	-169	-16

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

（４）年齢階層別転入・転出の状況

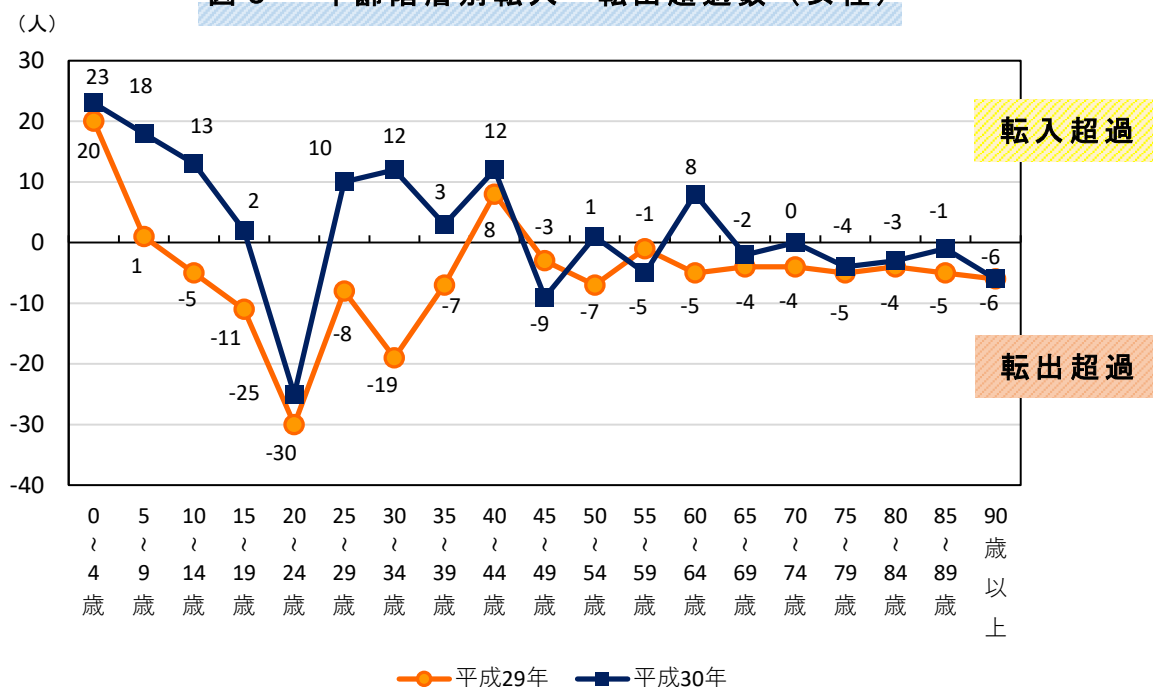
転入・転出状況を年齢階層別にみると、男性では15～19歳から20～24歳までが大幅な転出超過になっていますが、平成30年に30～34歳は、前年と比べて大きく転入超過数が増加しています。女性では、特に20～24歳が大幅な転出超過になっていますが、15～19歳や25～34歳といった若い世代が平成30年では転入超過になっています。

図8 年齢階層別転入・転出超過数（男性）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図9 年齢階層別転入・転出超過数（女性）



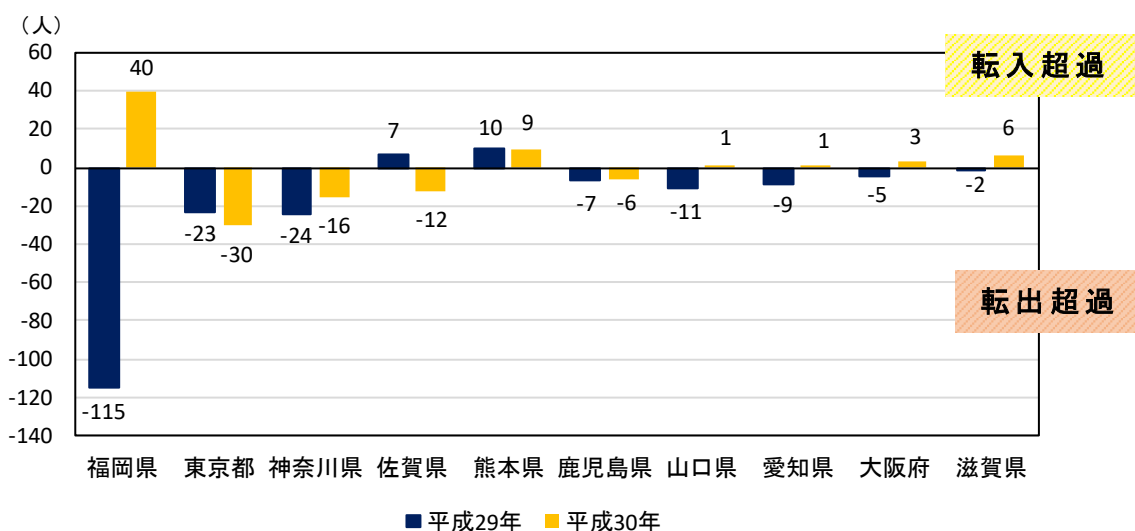
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(5) 地域別転入・転出の状況

平成 29・30 年の転入・転出状況を都道府県別にみると、福岡県内市町村での移動が多くを占めており、平成 29 年は 115 人の転出超過となっていました。平成 30 年は 40 人の転入超過に転じています。東京都や神奈川県へは毎年一定数の転出超過となっています。一方、熊本県からは転入超過となっています。

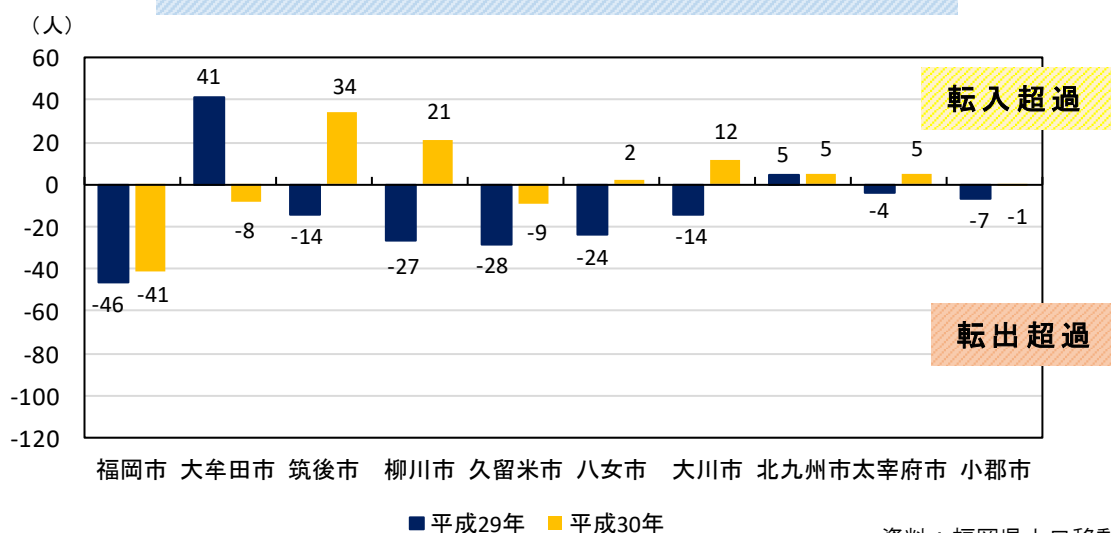
また、転入・転出状況を県内の市町村別にみると、福岡市への転入超過が多くなっています。大牟田市や筑後市、柳川市、八女市といった近隣自治体には年ごとに転入出超過の差がみられ、頻繁な人口移動があることがうかがえます。

図 10 都道府県別転入・転出超過数（一部抜粋）



資料：福岡県人口移動調査

図 11 県内市町村別転入・転出超過数（一部抜粋）

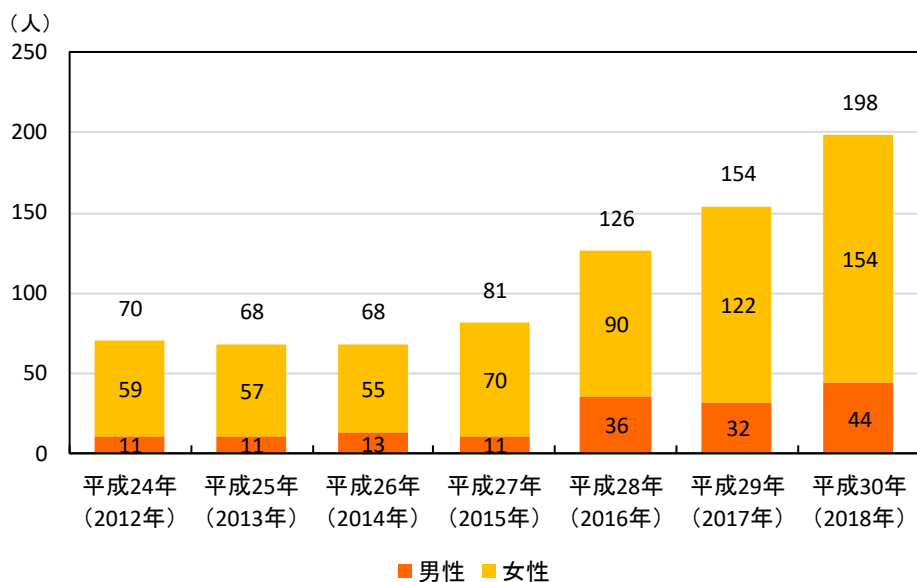


資料：福岡県人口移動調査

(6) 外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、平成 27 年から増加傾向が続いています。男女別でみると、女性が多くを占めており、平成 30 年においては、4 分の 3 以上を占めています。

図 12 外国人人口の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

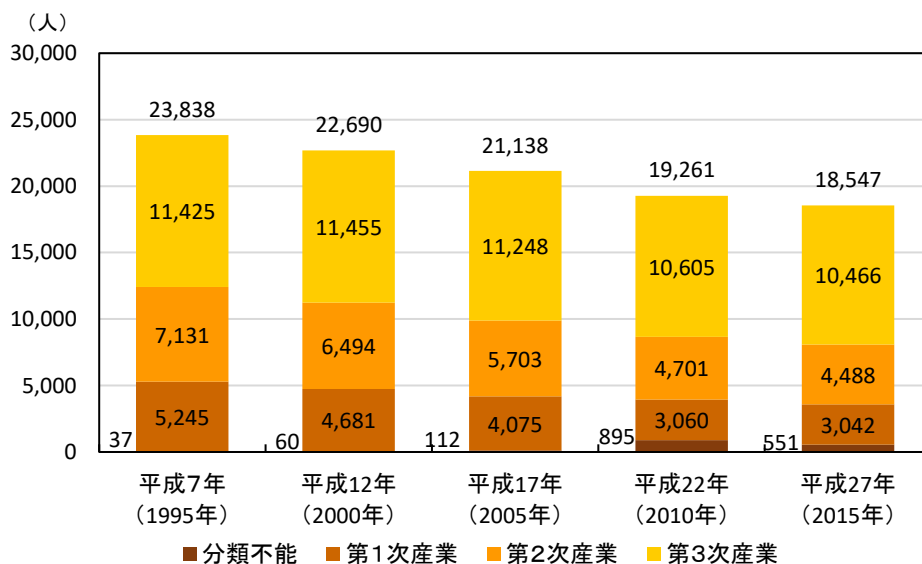


3. 地域経済の状況

(1) 産業別就業人口の推移

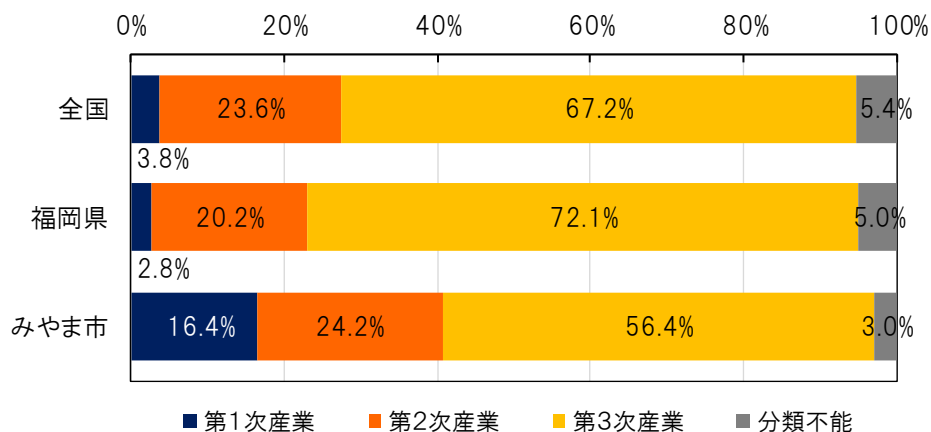
産業別就業人口の推移をみると、平成12年以降は全産業分野ともに減少傾向にあります。産業別の構成比は、第1次産業人口が平成27年で16.4%と、国、県に比べるとかなり高い割合となっています。

図13 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

図14 産業別就業人口構成比



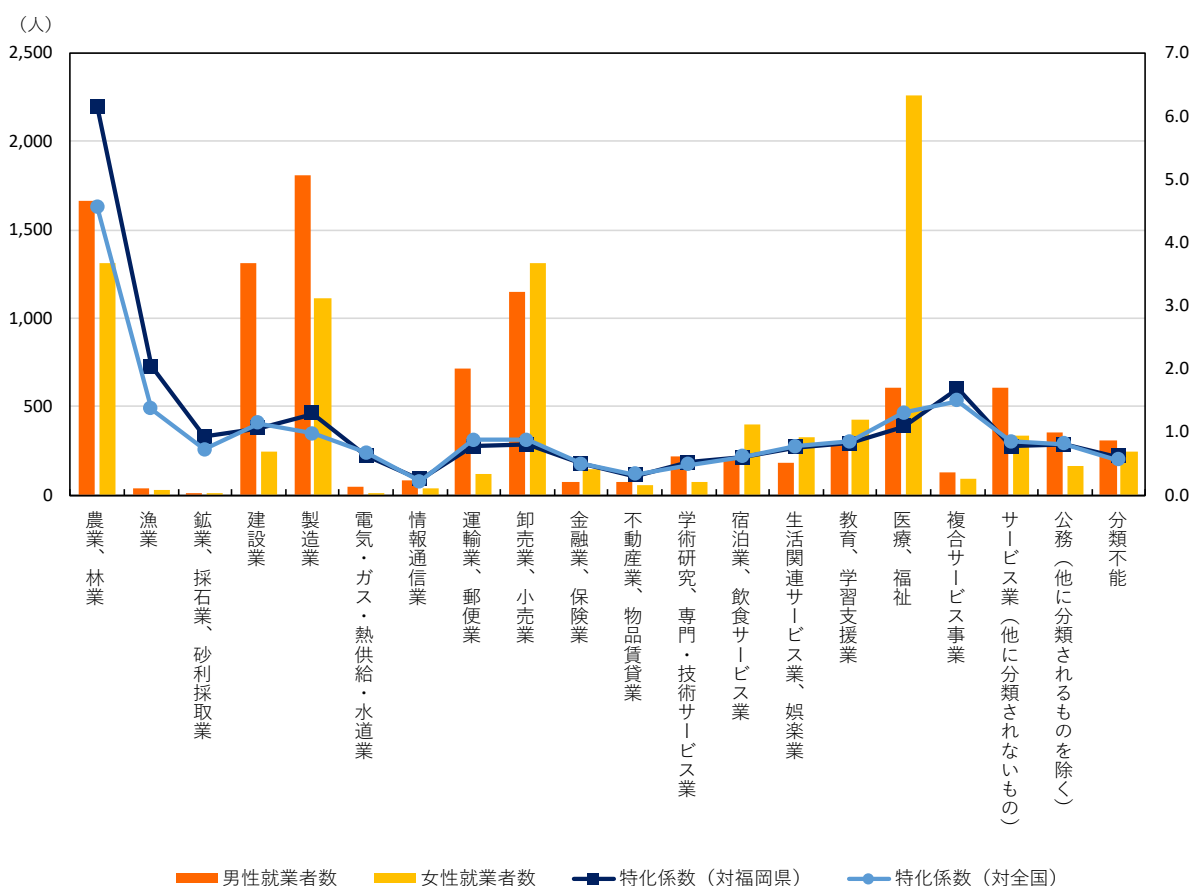
資料：国勢調査（平成27年）

(2) 産業（大分類）別就業人口

産業（大分類）別就業人口を男女別にみると、男性は製造業、農業・林業、建設業、卸売業・小売業、女性は医療・福祉、卸売業・小売業、農業・林業、製造業の就業者数が多くなっています。

また、国、県に対する特化係数※をみると、農業・林業と製造業、複合サービス事業（信用事業、保険事業または共済事業とあわせて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局、農業協同組合等が分類される。）の就業者割合が高くなっていることがわかります。

図 15 産業（大分類）別就業人口



資料：国勢調査（平成 27 年）

※ 特化係数

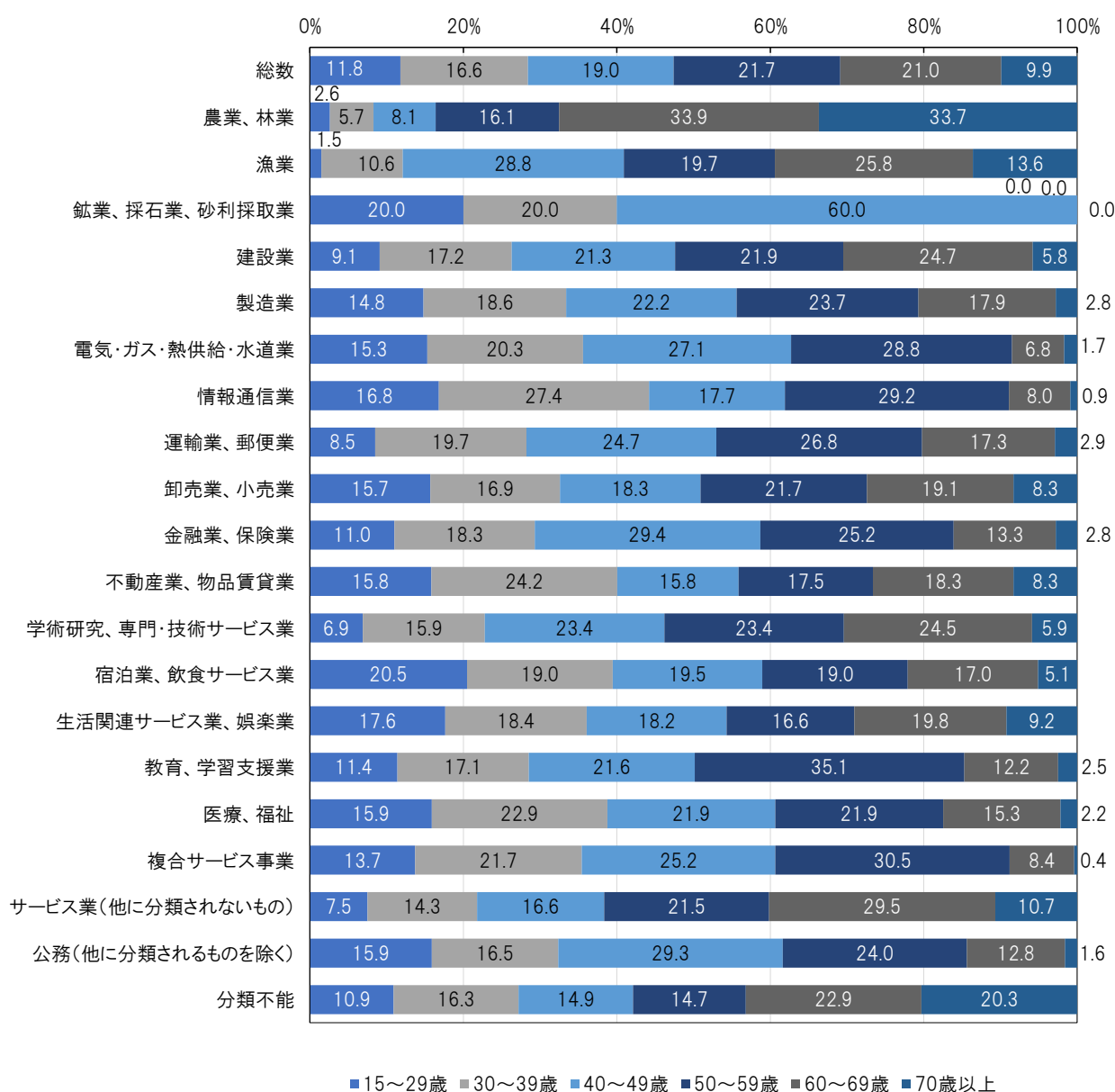
本市のX産業の就業者比率／福岡県（または全国）のX産業の就業者比率

(3) 年齢階層別産業人口

産業（大分類）別就業人口を年齢階層別にみると、本市の基幹産業である農業・林業就業者の約3分の2が60歳以上であることがわかります。

また、情報通信業は、他の産業に比べ40歳未満の就業者の割合が高くなっています。

図 16 年齢階層別産業人口



資料：国勢調査（平成 27 年）

(4) 市内総生産額の推移

市内総生産額の推移をみると、平成28年度では878億円となっており、前年と比べ15億円減少しています。総生産額は、平成19年度以降減少傾向にあり、特に第1次産業及び第2次産業の生産額の減少が目立っていましたが、平成24年度は大きく改善しています。

平成28年度の産業別の構成比をみると、第1次産業8.7%、第2次産業20.9%、第3次産業69.6%となっています。

表4 市内総生産額の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 構成比
第1次産業	7,595	7,560	7,082	7,208	6,716	7,282	6,337	6,136	6,240	7,670	8.7%
農林水産業	7,595	7,560	7,082	7,208	6,716	7,282	6,337	6,136	6,240	7,670	8.7%
第2次産業	19,934	15,523	16,830	17,215	8,877	18,046	25,506	21,604	21,149	18,326	20.9%
鉱工業	9,506	8,875	9,016	9,743	2,395	11,085	12,229	11,613	10,960	9,623	10.9%
建設業	10,428	6,648	7,814	7,472	6,482	6,961	13,277	9,991	10,189	8,703	9.9%
第3次産業	63,452	61,543	61,943	61,249	60,569	59,446	59,375	59,449	61,081	61,177	69.6%
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2,272	2,189	2,355	2,310	2,016	1,841	1,979	2,090	2,480	2,727	3.1%
卸売・小売業	6,917	6,833	7,047	6,945	6,976	6,784	6,808	6,751	6,497	6,121	7.0%
運輸・郵便業	4,280	3,850	3,736	3,623	3,731	3,505	3,520	3,636	4,544	4,488	5.1%
宿泊・飲食サービス業	1,887	1,743	1,720	1,609	1,585	1,558	1,584	1,617	1,507	1,550	1.8%
情報通信業	254	265	282	248	209	108	57	—	29	50	0.1%
金融・保険業	3,951	3,320	3,231	2,960	2,625	2,394	2,249	2,075	1,999	1,929	2.2%
不動産業	17,235	16,884	17,179	17,287	17,380	17,213	17,488	17,366	17,513	17,764	20.2%
専門・科学技術・業務支援サービス業	2,520	2,684	2,528	2,384	2,367	2,358	2,372	2,350	2,419	2,553	2.9%
公務	5,473	5,439	5,276	4,965	4,763	4,486	4,254	4,314	4,351	4,233	4.8%
教育	4,461	4,532	4,428	4,418	4,334	4,368	4,220	4,387	4,385	4,135	4.7%
保健衛生・社会事業	8,955	8,817	9,441	9,872	9,976	10,403	10,484	10,418	10,875	11,152	12.7%
その他のサービス	5,247	4,987	4,720	4,628	4,607	4,428	4,360	4,445	4,482	4,475	5.1%
輸入品に課される税・関税等	556	640	434	598	677	710	794	1,021	920	715	0.8%
市内総生産額	91,537	85,269	86,290	86,270	76,837	85,484	92,012	88,210	89,392	87,889	100%

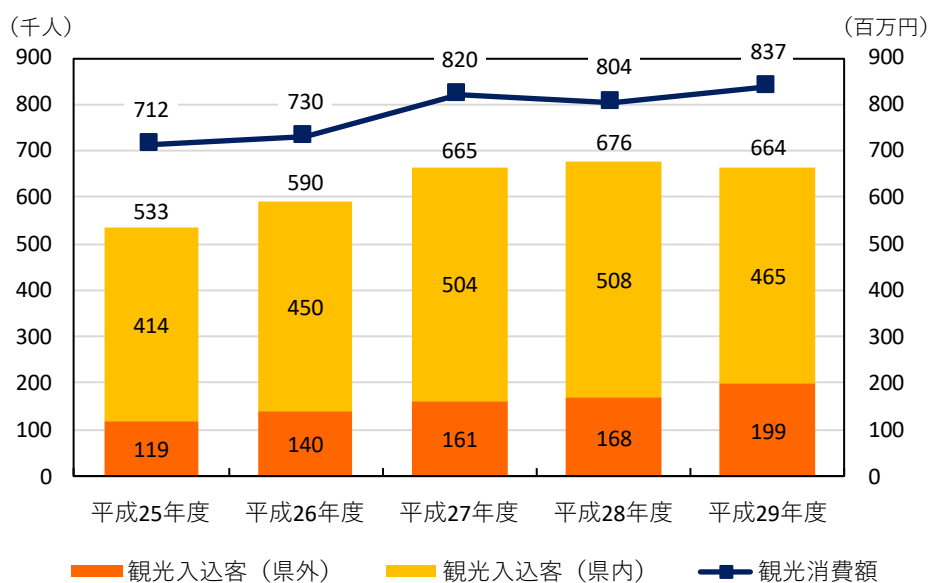
資料：市町村民経済計算

（５）観光入込客数と観光消費額の推移

観光入込客数の推移をみると、年々増加傾向になっており、平成29年度では66万4千人が来訪しています。内訳をみると、県外からの来訪者が5年間で1.5倍以上になっています。

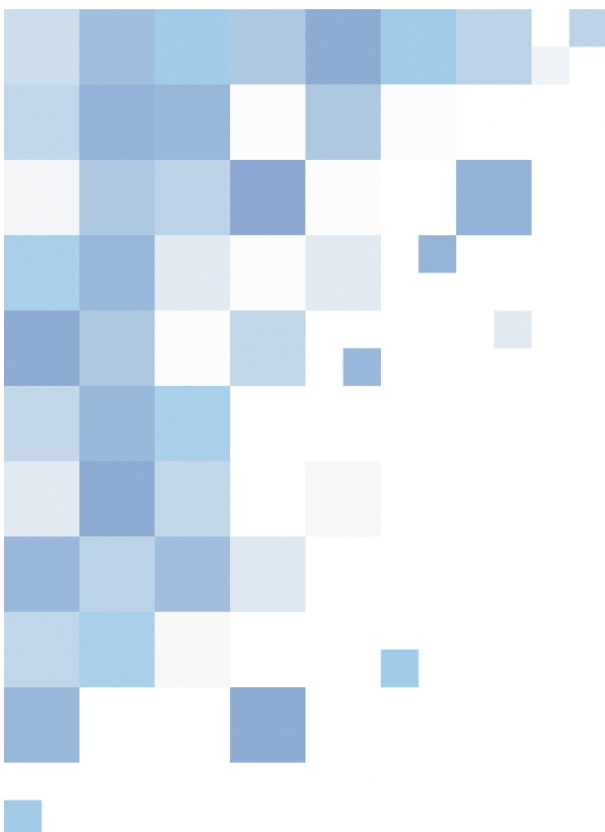
同様に観光消費額も増加傾向になっており、平成29年度では約8.4億円となっています。

図 17 観光入込客数と観光消費額の推移



資料：福岡県観光入込客推計調査





第2章 将来人口の見通しと 人口の変化が与える影響

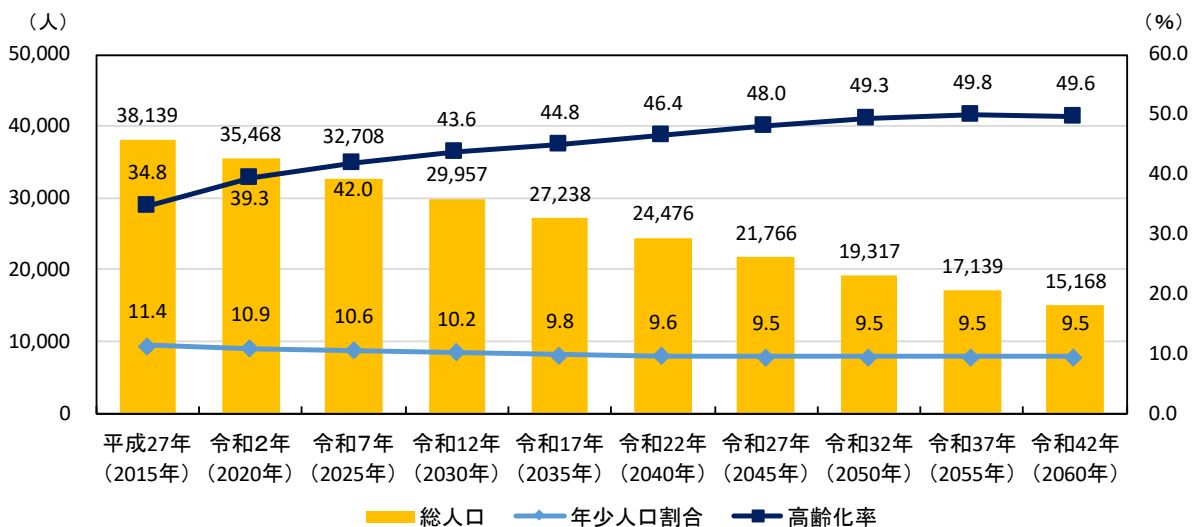


1. 将来人口の見通し

社人研が平成 30 年に公表した推計によると、本市の人口は今後さらに減少し続け、平成 27 年を基準として 25 年後の令和 22 年には 13,663 人減の 24,476 人、45 年後の令和 42 年には 22,971 人減の 15,168 人と推計されています。高齢化率は上昇を続け、令和 27 年以降は 50%弱のまま推移し、令和 37 年以降減少する見込みです。年少人口割合は緩やかに低下して、令和 17 年以降はほぼ横ばいで推移していきます。

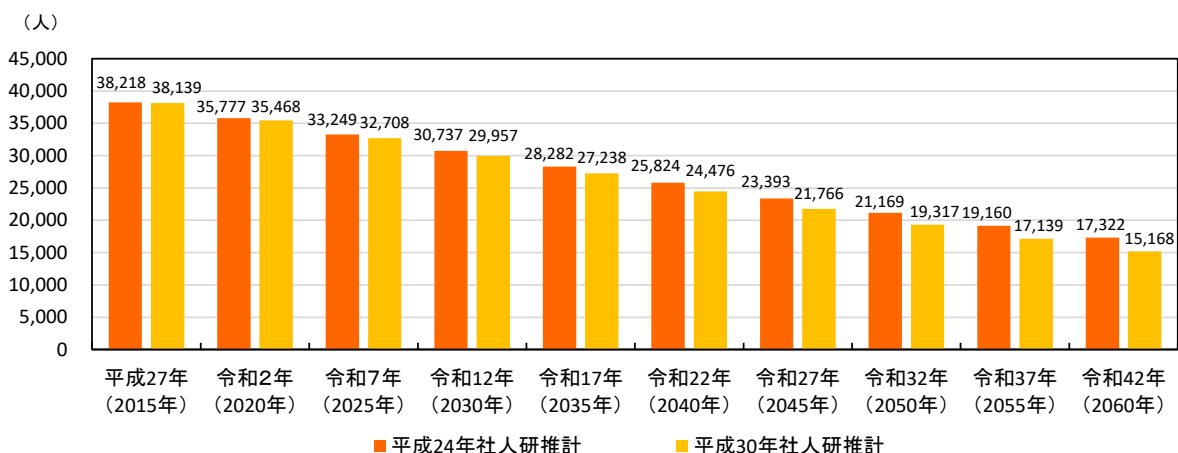
平成 24 年に公表された推計と比較すると、平成 30 年の推計の方が少ない数値で推移しており、令和 42 年では約 2,000 人少なくなっています。

図 18 みやま市の人口推計（社人研推計）



資料：社人研推計人口（平成 30 年公表）※平成 27 年は実績値、令和 2 年以降は推計値

図 19 みやま市の人口推計について、H24 社人研推計と H30 社人研推計の比較



資料：社人研推計人口（平成 24 年・平成 30 年公表）※平成 27 年は実績値、令和 2 年以降は推計値

社人研推計について

・主に平成22年から平成27年の人口の動向を勘案して将来の人口を推計

＜出生・死亡に関する仮定＞

出生は平成27年の全国の子ども女性比と各市区町村の子ども女性比との比率が概ね維持されるものとして仮定（みやま市は1.47程度で推移）。

死亡は55～59歳→60～64歳以下については、5年間の全国と県の生残率の比率を県内の市町村に一律に適用。60～64歳→65～69歳以上では上述に加えて10年間の県と市町村の生残率の比を市町村ごとに適用。

＜人口移動に関する仮定＞

原則として5年間の移動率が継続すると仮定して算出。

わが国では3つの段階を経て人口が減少すると考えられています。

まず、老年人口が増加する一方で年少・生産年齢人口が減少する第1段階、老年人口は横ばいか微減し、年少・生産年齢人口のみ減少する第2段階、さらに、老年人口も年少・生産年齢人口も減少する第3段階です。

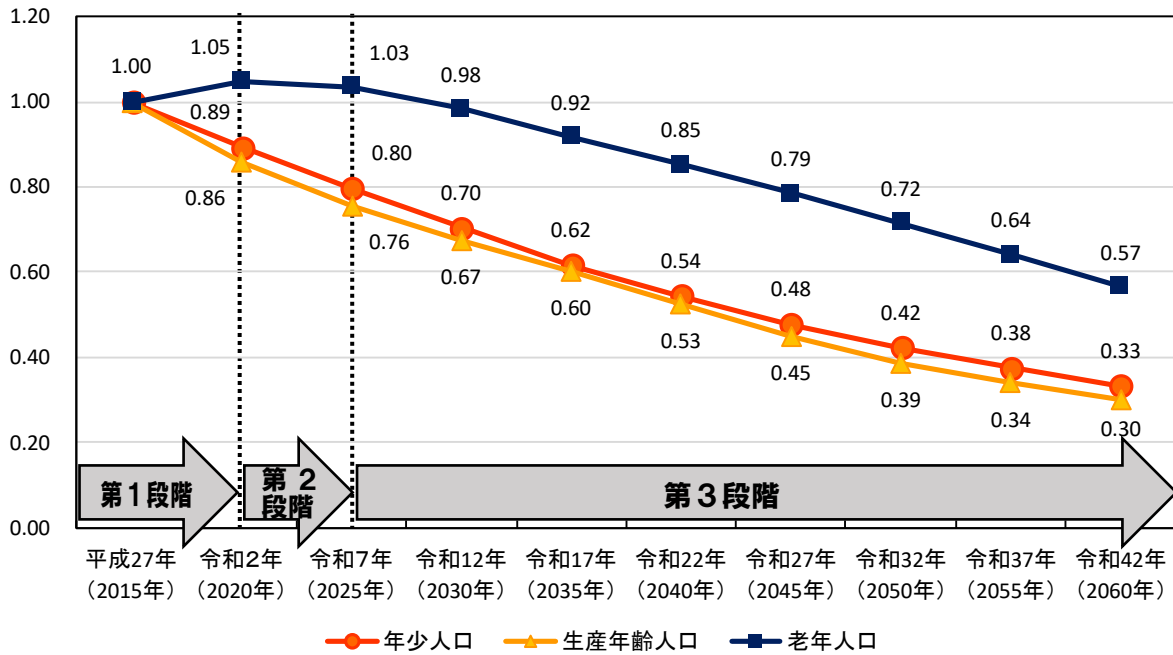
全国平均では、それぞれの段階がおおむね令和22年、令和42年を境に移行すると推測されていますが、市町村によって大きな地域性がみられます。

本市においては、現在、老年人口が増加、年少・生産年齢人口が減少している第1段階に位置していますが、今後の人口推計結果（次ページ、図20参照）を踏まえて考えると、第2段階、第3段階への移行は全国平均よりかなり早く、令和7年以降は第3段階に突入する可能性が高くなっています（表5参照）。

表5 人口減少段階の分析によるみやま市の該当位置

	【第1段階】 老年人口増加 年少・生産年齢人口減少	【第2段階】 老年人口維持・微減 年少・生産年齢人口減少	【第3段階】 老年人口減少 年少・生産年齢人口減少
全国平均	平成27～令和22年	令和22年～令和42年	令和42年～
みやま市	平成27～令和2年	令和2年～令和7年	令和7年～

図 20 人口減少段階の分析（みやま市）



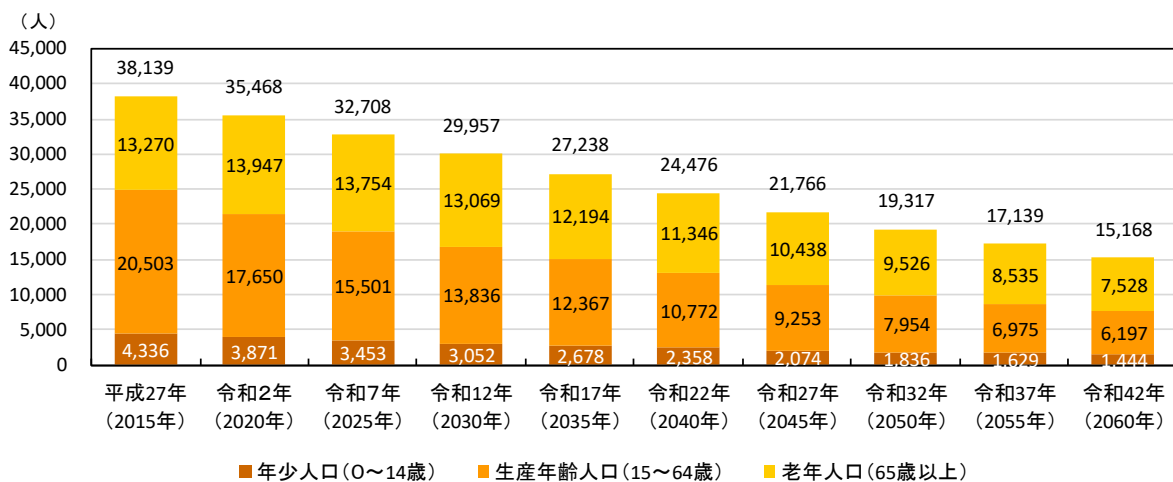
※社人研推計値を平成 27 年の実績値を 1 とした場合の指数で表示

2. 年齢3区分別人口の見通し

社人研の推計によると、年少人口、生産年齢人口は今後も減少傾向が続く見込みです。

また、老年人口は、令和 2 年頃までは増加しますが、その後減少に転じる見込みです。ただし、その減少率を総人口の減少率が上回るため、高齢化率はその後も上昇を続け、令和 37 年には 49.8%となる見込みです（図 18 参照）。

図 21 みやま市の年齢 3 区分別人口の推移（社人研推計）



資料：社人研推計人口（平成 30 年公表）※平成 27 年は実績値、令和 2 年以降は推計値

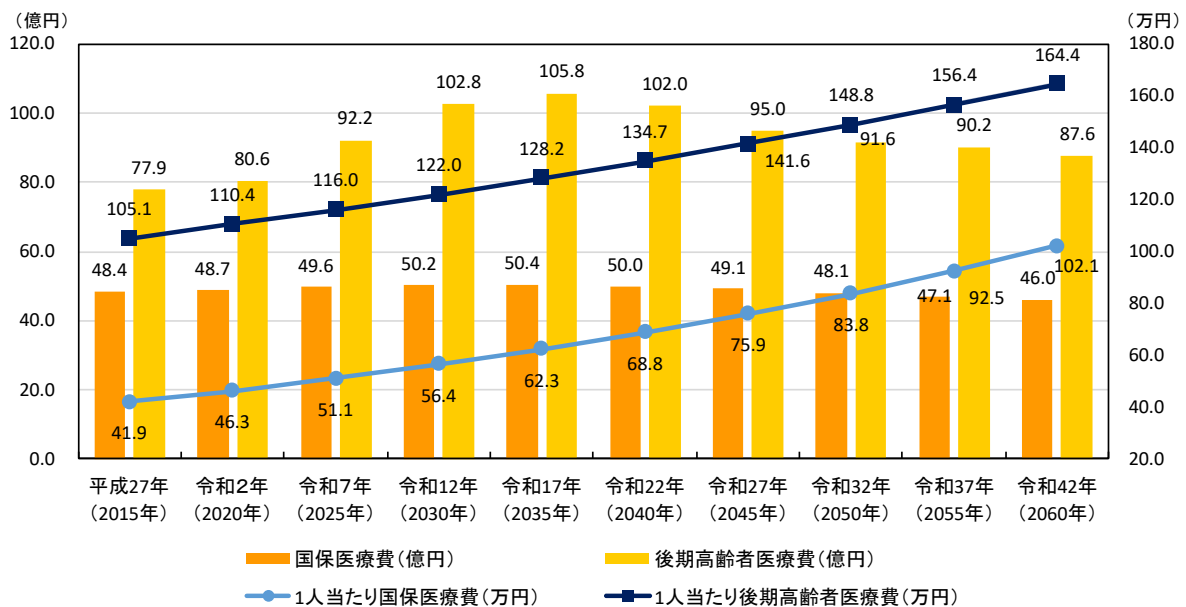
3.

人口の変化が与える影響

(1) 医療費への影響

現行の制度が維持されることを前提として推計を行うと、今後も令和17年頃までは医療費は増加していくと予測されます。その後、国保医療費は横ばいで推移する見込みですが、後期高齢者医療費は後期高齢者数の減少に伴い減少していくことが見込まれます。

図 22 みやま市の医療費の推計



※平成27年は実績値、令和2年以降は推計値

推計の条件

国保医療費：推計人口に平成27年度の国保加入率29.7%を掛け、被保険者数を算出し、それに1人当たりの医療費をかけて算出。

後期高齢者医療費：75歳以上の推計人口に1人当たりの医療費をかけて算出。

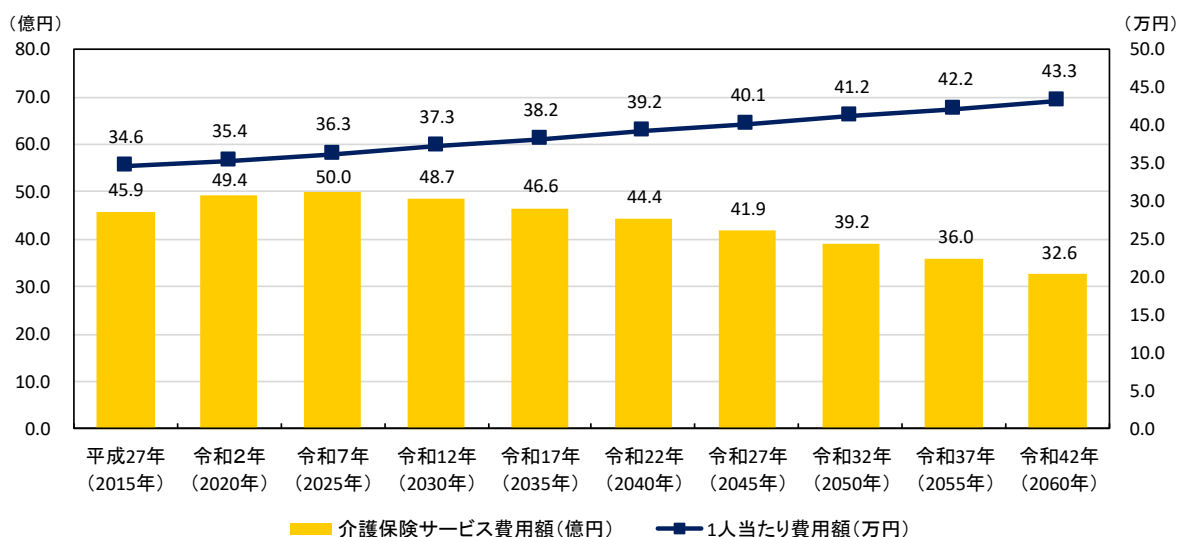
1人当たり国保医療費：平成27年の1人当たり医療費から、年2%の伸び率で1人当たり医療費が伸びると仮定して算出。

1人当たり後期高齢者医療費：平成27年の1人当たり医療費から、年1%の伸び率で1人当たり医療費が伸びると仮定して算出。

（２）介護保険サービス費用額への影響

現行の制度が維持されることを前提として推計を行うと、今後も令和７年頃までは介護保険サービス費用額は増加していくと予測されますが、その後は高齢者数の減少に伴い減少していくことが見込まれます。

図 23 みやま市の介護保険サービス費用額の推計



※平成 27 年は実績値、令和 2 年以降は推計値

推計の条件

介護保険サービス費用額：65 歳以上の推計人口に 1 人当たりの介護保険給付費をかけて算出。
 1 人当たり費用額：平成 27 年の 1 人当たり介護保険サービス費用額から、年 0.5% の伸び率で 1 人当たり介護保険サービス費用額が伸びると仮定して算出。

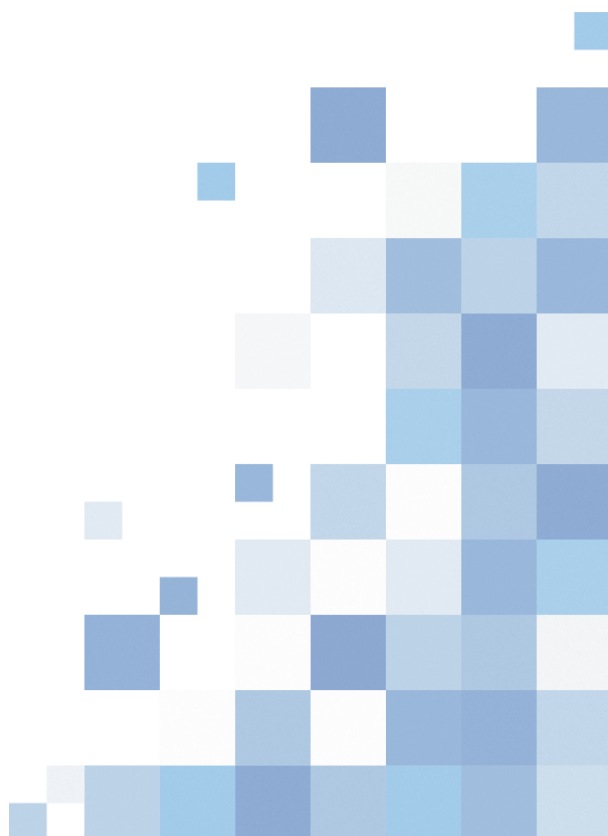
（３）行財政への影響

本市における人口減少や少子高齢化の進行は、歳入面では市税等の減収や地方交付税の減少など財源の確保に大きく影響を及ぼします。また、歳出面では公共施設等の老朽化対策や増加する行政需要に対応した都市基盤の整備、複雑・多様化する市民ニーズへの対応など、新たな課題への対応が求められ、これまで以上に厳しい行財政運営が予想されます。

本市では、これまで市民参加型行政の推進をはじめ行政サービスの向上、定員及び給与の適正管理、効率的な行政システムの実現、健全な財政運営など、3 次わたる行政改革に取り組んできましたが、今後さらに「成長」と「健全化」が両立する持続可能な行財政運営が求められます。



第3章 人口の将来展望





1. 将来展望に必要な調査・分析

(1) 市民意向調査（平成 30 年 3 月～4 月）

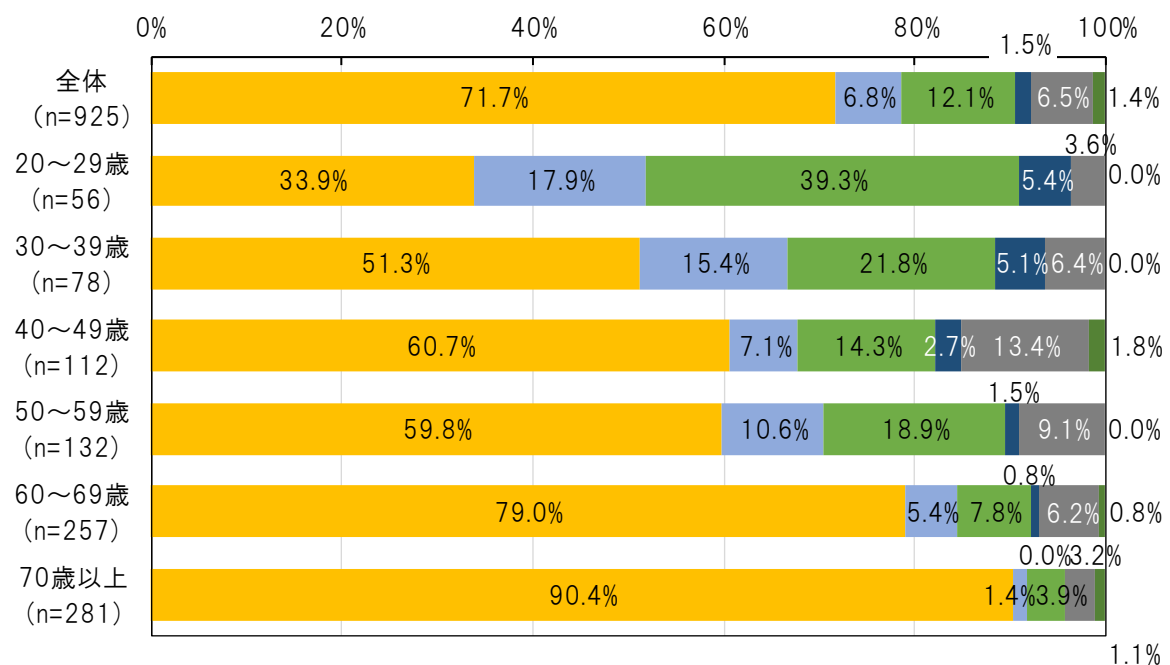
現在のまちづくりの状況や行政サービスに対する市民の意見や要望、今後の居住意向等を把握するため、市民 2,000 人（無作為抽出）を対象に「市民意向調査」を行いました。

主な調査結果は以下のとおりです。

●今後もみやま市に住みたいか

全体の 71.7%の人が「今の場所で、住み続けたい」と回答していますが、年齢階層別に見ると、20～30 代の若い世代では「将来は市外に引っ越したい」と回答した人が別の年代よりも高くなっています。

図 24 今後もみやま市に住み続けたいか



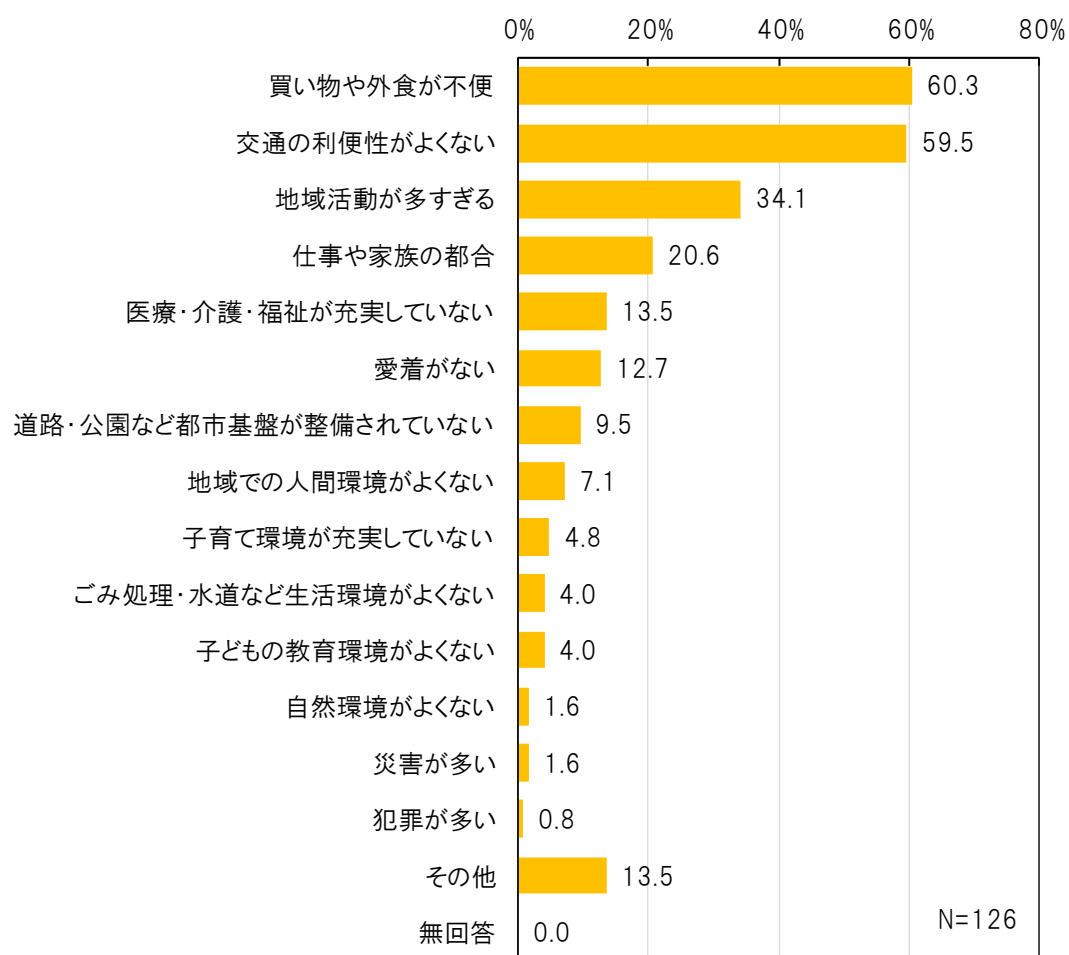
- 今の場所で、住み続けたい
- 転居するかもしれないが、その時もみやま市に住みたい
- 将来は市外に引っ越したい
- 近いうち(2年以内)に市外に引っ越す予定がある
- その他
- 無回答

資料：市民意向調査結果

●みやま市から引っ越したい理由

「将来は市外に引っ越したい」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「買い物や外食が不便」（60.3%）と「交通の利便性がよくない」（59.5%）の2つの回答割合が特に高くなっています。

図 25 みやま市から引っ越したい理由

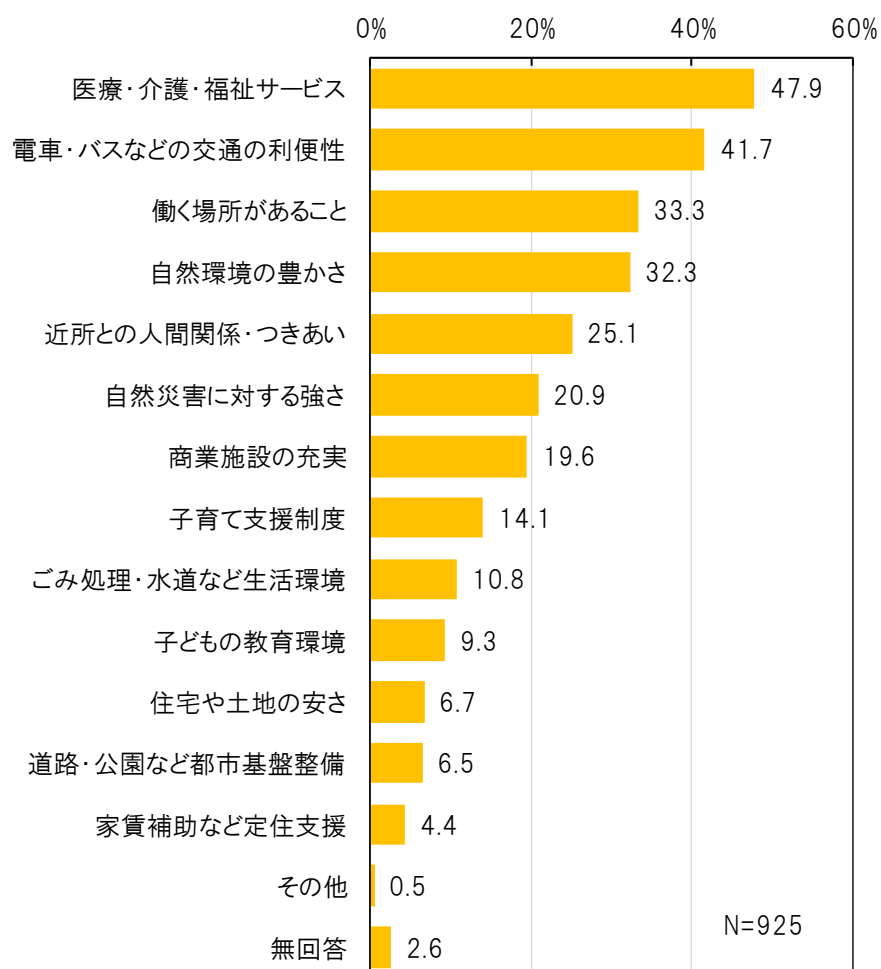


資料：市民意向調査結果

●住むところを決める上で特に重要だと思うこと

最も回答割合が高かったのは、「医療・介護・福祉サービス」(47.9%)で、以下、「電車・バスなどの交通の利便性」(41.7%)、「働く場所があること」(33.3%)、「自然環境の豊かさ」(32.3%)と続いています。

図 26 住むところを決める上で特に重要だと思うこと

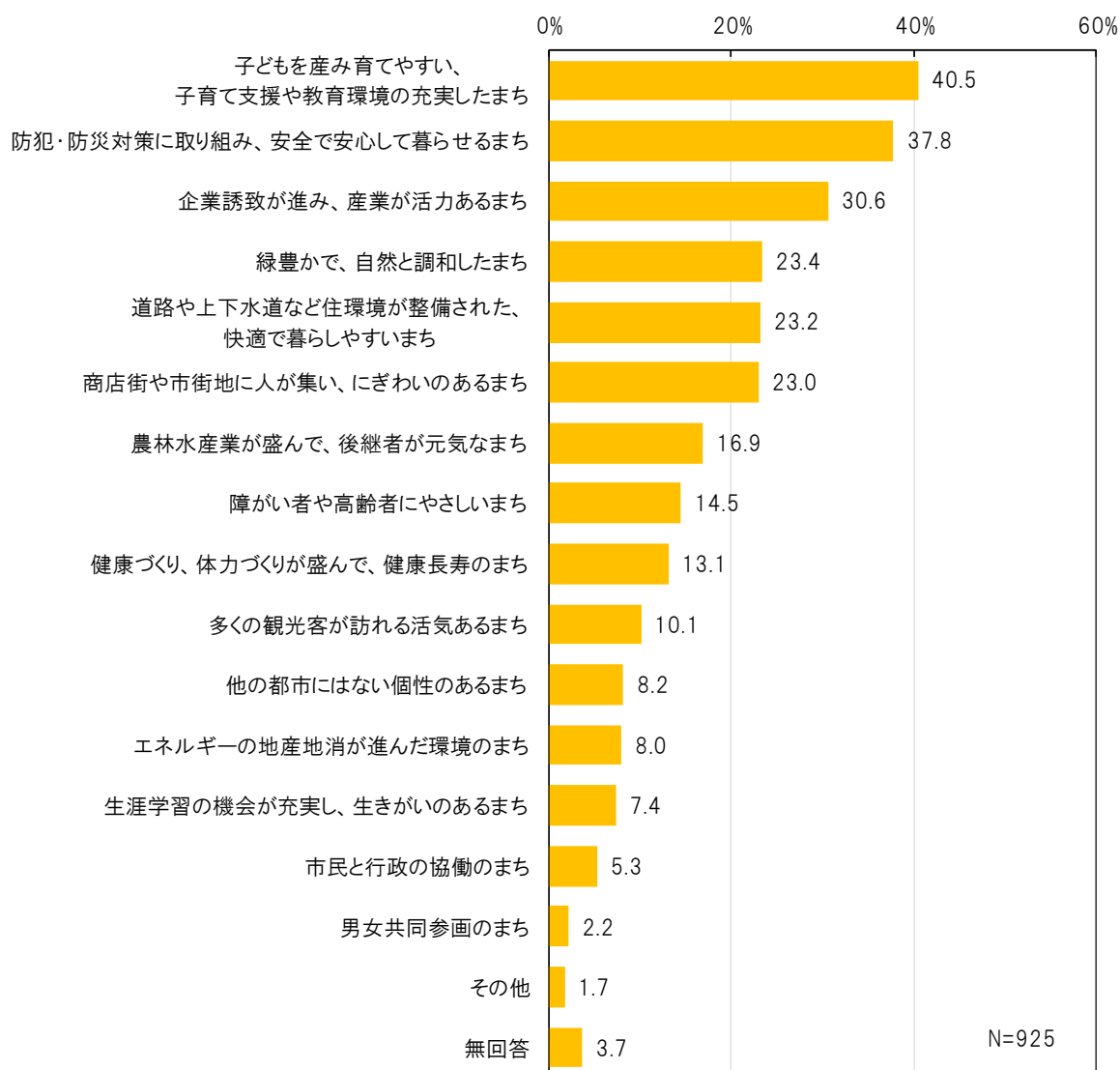


資料：市民意向調査結果

●将来のみやま市はどのようなまちになったらいいと思うか

最も回答割合が高かったのは、「子どもを産み育てやすい、子育て支援や教育環境の充実したまち」(40.5%)で、以下、「防犯・防災対策に取り組み、安全で安心して暮らせるまち」(37.8%)、「企業誘致が進み、産業が活力あるまち」(30.6%)、「緑豊かで、自然と調和したまち」(23.4%)と続いています。

図 27 将来のみやま市はどのようなまちになったらいいと思うか



資料：市民意向調査結果

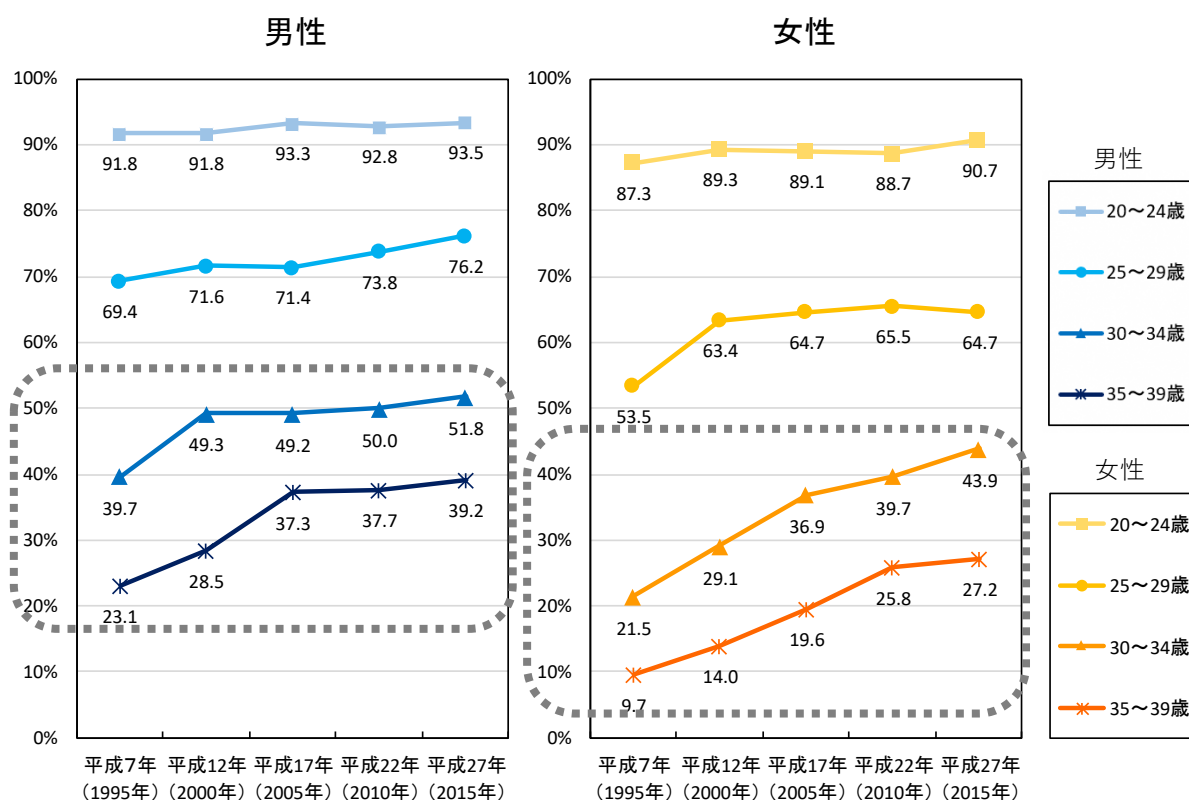
（２）結婚・子育て意識調査（令和元年８月）

国勢調査の結果をみると、本市においては平成７年から平成２７年までの２０年間で、男女ともに３０歳以上の未婚率が上昇していることがわかります。未婚率の上昇は、晩婚化、非婚化が進んでいることを示しており、近年の少子化の主な要因とされています。

そのため、若い世代が結婚や出産、子育てについてどのような意見や希望を持っているのかを把握するために、２０歳以上５０歳未満の市民５００人（無作為抽出）を対象に「結婚・子育て意識調査」を行いました。

主な調査結果は以下のとおりです。

図 28 男女別年齢階層別未婚率の推移

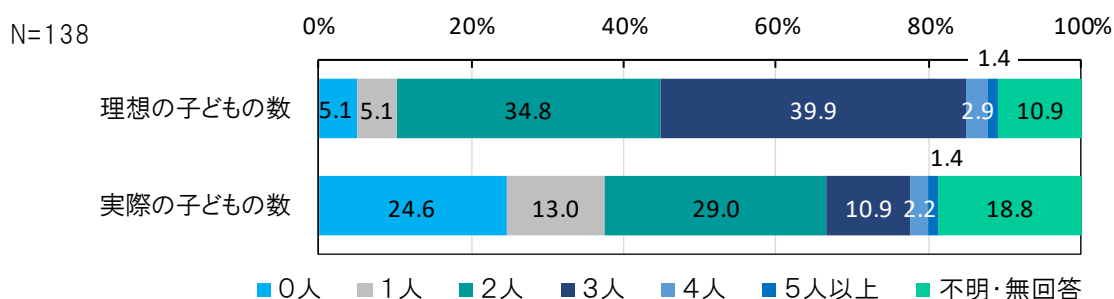


資料：国勢調査

●理想の子どもの数と実際の子どもの数

理想の子どもの数については「3人」と回答した人の割合が39.9%と最も高くなっていますが、実際の子どもの数で「3人」と回答した人の割合は10.9%で、理想と実際の差がみられます。

図 29 理想の子どもの数と実際の子どもの数

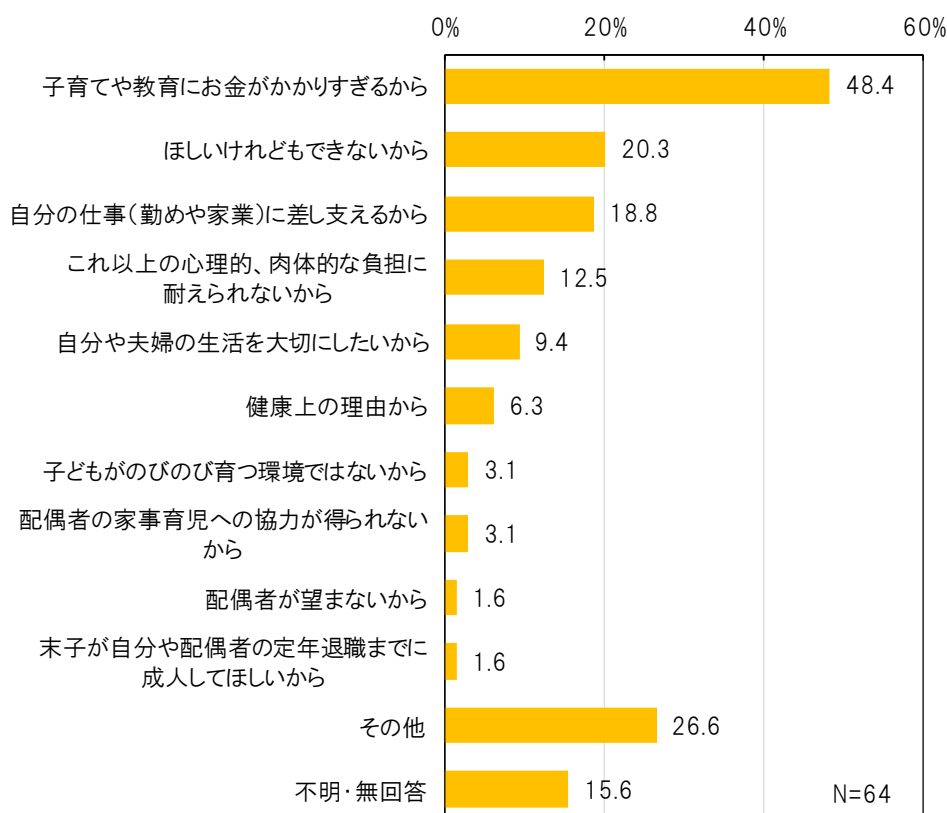


資料：結婚・子育て意識調査結果

●理想とする数の子どもを持たない（持てない）理由

実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない人にその理由を尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合が48.4%と最も高く、次いで「ほしいけれどもできないから」が20.3%となっています。

図 30 理想とする数の子どもを持たない（持てない）理由

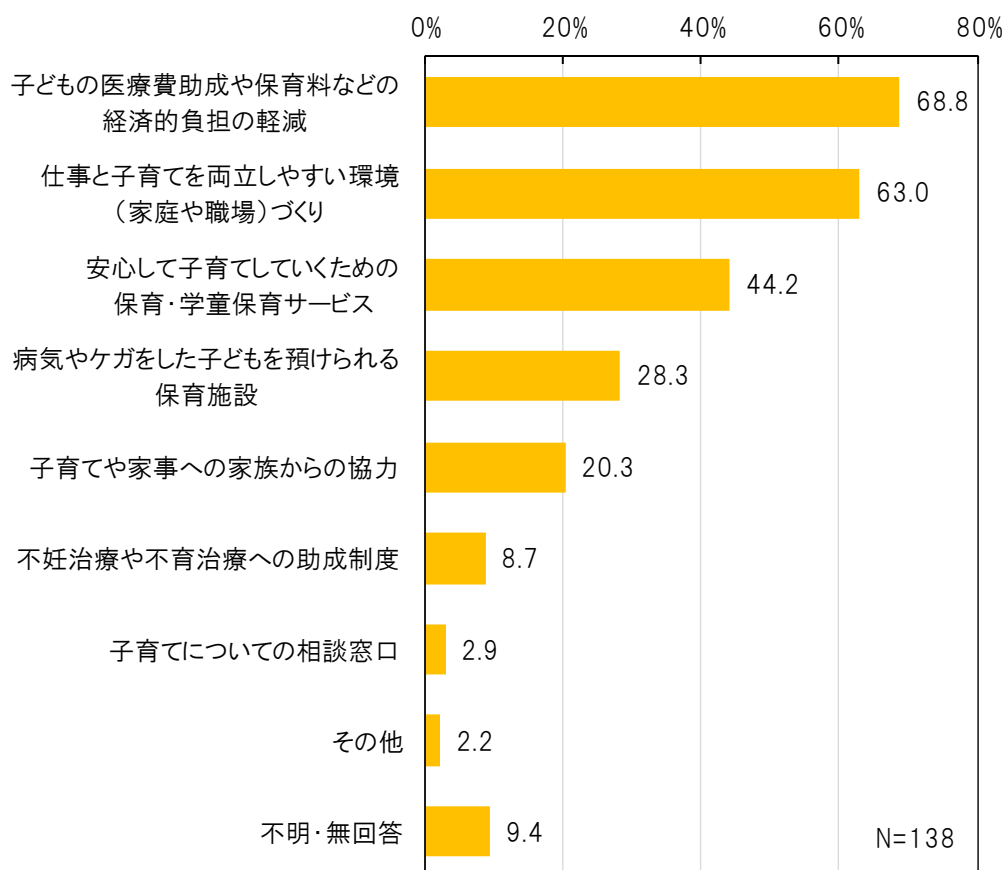


資料：結婚・子育て意識調査結果

●理想とする数の子どもを持てるようにするために充実すべき支援

最も回答割合が高かったのは、「子どもの医療費助成や保育料などの経済的負担の軽減」(68.8%)で、以下、「仕事と子育てを両立しやすい環境(家庭や職場)づくり」(63.0%)、「安心して子育てしていくための保育・学童保育サービス」(44.2%)と続いています。

図 31 理想とする数の子どもを持てるようにするために充実すべき支援

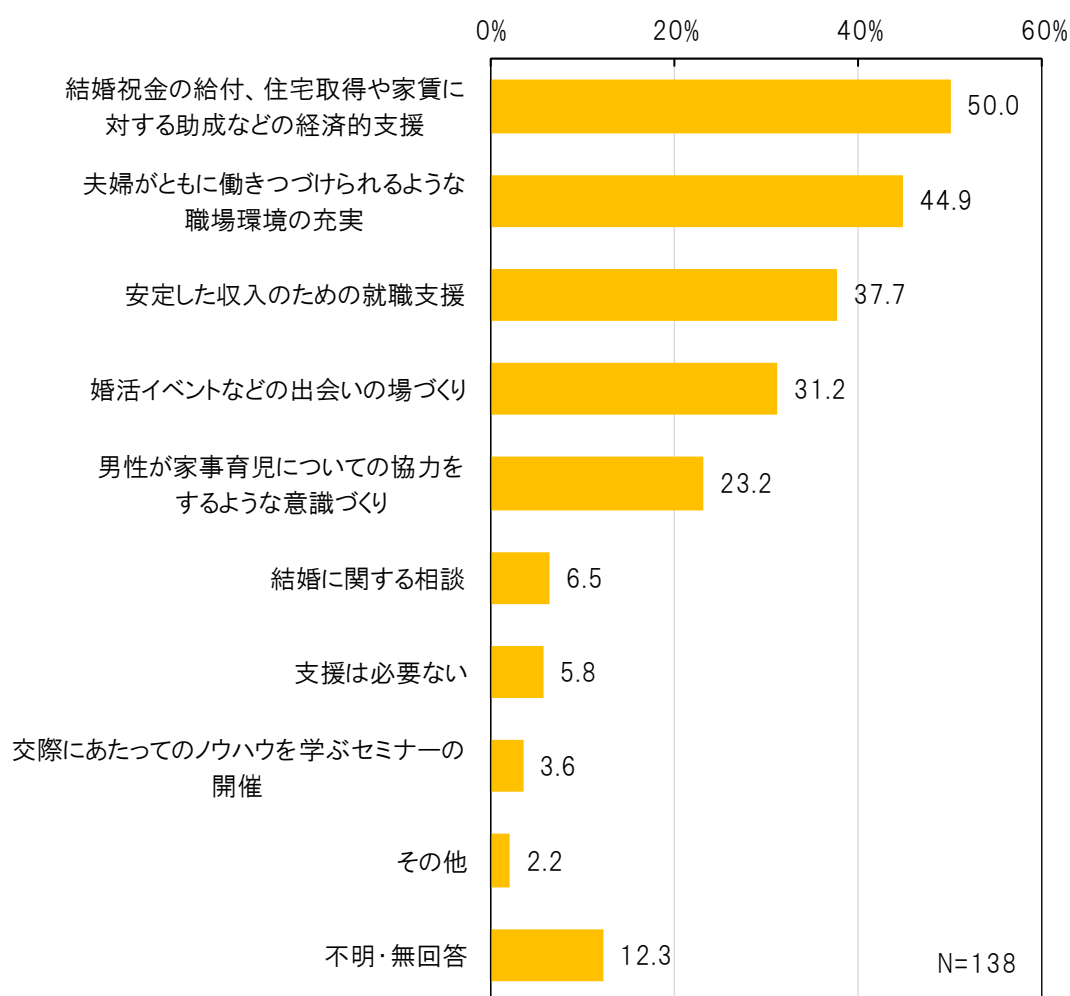


資料：結婚・子育て意識調査結果

●結婚についてあればよいと思う支援

最も回答割合が高かったのは、「結婚祝金の給付、住宅取得や家賃に対する助成などの経済的支援」(50.0%)で、以下、「夫婦がともに働きつづけられるような職場環境の充実」(44.9%)、「安定した収入のための就職支援」(37.7%)、「婚活イベントなどの出会いの場づくり」(31.2%)と続いています。

図 32 結婚についてあればよいと思う支援



資料：結婚・子育て意識調査結果

(3) 就職・進学意識調査（令和元年8月）

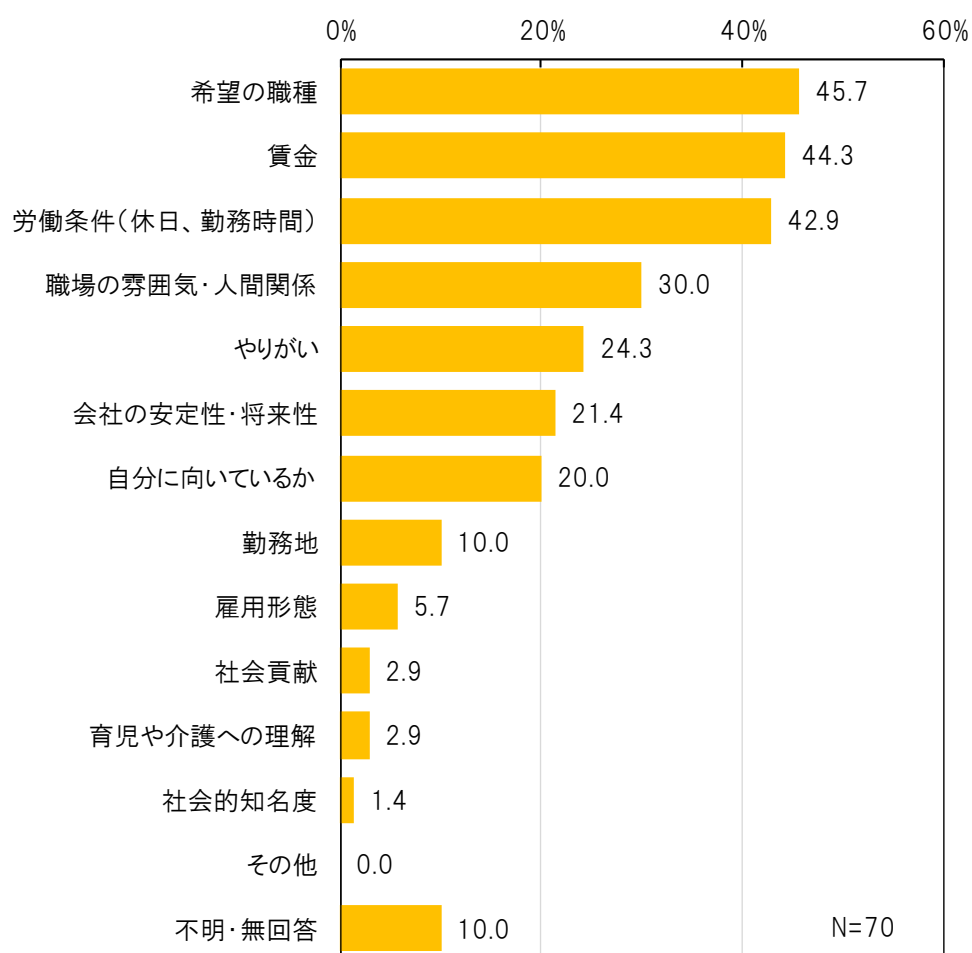
高校や大学卒業後の就職状況や就職・進路等についての意見や希望等を把握するため、17歳以上22歳以下の市民300人（無作為抽出）を対象に「就職・進学意識調査」を行いました。

主な調査結果は以下のとおりです。

●就職する際に重視する点

最も回答割合が高かったのは、「希望の職種」（45.7％）で、以下、「賃金」（44.3％）、「労働条件（休日、勤務時間）」（42.9％）、「職場の雰囲気・人間関係」（30.0％）と続いています。

図 33 就職する際に重視する点

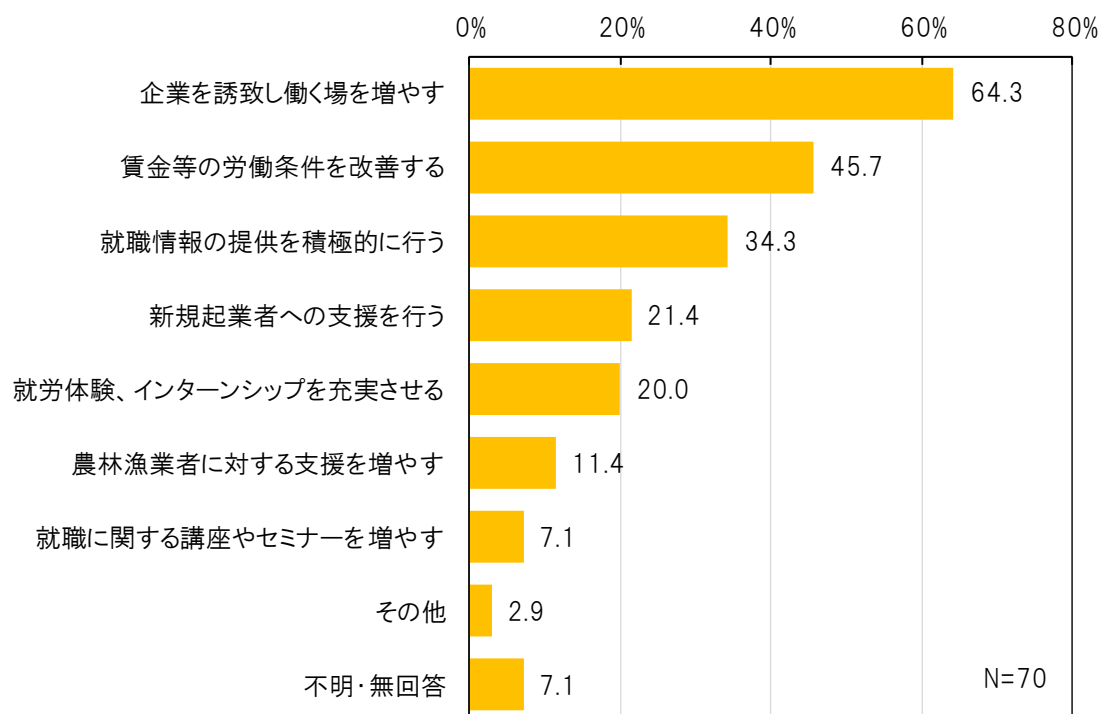


資料：就職・進学意識調査結果

●みやま市内での就職を増やすために必要な取り組み

最も回答割合が高かったのは、「企業を誘致し働く場を増やす」（64.3％）で、以下、「賃金等の労働条件を改善する」（45.7％）、「就職情報の提供を積極的に行う」（34.3％）と続いています。

図 34 みやま市内での就職を増やすために必要な取り組み



資料：就職・進学意識調査結果



（４）市外からの移住希望調査（令和元年８月）

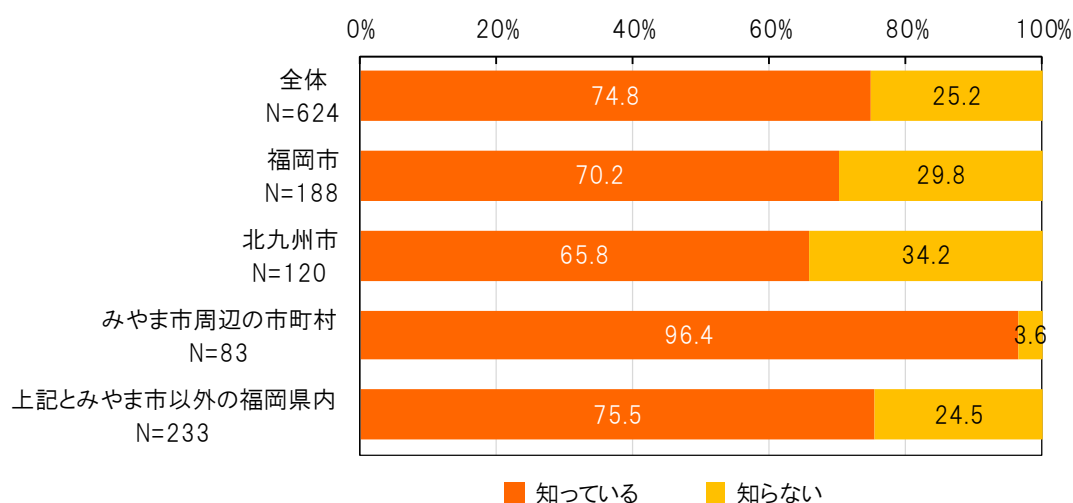
市外の居住者の本市の認知度や本市への移住希望等を把握するため、本市を除く福岡県内居住者を対象に、Ｗｅｂ調査を行いました。

主な調査結果は以下のとおりです。

●県内居住者のみやま市の認知度

本市を「知っている」と回答した人は、全体の 74.8%でした。

図 35 県内居住者のみやま市の認知度

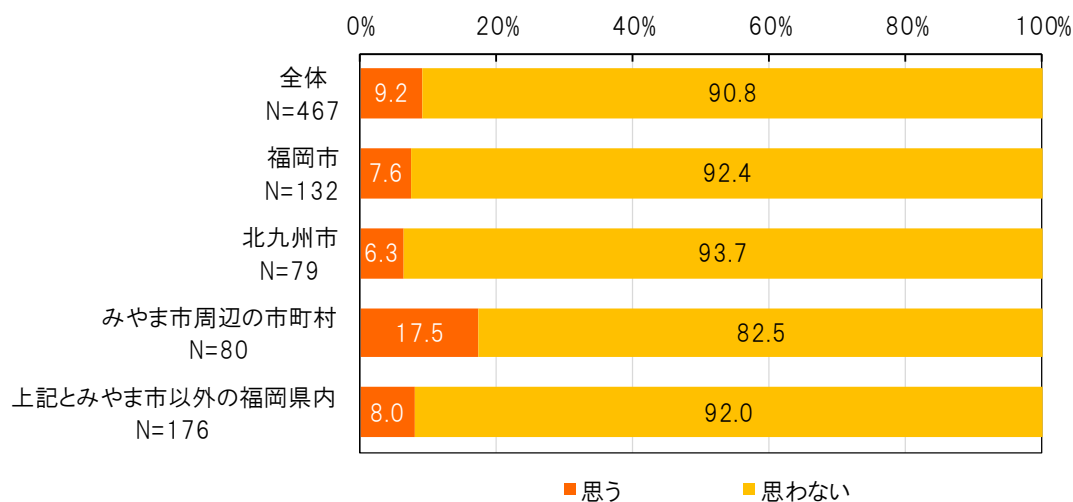


資料：みやま市の認知度等に関する調査結果

●県内居住者のみやま市での居住希望

本市に住んでみたいと「思う」と回答した人は、全体の 9.2%でした。

図 36 県内居住者のみやま市での居住希望



資料：みやま市の認知度等に関する調査結果

2. 目指すべき将来の方向

本市の現状や課題を踏まえ、人口減少問題を克服し、将来にわたって持続可能な人口規模を維持していくためには、定住・移住人口の増加による社会減の改善、また出生率の向上と健康寿命を引き上げることによる自然減の縮小が必要です。

人が主役となって、本市の持つ豊かな自然環境や地域資源を磨き上げ、地域の魅力を高めていくことで、市民の地元愛の醸成が図られます。さらに地域に愛着を持つことで、転出の抑制により定住につながることはもとより、市の魅力や市のイメージを市内外に発信することで、転入者や交流人口の増加を図ることにつながります。

また、稼ぐ力を向上させる産業の振興により、多様な就業機会の創出を図り、若者や女性が地域で希望や生きがいを持って生活できる、持続可能な活力あるまち、賑わいがあり住む人たちが安心して、いきいきと暮らせるまちを目指します。

人口減少に歯止めがかかると、人口の規模や構造が安定するだけでなく、高齢化率が低下する「若返りの時期」を迎え、若い世代の労働者が増えることによって、雇用と人口の好循環が生まれます。

（１）社会増減をゼロからプラスにする

高校や大学卒業後の若い世代が、福岡都市圏や首都圏に転出する傾向が非常に大きくなっています。また就職を機に、久留米市や筑後市といった筑後地域への転出傾向も強くなっています。一方で、近年では結婚や住居購入を機に筑後地域からの転入傾向も見られます。本市の持つ地域資源を活用した地域経済の活性化や基幹産業である農業の成長産業化、企業誘致による若い世代の働く場所の創出などにより市外への転出を抑制します。

また、本市にゆかりのある市外居住者の還流や田舎暮らしを嗜好する都市住民の移住を推進します。若者が本市に定着したいと思う魅力的な生活環境づくりや誰もが活躍できる社会環境づくりを進めます。

これにより市外への転出傾向を抑制し、市外からの還流・移住を進め、社会増を目指します。

（２）少子化の流れを変える

本市の出生率は、年によるばらつきがあるものの、国や県の平均を下回ることが多くなっており、出生率を高めるため若い人たちが安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりを推進します。急激な人口減少を抑制するためには、出生率の改善・向上をできるだけ早い時期に達成することで効果が高まります。

本市の次代を担う子どもたちが、希望を持って成長し、本市で暮らし続けることができるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の改善など、地域一体となって取り組みを進めていきます。

（３）住みよいまちをつくる

住んでよかったと思われるためには、安全で快適な生活環境や賑わいの創出が必要です。道路、上下水道などの生活関連社会資本の整備はもとより交通の利便性を高め、住みよいまちづくりを推進します。また、魅力的な商店街づくりやイベントの助成等により、まちの賑わいを創出します。

一方、市民の健康寿命を延ばすことで人口減少の速度を抑制しながら、生産と消費の拡大による経済の活性化につなげることができます。市民一人ひとりの健康的な生活習慣や心の健康づくり、スポーツを通じた健康づくりなどを促進します。

さらに、市民の誰もが地域との関わりを持ちながら、生き生きと暮らせるような地域コミュニティの活性化や協働のまちづくりを進めます。



3. 人口の将来展望

(1) シミュレーション1

人口推計はいくつかの仮定に基づき計算されており、今後の施策等によってその前提となる仮定値は変化します。

そこで、代表的なモデルをパターン化し、将来人口をシミュレーションすることで、どの要素が将来人口にどの程度影響を及ぼすのかを分析しました。

次ページの図37は、社人研の推計に準拠した人口推計結果をベースに、本市の合計特殊出生率が国民の希望する出生率1.8にまで上昇、その後10年後に人口維持に必要な2.07まで上昇することを想定し、以下のケース1からケース3までの3パターンの推計結果を示したものです。

ケース1：合計特殊出生率が令和7（2025）年に1.8、令和17（2035）年に2.07に上昇
ケース2：合計特殊出生率が令和12（2030）年に1.8、令和22（2040）年に2.07に上昇
ケース3：合計特殊出生率が令和22（2040）年に1.8に上昇

最も早く合計特殊出生率が1.8となるケース1の場合、令和42年（2060年）の総人口は17,123人となり、社人研の推計に比べ2,000人程度人口減少が緩和することになりますが、合計特殊出生率の引き上げのみによる効果はあまり大きなものとはいえません。

本市の場合、子育て世代人口の割合が少ないため、合計特殊出生率を上げることのみでは人口増加への効果は限定的です。そこで、合計特殊出生率を高める取り組みとあわせて、子育て世代人口割合を高める取り組みを行うことが必要となります（図38参照）。

※社人研によると2017年の人口置換水準は2.06になっていますが、本市では、国や県の推計方法を勘案して、人口維持に必要な合計特殊出生率を2.07に設定します。

図 37 人口シミュレーション 1（社会減がそのまま推移する場合）

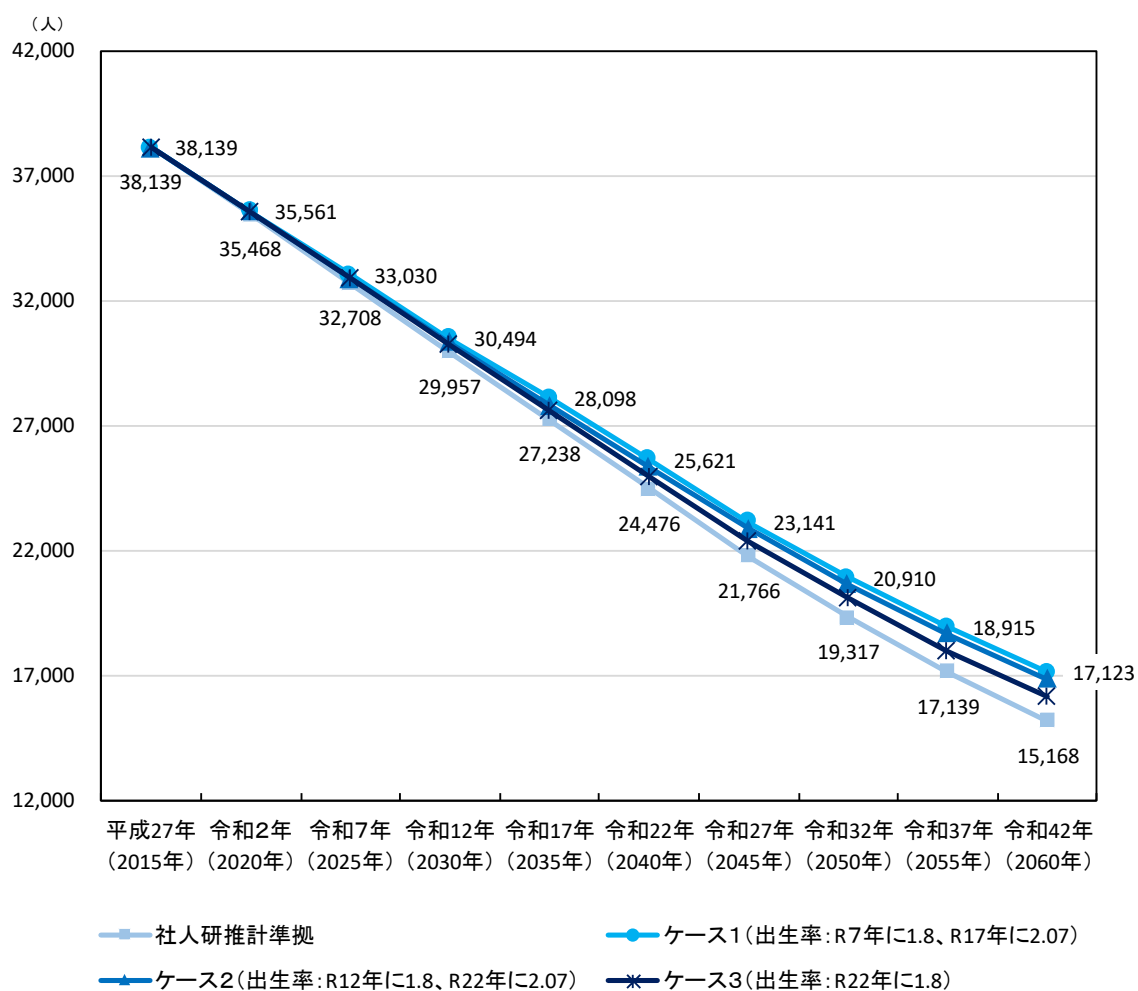
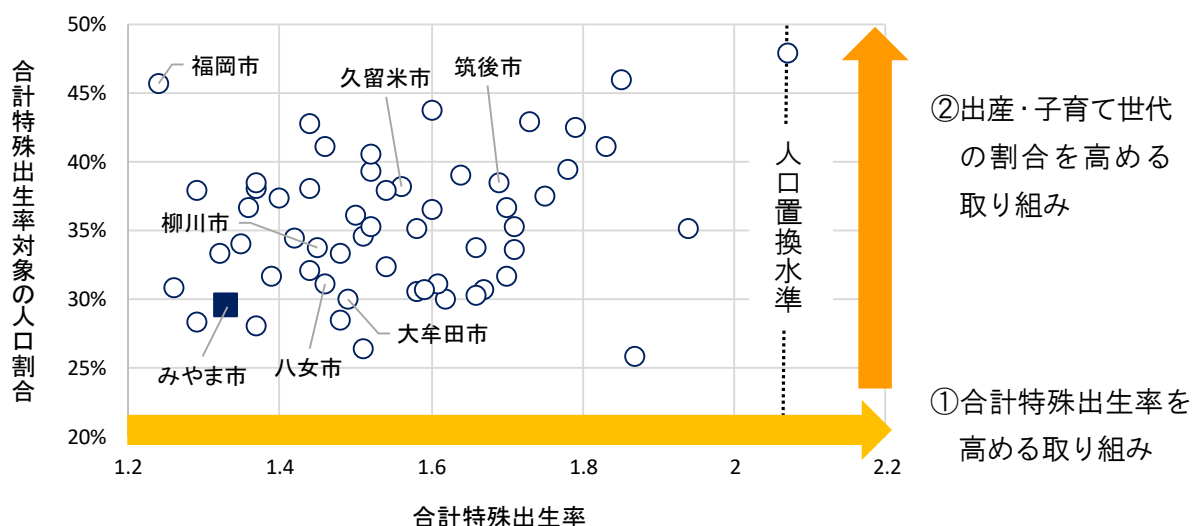


図 38 福岡県内の合計特殊出生率とその対象人口割合の分布



資料：福岡県人口移動調査（平成 29 年）及び人口動態保健所・市町村別統計（平成 20 年～平成 24 年）を元に加工・分析

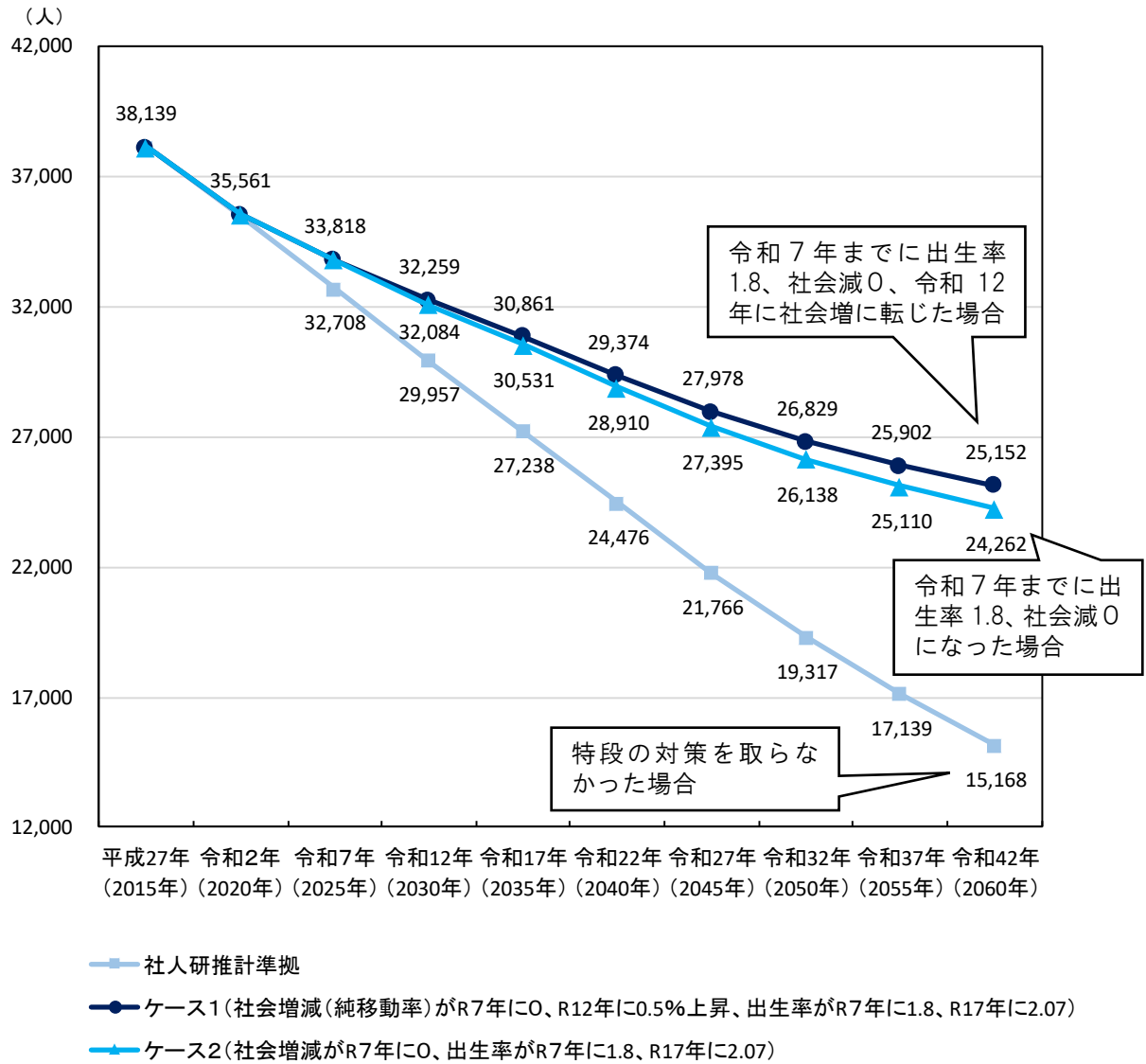
（２）シミュレーション２

図 39 は、シミュレーション 1 の出生率を高める取り組みに加え、子育て世代人口割合を高める取り組みとして社会減対策を実施し、現在社会増減ゼロに近い状態にある本市が将来的に社会増になったと仮定した 2 つのケースの推計結果を示したものです。

- ケース 1：合計特殊出生率が令和 7（2025）年に 1.8、令和 17（2035）年に 2.07 に上昇、
社会減（純移動率）が令和 7（2025）年に 0、令和 12（2030）年に 0.5% 上昇
ケース 2：合計特殊出生率が令和 7（2025）年に 1.8、令和 17（2035）年に 2.07 に上昇、
社会減が令和 7（2025）年に 0

図 37 と図 39 を比較すると、合計特殊出生率を上げる取り組みに、社会減対策を組み合わせることによって、かなり人口減少緩和の効果が高くなることがわかります。同じケース 1 の場合でも、令和 7 年までに社会増減ゼロ、令和 12 年から転入超過を実現することによって、シミュレーション 1 よりもさらに 8,000 人程度人口減少が緩和することになります。

図 39 人口シミュレーション 2（社会減対策をした場合）



また、このケース1でいくと、年少人口割合は令和12年以降上昇に転じ、一方、高齢化率は令和12年をピークに低下することになり（図40参照）、令和22年時点の社人研による推計結果と比較し、20～30歳代及び14歳以下の人口減少がかなり緩和されることがわかります（図41参照）。

図40 図39のケース1の年少人口割合と高齢化率の推移

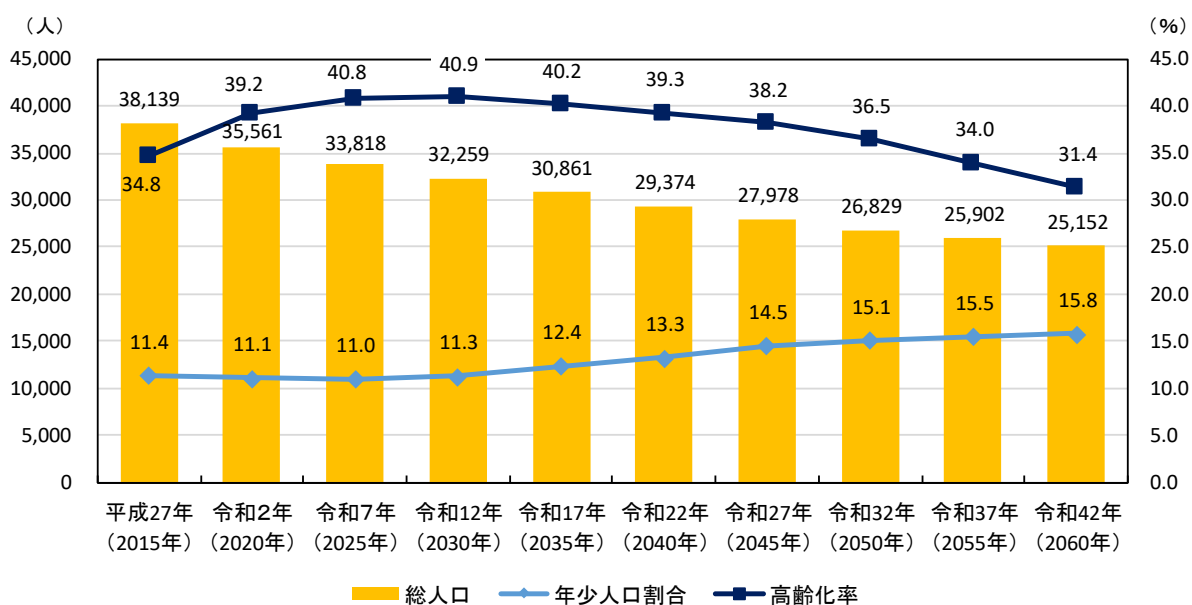
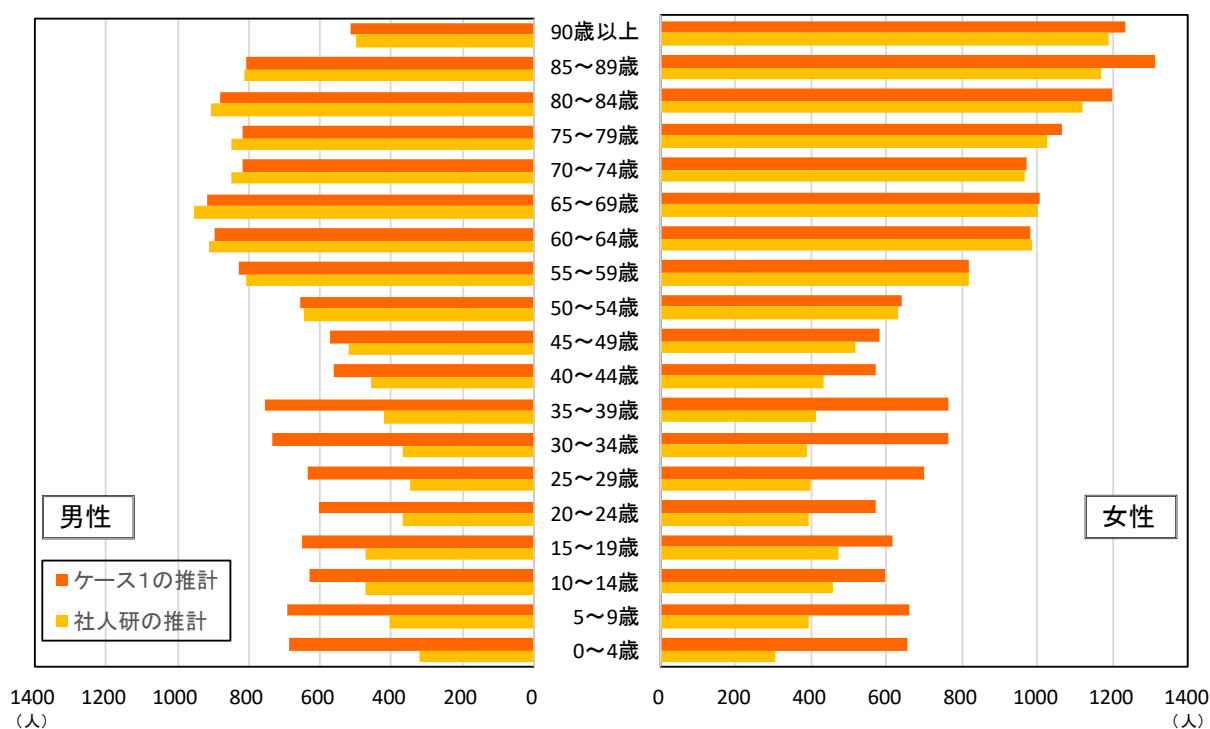


図41 社人研の推計と図39の推計（ケース1）の人口ピラミッド比較（令和22年）



(3) 人口の将来展望

国の長期ビジョン及び本市の人口に関する推計や分析、調査などを考慮し、本市が目指すべき人口規模を、令和 42 年に 25,000 人と設定する（社人研の推計より 10,000 人程度増加）とともに、人口構造の若返りを目指します。

◎合計特殊出生率の上昇

若い世代の希望が叶うよう、結婚、妊娠・出産、子育てを地域ぐるみで支援することで、令和 7 年に合計特殊出生率 1.8 を達成し、その 10 年後に人口維持に必要な 2.07 に達することを目指します。

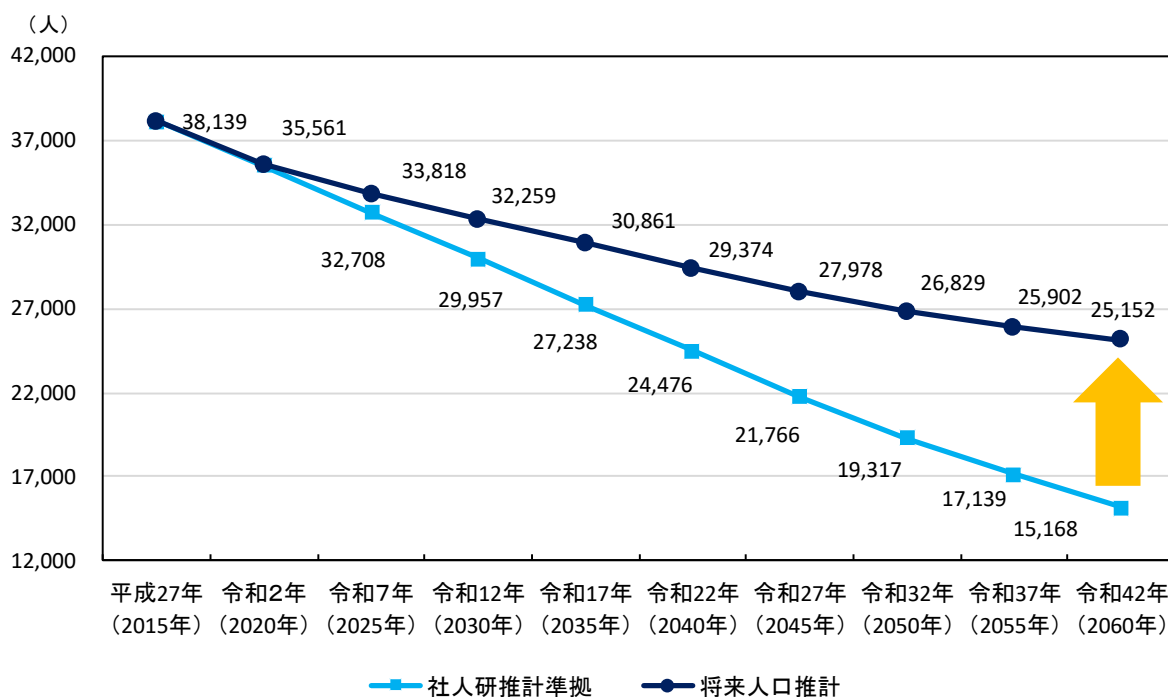
◎雇用の場の確保による若い世代の人口流出抑制

高校・大学卒業後の世代の就労希望を実現できる雇用環境を創出し、U・Iターン就職の促進と就職に伴う転出抑制を図り、令和 7 年社会増減ゼロ、令和 12 年から転入超過を目指します。

◎子育て世代の転出抑制と転入促進

いわゆる子育て世代（20 代から 40 代）が、安心して妊娠・出産・子育てをすることができる社会環境を実現することで、上記、雇用の場の確保と相まって令和 7 年に社会増減ゼロ、令和 12 年から転入超過を目指します。

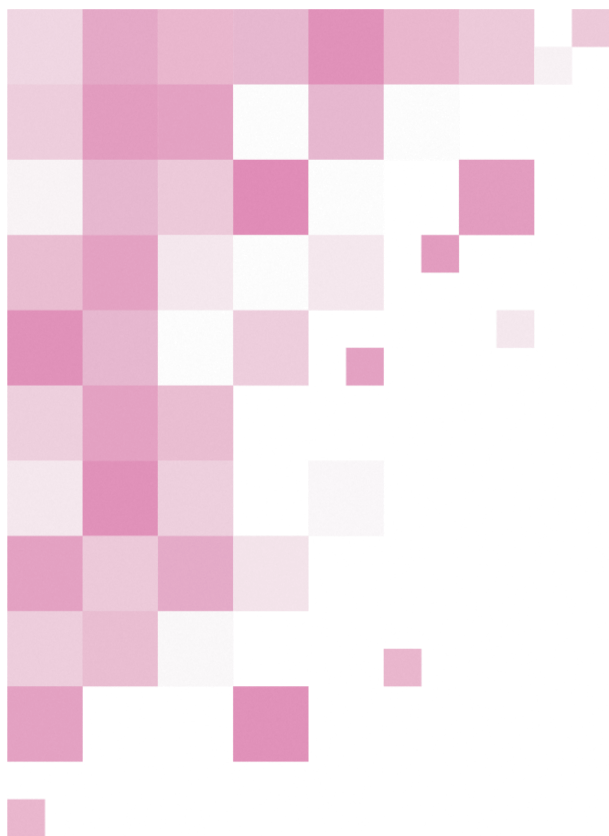
図 42 人口の将来展望



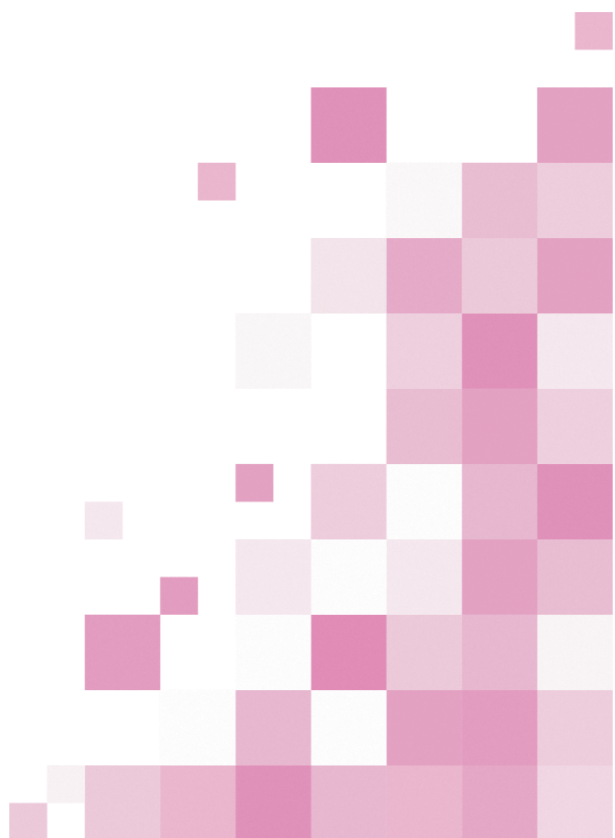
第2部

第2期みやま市

まち・ひと・しごと創生総合戦略



第1章 総合戦略の策定にあたって



1. 策定の目的

総合戦略は、自ら客観的な分析に基づいてその課題を把握し、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちとなるための本市の「処方せん」となります。国においては、平成 26 年 11 月「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年 12 月には、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、今後の地方創生の方向性が示されました。これを踏まえ、みやま市では平成 27 年 10 月に、人口減少を克服し、実効性のある地方創生の取り組みを推進するため、「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応を図ってきました。

こうした中、「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年度で計画期間の満了を迎えます。内外の動向に的確に対応していくために戦略を見直し、新たに「第 2 期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2. 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた「今後 5 か年の目標」、「施策の基本的方向」、「具体的な施策」をまとめます。まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく、みやま市のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画と位置づけます。

本市は「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち～みんなに やさしい まち みやま～」を将来像とした「第 2 次みやま市総合計画」（計画期間：平成 31 年度／令和元年度～令和 10 年度）に基づき、各種施策を推進しています。総合戦略は、みやま市総合計画の目指すべき将来像を共有しながら、人口減少の克服と地方創生の実現を目指す戦略となります。

人が主役となって、本市のもつ水・緑を中心とした豊かな自然環境や地域資源と共に育み、つながり続け、成長し続けるまちの実現を目指します。

3. 総合戦略の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

4. 総合戦略策定の体制

総合戦略の策定にあたり、本市では次の機関を置き、全庁的な戦略の策定・推進体制を整備するとともに、市民・関係団体等の意見を幅広く反映することで、市を挙げて総合戦略の推進に取り組めます。

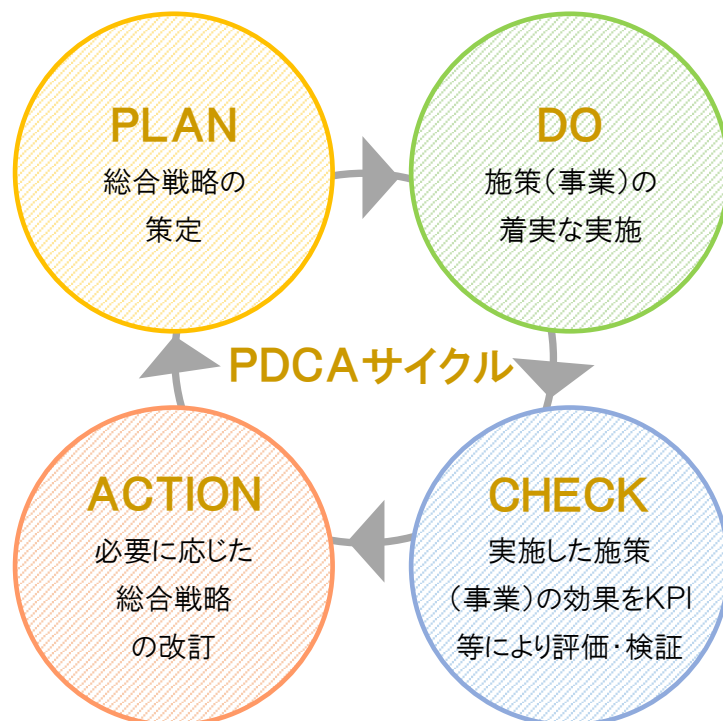
- (1) みやま市まち・ひと・しごと創生会議
産・官・学・金・労・言の各種団体が構成する検討組織
- (2) みやま市まち・ひと・しごと創生本部
市長、副市長、教育長、各部長等で構成する検討組織

※第2期戦略の策定にあたっては、上記の検討組織のほか、市内の企業及び団体等で活動している若手世代で構成する「みやま市地方創生未来会議」でも施策の検討を行いました。(50 ページ参照)

5. PDCAサイクルの確立

総合戦略の推進にあたっては、産・官・学・金・労・言からなる「みやま市まち・ひと・しごと創生会議」など広く関係者の参画を頂き、毎年度PDCAサイクルにより評価・検証を行うとともに、必要に応じて施策の見直しや総合戦略の改定を行います。

■ 総合戦略におけるPDCAサイクル





6. 地方創生未来会議における施策検討

市内団体で活動されている 30～40 歳代の皆さんによる、「将来もずっと住み続けたい、安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に向け、SDGs の観点を取り入れた地方創生に係るプロジェクトを検討するため、「地方創生未来会議」を設置しました。

対話型のワークショップを中心とした全 4 回の会議では、下記のグループに分かれて、SWOT 分析（強みや弱み、これからのみやま市の状況（機会・脅威）を考え、その組み合わせによる分析）から戦略を検討しました。

グループ	検討内容
1 次産業の持続的な成長	「農漁業の成長産業化」をイメージした大規模農業や IoT 活用
1 次産業×健康	健康的な人の暮らしをベースにした 1 次産業の発展
地域の稼ぐ力の向上	「産業・地域における「稼ぐ力」の向上」をイメージした、農業の 6 次産業化など既存産業の活性化
みやまスタイルの働き方	「U・I ターンの促進」をイメージした、自由な働き方、女性・高齢者の短時間労働の創出など
未来につながる子どもの教育	「子育て支援」「学校教育の充実」をイメージした、教育関連

地方創生未来会議において検討した内容は、まち・ひと・しごと創生会議への提案を経て「第 2 期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進事業として国の補助事業を活用した事業実施の可能性について検討し、地方創生の推進を図ります。

また、本会議は、これからのみやま市のリーダーとなる世代が集まり、本市について語り、それぞれの立場から何ができるかを一緒に考える機会を持ったことで、今後の本市のまちづくりに資するネットワークづくりとなりました。

今後とも、本会議を継続実施していくことにより、形成されたネットワークが活用され、多種多様な団体間の対話やまちづくりへの参画を促進します。

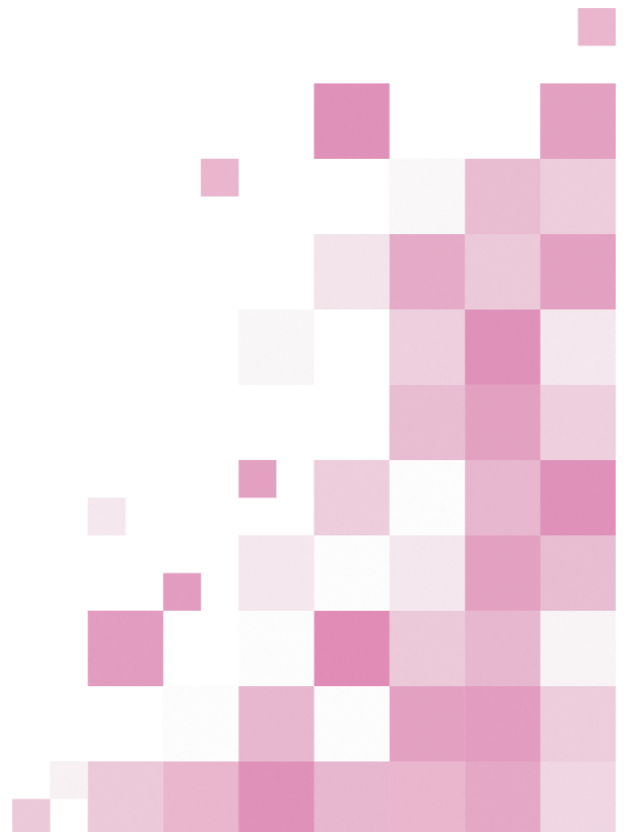
SDGs とは？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 策定に向けた視点



1. 基本的な視点

総合戦略の策定にあたって、人口ビジョンを踏まえ次の3つの基本的な視点から本市におけるまち・ひと・しごとの創生を目指します。

（１）まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

人口減少の社会減に歯止めをかけるためには、人に住んでもらうことが必要です。人に住んでもらうためには「しごと」が必要であり、「しごと」ができるためには「ひと」がいらないといけません。「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、本市への人の流れを生み出すことができます。

農林水産業など市内産業の振興を図ることで「しごと」を生み出し、居住環境を整備するなど市外への「ひと」の流出を食い止めながら、市内への「ひと」の流れをつくり出し、「まち」の活力を取り戻します。

（２）住んでよかったと思われるまちの創出

住んでよかったと思われる暮らしやすさや、安心な暮らしを実感できるまちの創出に取り組んでいきます。結婚、出産、子育てなど若い世代が安心して暮らしていけるまち、すべての市民が健やかに暮らしていけるまちの創出を目指します。

（３）課題を克服し、長所を活かしたまちづくりの推進

本市の人口減少につながる課題を明らかにし、課題克服に向けた取り組みを推進します。また本市の持つ地域資源を活用し、市の魅力を高めていくことで、市民の地元愛の醸成はもとより、転入者や交流人口の増加を図ります。

2. 新たな視点

第2期総合戦略においては、新たな次の視点に重点を置いて施策を進めることが求められています。

（１）地方へのひと・資金の流れを強化する

第1期で取り組んでいる地方移住を直接促す取り組みに加え、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組んでいきます。この実施にあたっては、個人の主体的な活動に加えて、民間における取り組みを後押しする環境整備のための仕組みを検討します。

さらに、地方創生を進めるためには、熱意と意欲のある取り組みを進めるための資金が必要であることから、志ある企業や個人による本市への寄附・投資等を募ることや、地域金融機関と積極的に連携することにより、本市への資金の流れを強化します。

（２）新しい時代の流れを力にする

将来の社会・経済状況の変化として、情報通信技術などSociety 5.0※の実現に向けた技術（以下「未来技術」という。）の進展や、アジアをはじめとする中間層・富裕層の拡大等を背景とした消費や観光の需要の更なる高まりなどが見通されます。また、直近では、令和2年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和7年の大阪・関西万博の開催が予定されています。こうしたことから、地方が世界と直接結びつく機会が増大しており、「地方から世界へ」という観点も持った上で、地方創生を実現していくことが重要です。

また、未来技術は、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力を持っています。本市の地域特性に応じて有効に活用することで、単に直面する課題に対処するだけでなく、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させ、魅力を向上させるものと期待されています。地方創生においては、未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置付け、これを強みに推進していきます。

さらに、第2期の地方創生においては、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGsを原動力とした地方創生の推進に向け、本市のみならず、民間企業、金融機関などの多様な利害関係者における一層の浸透・主流化を図ります。

※Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。

（３）人材を育て活かす

地方創生は息の長い政策であり、中長期的にこれを支える人材が不可欠です。このため、地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、その掘り起こしや育成、活躍を地方創生の重要な柱として位置付け、取り組みを強化します。

（４）民間と協働する

第１期の地方創生では、産官学金労言が連携しつつ、本市が主体となって取り組みを進めてきました。こうした中で、企業や住民、ＮＰＯなどの民間の主体が地域づくりを担う好事例が全国的に増えてきたことから、今後はこうした民間の取り組みにも一層焦点を当てて地方創生の実現に取り組むことが重要です。このため、第２期においては、本市を主体とする取り組みに加え、民間の主体的な取り組みとも連携を強化することにより、地方創生を充実・強化します。

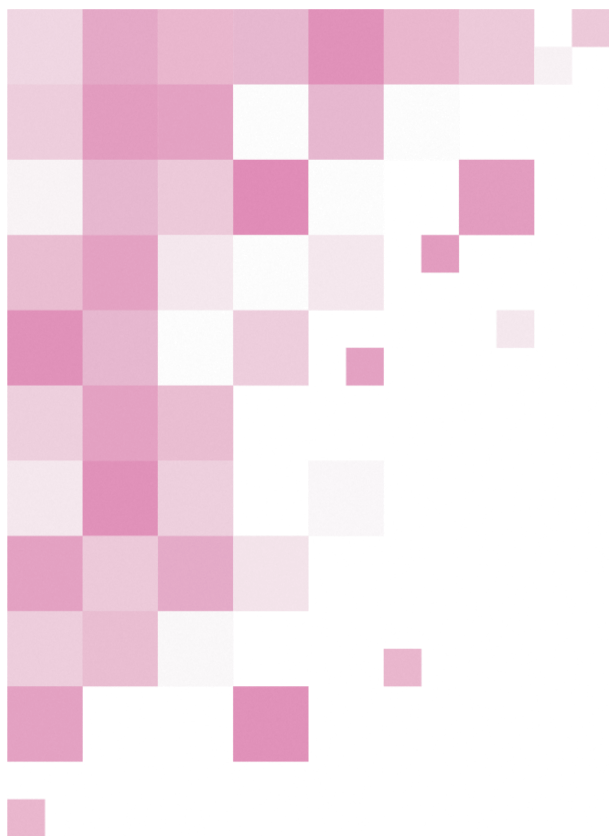
（５）誰もが活躍できる地域社会をつくる

人口減少や少子高齢化が進行する中で、本市が成長を続けるとともに、活気あふれる地域をつくるためには、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが重要です。すなわち、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望をかなえられ、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現が求められています。こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、さまざまな人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティの形成が重要となります。このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待されます。

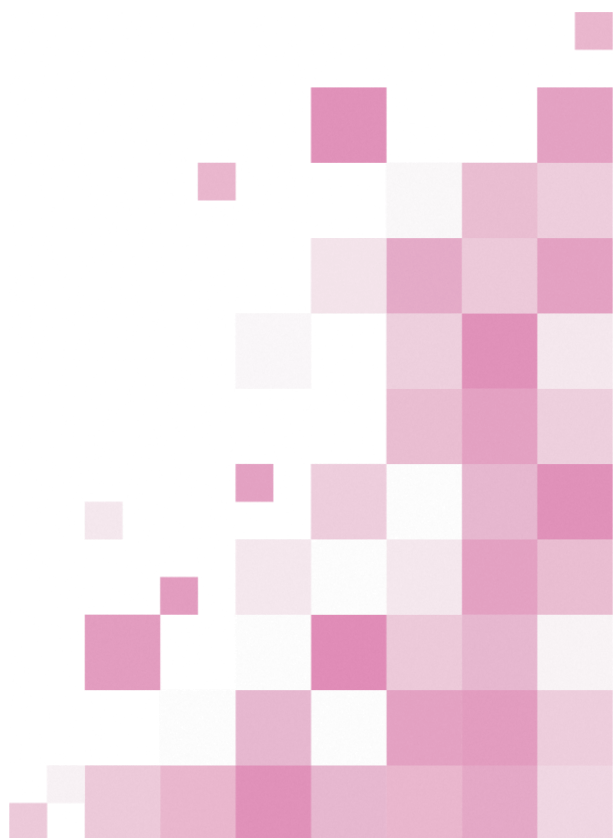
（６）地域経営の視点で取り組む

地域の強みを最大限に活用して地域外市場から稼ぐ力を高め、域内において効率的な経済循環を創り出します。東京等との地域格差の改善等に向け、地域における魅力的で多様な雇用機会の創出と所得の向上を実現します。そのためには、地域経営の視点を持ち、地域の経済社会構造全体を見渡して、中長期的なビジョンに基づく地域マネジメントに取り組む必要があります。

この際、地域経済を牽引する企業の競争力強化や中小企業の生産性向上、ストック活用・マネジメント強化、地域内のエネルギー・循環資源等の利活用推進など、サービスの生産性向上や投資の効率化に向けた多様な取り組みを進めることが求められます。



第3章 「まち・ひと・しごと創生」における課題





1. 「まち・ひと・しごと創生」における課題

本市の人口減少に歯止めをかけるため、克服すべき課題を明らかにします。「しごと」と「ひと」の好循環を確立し、住みよい「まち」をつくるための現状と課題を整理します。

（１）地域経済の縮小と雇用の減少への対応

生産年齢人口、就業人口の減少は、地域経済への影響が極めて大きくなります。経済成長力の低下や消費の低下をもたらし、ひいては所得の低下や税収の減少による財政基盤の脆弱化を引き起こします。人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が雇用の減少を加速させるという悪循環が懸念されます。

本市の市内総生産額は、平成 25 年度をピークに減少傾向にあります。第 1 次産業においては就業者の高齢化や担い手・後継者不足が見られ、製造業や小売業等においては、事業所数が減少傾向にあるなど、市内の農漁業や商工業は衰退傾向にあります。本市においては特に 15 歳から 29 歳までの若い世代の就職・転職期における転出が多いことから、本市の基幹産業である農漁業の成長産業化や企業誘致等による雇用の場の創出、担い手の確保などによって、地域経済の活性化に取り組んでいく必要があります。

（２）移住・定住の促進に向けた対策

国全体の人口が減少する社会において、都市部に人口が集中する傾向が強まり、地方の定住人口を獲得するための地域間競争がより高まっています。人口減少に歯止めをかけるための定住施策の推進は、平成 30 年における社会減がゼロに近づいており一定の成果があらわれています。今後とも、交通・情報ネットワークを含めた都市基盤の整備を進め、まちづくりに活用していくことで、生活利便性の向上や地域振興等を図っていく必要があります。

また、本市が取り組んでいる定住施策とともに、自然環境や伝統文化、特産品などの豊かな地域資源を活用し、市の魅力を高めていくこと、さらには市の魅力、「市のイメージ」を市内外に発信していくことで、市民が本市に暮らすことを誇りに思うまちづくりの実現や、転入者・交流人口・関係人口の増加を図ることが求められます。

（３）少子化への対応と子育て支援の充実

本市の人口動態をみると、20 歳から 39 歳までの年代で転入出の数が多く、就職や結婚、住居購入等での移動が多いことがわかります。就職、結婚、出産など「人生の節目」を機に、市外へ流出する若い世代をいかに抑制するか、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。また、子育て支援策の拡充や子育て世帯の経済的負担の軽減は、ライフステージに応じた切れ目のない支援を検討する上で重要な要素です。

本市の合計特殊出生率は依然として国や県の水準より低く、出生数も減少傾向にあります。子どもは地域の宝であり、郷土の文化や歴史を継承し、次世代の本市を担う未来そのものです。その子どもたちを安心して産み、育てられる環境づくりの構築が重要です。更に、子どもたちの生きる力を育むためにも、学校における計画的な教育を推進する一方で、開かれた地域社会の中でさまざまな交流を通じ、学び育っていくことができるような教育環境をつくることが求められています。

（４）誰もが住みやすい持続可能な地域づくり

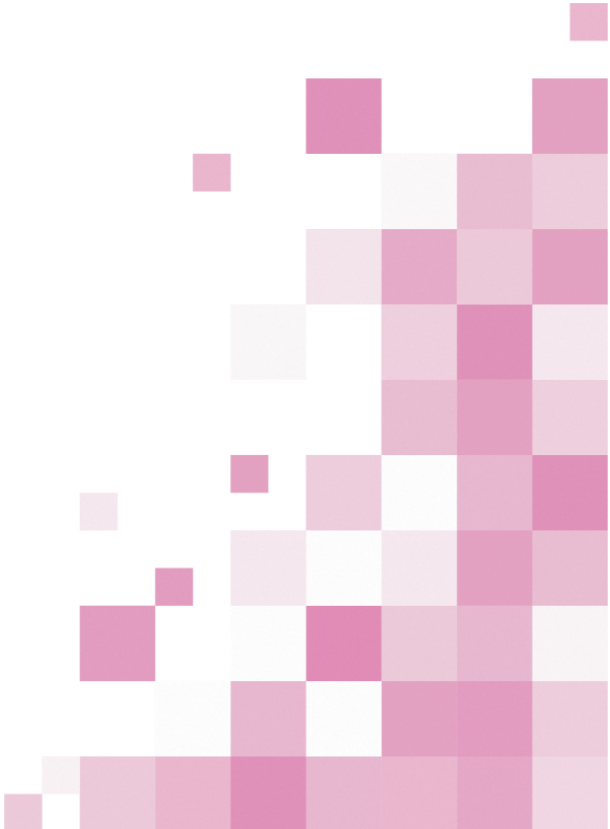
近年、大規模災害が発生する中、災害への被害を最小限にするため、各地で防災に対する体制や組織を強化する取り組みが進められています。行政のみならず地域全体で、子どもや女性、高齢者等、誰もが安全・安心に生活できるよう、総合的な防災・防犯対策を推進していくことが求められています。また、本市の高齢化率は年々高まり、令和元年には高齢化率 37%という超高齢社会となっています。こうした中で、交通・情報ネットワークを含めた都市基盤の整備を更に進め、まちづくりに活用していくことで、生活利便性の向上や地域振興等を図っていく必要があります。

高齢化の進行は、医療費や介護給付費など社会保障費の増加が見込まれるほか、高齢者の世帯の増加により、日常生活の援助が必要な世帯が急増することも予想されます。医療・介護・福祉制度の充実だけでなく、高齢者をはじめとした市民の健康づくりへの意識を醸成して医療費の抑制へとつなげる取り組みが必要です。そして、社会保障制度の充実した運営を図っていくことにより、すべての市民が健やかに暮らし、住んでよかったと思われるまちづくりが必要となります。

比較的若い世代が住むところを決める上で重視する項目は商業施設の充実や公共交通機関の充実が多くなっており、市内の移動や通勤のためのコミュニティバスといった公共交通機関の整備や商店街等における賑わいの創出により、生活利便性を向上させていくことが必要です。



第4章 基本目標と施策の体系



1. 基本目標

本市の人口ビジョンを踏まえ、また、SDGsの考え方を取り入れながら、人口減少を克服し、実効性のあるまち・ひと・しごと創生と好循環の確立を目指して、以下のとおり4つの基本目標を掲げます。

基本目標1. しごとをつくり、安心して働けるようにする

人口の社会減に歯止めをかけるためには、本市の人口動態の調査結果から15歳から29歳までの若い世代の転出を抑止しなければなりません。そのためには就労の場が必要であり、若い人や女性に魅力のある雇用の場を創出することが重要です。

本市の基幹産業である農漁業を他の産業と連携して付加価値の高い成長産業として確立させ、若者や女性にも魅力のある産業にすることで、担い手不足等の課題解決を図ります。

また、積極的な企業誘致活動やそのための産業団地の造成を通して新たな雇用の場の創出を目指します。さらに起業やテレワークといった多様な働き方における就労機会を支援します。

観光分野では平成29年にオープンした「九州オルレミヤマ清水山コース」のさらなる観光客増加とインバウンドの推進を目指します。加えて、本市の地域資源を活用した観光商品を企画することで、観光分野における雇用の創出と成長産業化を目指します。本市における地域経済の拡大に向け、地域資源の価値を高めるブランディングの確立やサービス産業の生産性の向上を推進します。

関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

基本目標2. 人を定着させ、還流・移住を促進する

本市の豊かな地域資源を有機的に連携し、魅力を高めていくことで、転入者や交流人口・関係人口の増加を図ることができます。

本市の住みやすさや魅力を積極的に内外に発信して、イメージ向上を図ります。また、「道の駅みやま」を最大の情報発信基地として活用します。さらに空き家バンクの機能を強化するとともに、市の未利用地を活用した新たな住宅地の造成を推進し、定住促進の資源として有効活用を促進します。さらに、本市の特色ある先駆的な取り組みを通して、転入者や交流人口・関係人口を増やすだけでなく、環境にやさしい魅力的なまちづくりを推進します。加えてU・Iターン支援員を中心とした相談や情報発信を促進する体制づくりを進めます。地元大学や高等学校との連携を強化し、学生や生徒の定着やUターンの促進を図ります。

関連するSDGsのゴール



基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

市民が望む本市の将来像は、「子どもを産み育てやすい、子育て支援や教育環境の充実したまち」が最も多くなっています。子育て支援としては、中学校3年生までの医療費助成や保育料の保護者負担額の引き下げ、子育て世帯への家賃補助、第3子以降への出産祝い金や給食費半額助成などを行っています。本市の出生数と5歳児の人口を比較すると5歳児の人口の方が25%程度多くなっており、子育て世代である25歳～34歳の転入者が増加しています。このことは本市が子育て世代に対して手厚く支援している成果だと考えられます。

一方で、本市の合計特殊出生率は、国民希望出生率の1.8や人口維持に必要な2.07と比較すると、ほど遠い状況が続いています。

結婚や出産に対して出会いの場の創出や不妊治療への費用の支援を実施します。また、少子化や核家族化によって多様化した子育てニーズに細やかに対応して、子どもを安心して産み育てられる社会の実現を目指します。さらに令和元年度に開設した子育て世代包括支援センター（みやま子育てサポートセンター）及び関係機関や専門機関が連携して妊娠期から子育て期に対して切れ目のない支援を行います。加えて、キャリア教育の充実により、本市で育った子どもたちの地域に対する愛着を育むとともに、地域の未来を担う人づくりを推進します。

関連するSDGsのゴール



基本目標4. 安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには「まち」の活力を取り戻し、人々が安心して暮らせる社会環境を作り出すことが必要です。また、住む人が健やかに暮らし、住んでよかったと思われるまちづくり、安全・安心で持続可能な活力ある地域づくりを推進します。

Society 5.0の実現に向けた技術（未来技術）を活用して具体的な課題解決や地域の発展を目指す取り組みを進めていきます。

全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができると同時に、生きがいを持ち、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。また、市民が健やかに暮らすために地域医療の確保・充実を図るとともに、市民の健康づくりに対する意識を醸成して、健康寿命の延伸を目指します。さまざまな都市機能を集積したコンパクトなまちづくりを目指すことで、市街地の賑わいの空間を創出するとともに、鉄道各駅の整備や交通体系を整備することで、買い物や交通等生活の利便性の向上を図ります。

また、快適な生活の基本施設である上下水道などの整備を進めるとともに、生活道路の改善や市民・地域を含めた市全体で消防防災力を強化することで、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。さらに、多様な文化やスポーツに触れる機会を創出することや、市立図書館の利用拡大を図ることで、地域振興を推進します。加えて、公共施設の適切な維持管理や住民との対話、広域的な取り組みを推進することで、地域の持続可能性を高め、活力を創出します。

関連するSDGsのゴール



2.

基本目標の重要業績評価指標

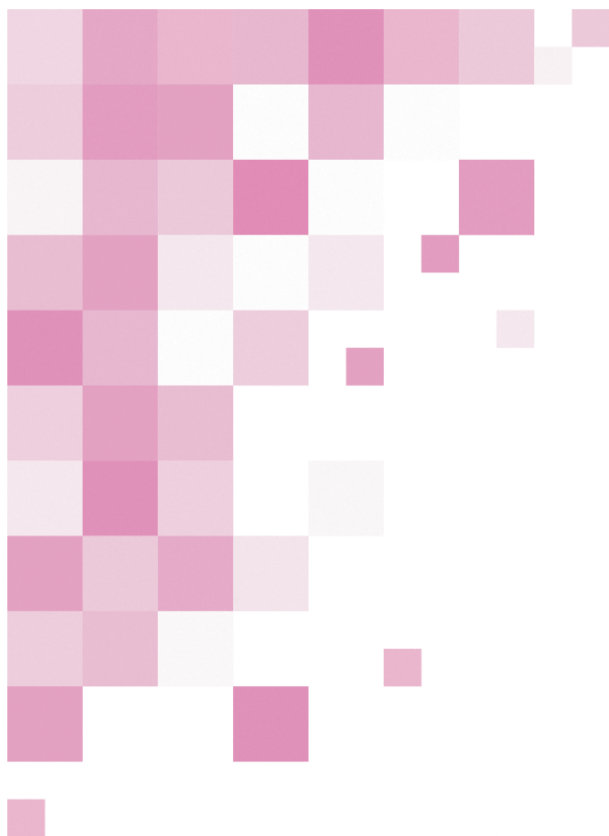
基本目標の重要業績評価指標（KPI）について、以下のように設定します。

基本目標		指標名	現状値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
1	しごとをつくり、安心して働けるようにする	市内事業所従業員数	10,822 人	12,000 人
		市内総生産額	920 億 5,200 万円	1,058 億 6,000 万円
2	人を定着させ、還流・移住を促進する	交流人口	66 万 4 千人	75 万人
		社会増減数	△16 人	0 人
3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	合計特殊出生率	1.44	1.71
		出生数	218 人	250 人
4	安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる	みやま市が住みやすいと思う人の割合	81.5%	90.0%
		みやま市に住み続けたいと思う人の割合	78.9%	80.0%

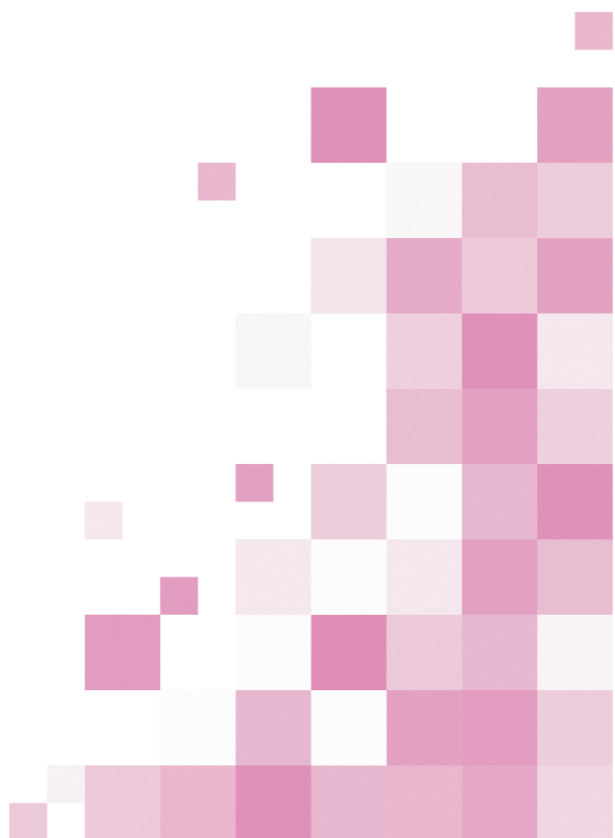
3. 施策の体系

本総合戦略の期間における基本目標や施策について、以下のように体系を定めます。

基本目標		施策項目
1	しごとをつくり、安心して働けるようにする	(1) 農林水産業の振興
		(2) 企業誘致の推進
		(3) 新規・既存企業の育成
		(4) 観光の振興
2	人を定着させ、還流・移住を促進する	(1) 知名度向上・PR事業
		(2) 特産品販売所の活性化
		(3) 良好な住宅環境の整備
		(4) 移住・定住の促進
		(5) 地元大学及び高等学校との連携強化
		(6) 地元出身学生及び生徒の定着・Uターンの促進
		(7) 都市と農村の交流促進
3	若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(1) 結婚・出産支援
		(2) 子育て家庭への支援
		(3) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援と情報発信
		(4) 生きる力を育む学校教育の充実
4	安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる	(1) 生涯現役のまちづくりの推進
		(2) 健康づくりの推進
		(3) 魅力ある商業の活性化
		(4) 公共交通機関の利便性の向上
		(5) 上下水道事業の推進
		(6) 自然環境の保全及び心安らぐ公園・緑地の整備
		(7) 地域が一体となった循環型社会の形成
		(8) エネルギー政策の推進
		(9) 安全・安心な生活環境の整備
		(10) 文化・スポーツを通じた地域振興
		(11) 人権尊重のまちづくり
		(12) 公共施設等の維持管理
		(13) 住民参画によるまちづくりの推進
		(14) 地域連携によるまちづくり



第5章 具体的な施策



1. 具体的な施策

4つの基本目標ごとに、それを達成するための具体的な施策を定めるとともに、それらが確実に実施され効果につながっているかを検証するため、重要業績評価指標（KPI）を設定します。なお、施策の推進にあたっては、持続可能な財政運営を基本に財政状況を踏まえるとともに、財源の確保に努めます。

基本目標1. しごとをつくり、安心して働けるようにする

（1）農林水産業の振興

本市の基幹産業である農漁業を若者や女性にも魅力ある産業としていくため、他の産業と連携して生産性を向上させるなど成長産業化を推進します。農商工連携や6次産業化、また戦略作物による高収益型農業の推進など付加価値の高い農業の確立により、新たな雇用となる新規就農者や農業後継者の育成につなげます。

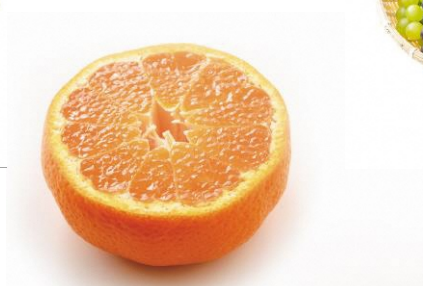
●具体的な取り組み

名称	① 6次産業化の推進	担当	農林水産課
内容	農林水産業の成長産業化を図るため、農業協同組合などの関係団体との連携を強化し6次産業化の推進を図ります。また、新たな加工施設における農産物加工団体と既存団体との連携も含めて、市内加工団体のネットワーク化を推進します。さらに、国、県の支援メニューの活用を推進します。		
名称	② 担い手の企業的農業経営による生産性向上支援及び新規就農者（親元就農）支援	担当	農林水産課
内容	新規就農サポートチームによる就農支援の実施や、農業次世代人材投資の活用による経済的支援を実施していきます。 関係機関で組織している農政連絡会議や農業振興協議会を活用し、集落営農組織の法人化は元より、認定農業者や認定新規就農者等の担い手へ経営戦略的な支援を行うことでの育成を強化し、生産性向上に努めます。また、産学官連携によるAIなどを活用したスマート農業の導入を行います。		

名称	③ 有害鳥獣害対策の強化	担当	農林水産課
内容	近隣自治体と情報を共有するとともに、猟友会と連携し深刻化するイノシシ被害など農業生産に有害な鳥獣の駆除を実施します。 また、ワイヤーメッシュや電気柵設置の補助も継続して行い、イノシシ等有害鳥獣による被害の防止に努めます。また、ＩＣＴ技術を活用した被害対策も行います。		
名称	④ 漁業の協業化	担当	農林水産課
内容	漁業の後継者不足、担い手不足など厳しい状況にあるため、共同の海苔乾燥施設の設置など、漁業の協業化による生産性の向上を図ります。また、生産コストや労働時間の縮減に取り組むための支援を行います。		

●重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
農林水産業総生産額	79 億 9,400 万円	80 億円	農林水産課
新規就農者数	1 人	10 人 (5 年間累計)	農林水産課
イノシシによる農産物被害額	1,784 万 3 千円	1,600 万円	農林水産課
漁業協業化（事業採択）数	0 件	1 件 (5 年間累計)	農林水産課



（２）企業誘致の推進

新たな企業の立地や既存企業の増設等は、働く場所の確保と地域経済の活力向上に多大な効果をもたらすことから、積極的な誘致活動を実施します。あわせて、新たな企業立地の受け皿となる産業団地の造成を進めます。

●具体的な取り組み

名称	① 新たな産業団地の造成及び造成に向けた「農村産業法実施計画」などの策定	担当	商工観光課
内容	みやま柳川インターチェンジ周辺など、交通の利便性に優れた地域へ産業団地の造成を推進します。 みやま柳川インターチェンジ北地区においては、埋蔵文化財発掘調査に並行して企業誘致活動を推し進め、企業と事業計画を調整した上で「農村産業法実施計画」の策定を完了させます。あわせて、造成工事に着手するために必要となる農振除外・農地転用・開発許可等の手続きを進めます。		
名称	② 地の利を生かした企業誘致活動・企業支援	担当	商工観光課
内容	企業の立地動向に関する情報の収集に努めるとともに、市長のトップセールスによる誘致活動を推進します。また、みやま市工業等振興促進条例に基づく奨励措置を講じて、工場等の新增設を支援します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
誘致企業数	1 社	5 社 (5 年間累計)	商工観光課
誘致企業の従業員数	43 人	300 人 (5 年間累計)	商工観光課

(3) 新規・既存企業の育成

本市の豊かな自然環境や利便性の高い公共交通網などを活用して、市外に通勤しながら本市に定住する人を呼び込むための移住・定住施策とあわせて、地域における起業や第二創業を支援していきます。また、ICTを活用したテレワークや農業分野など、女性の多様な就労機会の創出を支援します。

また、生産性の高い活力にあふれた産業を取り戻し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を産み出すことができるよう地域資源の価値を高めるブランディングの確立やサービス産業の生産性の向上など、産業・地域における「稼ぐ力」の向上に取り組みます。

●具体的な取り組み

名称	① 創業支援や既存企業の経営支援	担当	商工観光課 企画振興課
内容	商工会との連携による創業塾や創業支援プログラムによる市外からの移住者起業支援のPRを実施していきます。あわせて、空き家、空き店舗等を活用した起業・創業を支援します。		
名称	② テレワークによる雇用機会の創出	担当	商工観光課
内容	ICTを活用した起業やSOHO※の支援等を行います。バイオマスセンター「ルフラン」のシェアオフィス等を活用し、子育て世代の女性等の就労を支援します。		
名称	③ ローカルイノベーション	担当	商工観光課
内容	地域経済を牽引するような中核企業を創出していくために、これまで取り組んできた中小企業への資金融資の促進や創業支援等に加えて、商工会等の支援機関の協力のもと、市内の既存事業者の潜在成長力を見極めながら事業化戦略の立案及び販路開拓の取り組み等を支援します。		
名称	④ ローカルブランディング	担当	農林水産課 商工観光課 企画振興課
内容	農産物をはじめとする地場産品のブランド化を図るため、関係部署（農林水産課・商工観光課・企画振興課）及び関係機関（JA・商工会等）間で連携しながら、イベントへの参加や各種PRへの補助を行います。		

※SOHO

Small-Office-Home-Officeの略称。パソコンやインターネットを活用して、自宅など小規模のオフィスで仕事をする形態。

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
創業支援者数	14 人	20 人 (5 年間累計)	商工観光課
市内女性就業率	47.8%	50.0%	商工観光課
製造業市内事業所数 (従業員 4 人以上)	69 社	80 社	商工観光課
製造品出荷額	339 億 4,300 万円	393 億 5,000 万円	商工観光課

※創業支援者数は創業支援を受けて創業した件数

（４）観光の振興

「みやま市観光振興計画」の見直しや事業の改善を行います。

また、イベントの継続的な実施に向けた組織体制づくり等の支援を推進するとともに、観光協会との連携、支援の強化を図ります。

地域の観光資源を総合的にプロデュースする体制を整備し、関係機関との連携強化による体験型観光等の地域資源のブランド化・コンテンツづくりを推進します。

●具体的な取り組み

名称	① みやま市観光振興計画の推進	担当	商工観光課
内容	第２次みやま市観光振興計画は令和３年度までの事業であり、アクションプランの実施にあたっては、推進主体を中心に、各関係団体と連携を深めながら実行していきます。第２次観光振興計画の総括・評価に基づき第３次みやま市観光振興計画を策定し、計画を実行します。		
名称	② 観光協会との連携・支援強化	担当	商工観光課
内容	みやま市観光協会の組織強化や観光事業促進のため、委託事業の検討など連携や支援を強化します。 また、みやま市の認知度向上に向けてＳＮＳなどを活用した情報発信を行います。		

名称	③ 観光資源を活かした施設整備とイベント支援	担当	商工観光課
内容	関係団体との連携を強化しながら、魅力あるみやま市の体験型プログラムの充実を図ります。また、観光資源を活かした施設整備を検討します。		
名称	④ 地域資源を活用したブランドづくり・コンテンツづくり	担当	商工観光課
内容	地域の観光資源を活用した観光プロモーションの推進により、地域の食や花火などの地域資源のブランド化・コンテンツづくりを推進します。商工会と連携してみやまのブランド資源を使った商品の開発促進やインターネット通販サイト「みやま幸市場」でのPR強化を行います。		
名称	⑤ みやまオルレ等の歩いて自然を楽しむ取り組みの推進	担当	商工観光課
内容	四季の美しい風景など本市の魅力を再発見してもらうため、ゆっくりと歩いてコースを楽しむ「オルレ」等の魅力あるコースづくりやイベント実施、ガイドの組織化や育成等の取り組みを推進します。また、近年増加傾向にある外国人観光客の誘客にも取り組みます。		
名称	⑥ サイン整備事業	担当	都市計画課
内容	市の入口や公共施設の誘導看板・サインを統一したデザインにより整備し、来訪者や市民にわかりやすくするとともに市のイメージの向上を推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
観光による経済波及効果額	8 億 3,700 万円	10 億円	商工観光課
観光入込客数	66 万 4 千人	75 万人	商工観光課
オルレイイベント等参加者数	4,700 人	6,000 人	商工観光課
サイン設置数	—	3 か所	都市計画課

基本目標 2. 人を定着させ、還流・移住を促進する

(1) 知名度向上・PR事業

シティプロモーション戦略に基づき、計画的に本市の魅力を効果的に広報し、人材・物財・情報などの地域資源を地域内部で活用する取り組み等、知名度向上、PR事業に取り組みます。

●具体的な取り組み

名称	① シティプロモーション事業	担当	企画振興課
内容	地域の魅力を戦略的・効果的に広報するシティプロモーションの戦略が令和2年度までの計画であるため、これまでの総括を行ったうえで、今後の事業展開を検討し、取り組みます。 また、本市の魅力を発信し知名度を向上させるため、JR・西鉄などの駅構内におけるPR活動を行います。また駅周辺イベントにも出展し、みやま市のPRを行います。 さらには、ふるさと納税の充実を図り、企業版ふるさと納税についても検討を行います。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
県内における本市認知度	74.8%	95.0%	企画振興課
市ホームページアクセス数	64 万 7 千回	100 万回	秘書広報課
ふるさと寄附金額	1 億 213 万円	2 億円	企画振興課

(2) 特産品販売所の活性化

「道の駅みやま」を最大の情報発信基地として活用し、観光・物産・イベントなどあらゆる情報を発信します。

●具体的な取り組み

名称	① 道の駅みやまの情報発信機能強化	担当	農林水産課 商工観光課
内容	道の駅みやまの誘客力を最大限活かし、情報発信の拠点となる施設改修や機能強化を行います。また、外国人観光客に対応した取り組みやチャレンジショップにおける地元食材を使ったメニューのPRなど、新たな誘客向上も図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
道の駅来場者数	64 万人	70 万人	農林水産課
道の駅みやま売上額	9 億 9,988 万円	10 億 5,000 万円	農林水産課



（３）良好な住宅環境の整備

公営住宅の補修・修繕を推進していくほか、市の未利用地（公営住宅跡地等）を活用した新たな住宅地の造成を推進し、魅力ある住宅建設を促進します。また過疎化・高齢化の進展により増加している空き家については、情報提供や空き家バンクの機能を強化して、定住促進の資源として有効活用を促進します。

●具体的な取り組み

名称	① 公営住宅の整備	担当	都市計画課
内容	市営下小川・岩津・飯江団地については 15～20 年近く、山川団地については 30 年近くが経過しており、平成 30 年度に策定したみやま市公営住宅等長寿命化計画に基づき補修・修繕を行います。		
名称	② 未利用地を活用した住宅地の造成	担当	契約検査課
内容	公営住宅跡地などの市の未利用地を活用し、魅力ある住宅団地の造成を推進します。		
名称	③ 空き家バンク制度の利用促進及び「みやま市空家等対策計画」に基づく空家等の適正管理の推進	担当	都市計画課 総務課
内容	空き家の適正管理の周知徹底を図るとともに、空き家バンクへの登録を促し、登録数を増やすことで、空き家を市場に流通させて定住促進を進めます。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
空き家バンク登録件数	25 件	50 件 (5 年間累計)	都市計画課
空き家バンク成約件数	18 件	20 件 (5 年間累計)	都市計画課

(4) 移住・定住の促進

U・Iターン支援員を中心として、相談、情報提供、移住までワンストップで支援できる体制や、U・Iターンに関する情報を発信し、U・Iターンを促進する体制づくりを進めます。

●具体的な取り組み

名称	① 定住促進に向けた補助制度の利用促進と新たな取り組みの検討	担当	企画振興課
内容	若い世代の転入を促進するため、新婚世帯及び子育て世帯に対する家賃補助制度を実施していきます。 また、住宅取得制度をはじめとする移住・定住補助メニューの創設を検討します。		
名称	② 宅建協会や県空き家バンク等と連携した住宅情報の提供	担当	都市計画課
内容	公営住宅、宅建協会等との連携による民間住宅・空き家住宅に関する情報の一元化や発信の強化に努めます。		
名称	③ 移住者起業・就業の支援	担当	企画振興課 商工観光課
内容	U・Iターンによる起業・就業者を創出するため、地方創生推進交付金を活用し、東京23区から本市に移住し起業、就業された方への支援事業を進めます。		
名称	④ 魅力的な農的暮らしの再認識と受け皿の供給促進	担当	都市計画課 農林水産課
内容	四季折々の豊かな食に恵まれた里山暮らしの魅力を再認識するとともに、家庭菜園（耕作放棄地等の活用）とセットになった住宅・宅地の供給を促進します。農林水産課、農業委員会、宅建協会等と連携し、空き家と付随する農地（農地付き空き家）を移住者に提供する取り組みを進めます。		
名称	⑤ U・Iターンに関する情報発信	担当	企画振興課 総務課
内容	本市への移住や定住に関心のある人の相談体制を充実させるため、U・Iターン支援員を設置して、仕事・住居・生活環境等の相談事業を実施します。さらに転職・再就職相談会「みやまジョブ・コンサルティング」を開催し、相談者数の増加を図ります。 みやま市ホームページ及び福岡県の移住定住ポータルサイト等で、移住や定住に関心がある人に対してわかりやすい情報発信を行います。		

名称	⑥ 地域おこし協力隊の活用	担当	企画振興課
内容	地方で自らのスキルを活かして生活したいと思う都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れるとともに、地域外の人材の誘致や定住・定着化を推進するため、任期満了後のサポート体制を構築します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
新婚・子育て世帯家賃補助件数	89 件	120 件	企画振興課
福岡市及び東京都からの転入者数	81 人	120 人	企画振興課
地域おこし協力隊受け入れ人数	5 人	10 人 (5 年間累計)	企画振興課

（５）地元大学及び高等学校との連携強化

意欲のある若者が本市に残り、地域で活躍する環境の実現が必要です。地元の大学及び高等学校との連携を強化し、地域とのつながりを深め、地域の課題解決など地域の将来を担う人材を養成する取り組みを推進します。

●具体的な取り組み

名称	① 地域発展に貢献する地元大学及び高等学校の取り組み支援	担当	企画振興課 関係各課
内容	地域の発展に貢献する地元大学及び高等学校の取り組みを支援します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
地元大学・高等学校との連携事業数	1 件	3 件	企画振興課

（6）地元出身学生及び生徒の定着・Uターンの促進

就職を機に市外へ流出する若い世代の市内への定着や、進学を機に市外へ転出した若者のUターンの促進は、将来を担う若者の本市への定住化の観点から大きな課題となっています。就職直後の給料が少ない時期に奨学金の返済を助成することなどで、若者の定住につなげます。

●具体的な取り組み

名称	① 若者定住促進奨学金返済助成事業	担当	企画振興課
内容	市内に居住し、地元で就職や起業されている人に対して、貸与を受けている奨学金の返済金の一部を助成することで、若者の定着・Uターンを促進します。		
名称	② 給付型奨学金	担当	教育総務課
内容	経済的な理由などで高校、高等専門学校への修学が困難な生徒に奨学金を給付し、進学環境の改善を図るとともに、人材育成や若者の市内定着を促進します。 また、奨学金給付の申請対象者及び保護者への奨学金給付制度について周知徹底を図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
若者定住促進奨学金返済助成数	2 人	50 人 (5 年間累計)	企画振興課
給付型奨学金給付者数	8 人	60 人 (5 年間累計)	教育総務課

(7) 都市と農村の交流促進

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむグリーンツーリズムを推進します。また、子どもの農山漁村体験により、子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのU・Iターンの基礎を形成することを期待し事業を推進します。清水山荘を中心とした農業体験や自然体験など滞在型の活動を推進します。

●具体的な取り組み

名称	① グリーンツーリズム推進事業	担当	農林水産課
内容	みやま市グリーンツーリズム推進連絡会議を設置し、農林水産業、商工業、観光などの地域資源と連携したグリーンツーリズムを推進します。清水山荘などを活用した農山漁村体験を充実させていきます。		
名称	② 清水山荘を活用した体験農業プログラムの推進	担当	農林水産課
内容	リニューアルした清水山荘を活用し、子どもの農山漁村体験を実施します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
子どもの農山漁村体験者数	—	100 人	農林水産課



基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 結婚・出産支援

若い世代の結婚・出産の希望をかなえるため、結婚を望む若者の出会いの場の創出や不妊治療に要する費用の支援に取り組みます。少子化の流れを変えられるよう、結婚・出産への各種支援の充実を図るとともに、安心して子育てできるまちづくりを進めます。

●具体的な取り組み

名称	① 特定不妊治療費助成事業	担当	子ども子育て課
内容	県が実施している特定不妊治療支援事業に、独自に助成費を上乗せします。 また、保健福祉環境事務所に案内チラシの配布を依頼し、福岡県在住で不妊に悩み、特定治療支援事業への申請される方に対して、周知を行うと同時に、市のホームページに本事業を掲載し、引き続き周知を図ります。		
名称	② 結婚支援事業	担当	企画振興課
内容	結婚を望む若者の出会いの場を創出するため、婚活イベントの実施と市内の企業・団体が行う婚活イベントへの補助を行います。		
名称	③ 出産祝金事業	担当	子ども子育て課
内容	少子化に歯止めをかけるため、第3子以降の出産に対して祝い金を給付し、子育て支援を推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
婚活イベント開催件数	—	10 回 (5 年間累計)	企画振興課
第3子以降出生者数	61 人	70 人	子ども子育て課

(2) 子育て家庭への支援

子どもを安心して、産み育てられるようにするためには、少子化や核家族化により変化した保育ニーズに対応した環境整備やサービスの充実、また子育て世代の経済的負担の軽減が求められています。育児に係る経済的負担など子育てへの不安感から、子どもを持つことをためらい、希望する数の子どもを持たない世代への支援を推進します。また保育士や放課後児童クラブ支援員の確保のための支援もあわせて行っています。

●具体的な取り組み

名称	① 子ども医療費の助成	担当	健康づくり課
内容	中学校3年生までの子どもを対象に医療費助成を継続して実施します。		
名称	② 保護者の負担軽減と保育の充実	担当	子ども子育て課
内容	子育て世代の経済的負担を軽減するため、近隣市の状況を見ながら保育料を引き下げます。また、保育士確保の支援等を行うことで保育の充実を促進します。		
名称	③ 延長保育の充実	担当	子ども子育て課
内容	多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援を行うため、引き続き延長保育を行っていきます。		
名称	④ 一時保育の充実	担当	子ども子育て課
内容	多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援を行うため、引き続き一時保育を行っていきます。		
名称	⑤ 病児・病後児保育の実施	担当	子ども子育て課
内容	子育てをする人の視点に立って利用しやすい制度、子育ての負担軽減に努めていきます。 病気療養中または病後の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育について、市内の設置・運営を支援します。		
名称	⑥ ファミリー・サポート・センター活動の推進	担当	子ども子育て課
内容	会員の拡充などファミリー・サポート・センターの運営を支援します。 また、イベントでのチラシ配布、窓口に配架するなど周知に努めながら、会員の間で交流や情報交換を行い、スムーズな活動利用を進めていきます。		

名称	⑦ 放課後児童クラブの充実	担当	子ども子育て課
内容	放課後児童クラブの円滑な移行・運営を推進します。 また、待機児童解消のため施設整備や、支援員の確保に努めていきます。		
名称	⑧ 学校給食費の助成	担当	学校教育課
内容	みやま市に住んでいる世帯で、小中学校に通っている第2子以降の児童及び生徒を対象に給食費の半額を助成します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
保育所・認定こども園の待機者数	0 人	0 人	子ども子育て課
放課後児童クラブ待機者数	33 人	0 人	子ども子育て課
ファミリー・サポート・センター登録者数	457 人	500 人	子ども子育て課



（３）妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援と情報発信

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、関係機関と連絡調整するなどして、切れ目のない支援を提供します。さらに、学童期以降の児童やその保護者から相談があった場合には、就学前の支援との連続性も考慮した対応を行います。

●具体的な取り組み

名称	① 子育て世代包括支援センター事業	担当	子ども子育て課
内容	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行うため、妊産婦等の支援に必要な実情を把握し妊娠・出産・育児に関する相談を行います。相談内容に応じて、必要な情報提供や助言、保健指導、支援プランを策定します。さらに関係機関との情報共有や連携を強化し、既存の母子保健事業を拡大、産前・産後の支援や発達に関する相談等の充実を行い、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
子育て世代包括支援センター利用者数	—	2,000 人	子ども子育て課



(4) 生きる力を育む学校教育の充実

教育の充実は、地域イメージの重要な要素です。「社会にはばたく力」「確かな学力」「心豊かでたくましく生き抜く力」を培い、郷土を愛し未来を担う青少年の育成を推進します。

●具体的な取り組み

名称	① キャリア教育での異校種・企業等連携の取り組み	担当	学校教育課・指導室
内容	みやま市のキャリア教育の充実を図るため、子どもたちが高い志をもち、自分の良さを生かして進路実現をめざすことができるように異校種連携事業を体系化します。 さらに、小中学校・高校の各年代を通し、地域の産業や環境などについての課題研究や継続学習を行うことで、地域の可能性と魅力を知り、地域を愛し、地域のために生きる人材の育成を図り、定住促進につなげます。		
名称	② 教職員の資質向上	担当	学校教育課・指導室
内容	若年教員育成研修や職務研修会を充実させて指導力のある有能な教職員を育成します。市教育研究会で小中連携して創意ある教育内容の編成を進め、さらに中学校では学校力向上プロジェクト推進事業を活性化させながら、児童生徒の学力や体力の向上を図ります。		
名称	③ 学校図書館教育の充実	担当	学校教育課・指導室
内容	全小中学校において、学校図書館の読書センター、学習情報センターとしての機能化を図り、みやま市の児童生徒の読書力を向上するとともに情報活用能力の向上を図るため、調べる学習コンクールの継続した取り組みや、展示だけでない発表の場の設定を行います。		
名称	④ 少人数対応教育	担当	学校教育課
内容	基礎学力の向上など、きめ細かな指導を行うため、市費による教員・講師等を配置し、小学校の少人数教育支援員制度や中学校 35 人学級制度を推進します。 また、人材確保のための情報収集と、先進地となる他団体を参考に、さらに効果的な学習支援体制の検討を行います。		

名称	⑤ 特別支援教育	担当	学校教育課
内容	すべての児童生徒が落ち着いて学習に取り組むことができるように特別支援教育支援員を配置し、複数体制で指導を行うなど特別支援教育を推進します。 また、特別支援学級や通級指導教室との連携を図り、支援を必要とする生徒及び児童に対する、個に応じたきめ細やかな支援を実施していきます。		
名称	⑥ 教育環境の充実	担当	学校教育課
内容	学校施設の長寿命化計画に基づいて学びの場としての校舎等の計画的な整備を行います。 また、ＩＣＴ教育の環境整備を推進していきます。		

●重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名		基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
将来の夢や希望をもっている児童生徒の割合	小学校	85.0%	90.0%	学校教育課
	中学校	77.0%	90.0%	
自分にはいいところがあると感じている児童生徒の割合	小学校	87.9%	90.0%	学校教育課
	中学校	84.6%	90.0%	
第一志望の高校への進学率	中学校	—	95.0%	学校教育課
学校の授業は楽しいと答えた児童生徒の割合	小学校	—	90.0%	学校教育課
	中学校	—	80.0%	
読書量（１日あたり１０分以上読書する割合）	小学校	68.4%	75.0%	学校教育課
	中学校	45.2%	55.0%	
教育環境が充実していると感じる人の割合		44.1%	55.0%	学校教育課

基本目標4. 安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる

(1) 生涯現役のまちづくりの推進

「みやま市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」に基づき、全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるサービス供給基盤の充実を図ると同時に、生きがいを持ち、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。また、地域包括支援センターをはじめ、介護予防サポーターなど福祉ボランティアや各種団体などが連携して、地域一体となった取り組みを強化します。

●具体的な取り組み

名称	① 介護予防事業の推進	担当	介護支援課 地域包括支援センター 健康づくり課
内容	今後、みやま市の生産年齢人口が減少していく中、高齢者が増加し、介護の専門職の確保がさらに難しくなる事が予想されます。そのため、地域の中の通いの場を充実させ、住民が主体的に介護予防に取り組むことができる環境づくりを推進します。保健・医療・介護の連携を図り、生きがい教室や認知症予防教室など地域で健康的な生活ができる活動や、ボランティアの育成など専門職以外の担い手を含めた多様な主体による取り組みを支援する事業の拡充を図ります。		
名称	② シルバー人材センター運営の支援	担当	介護支援課
内容	みやま市シルバー人材センターへの支援により、高齢者の就業機会の確保や技能活用を促進します。 また、介護予防・生活支援サービス事業の一環として、掃除・洗濯・買い物等の生活支援のサービスを検討します。		
名称	③ 農福連携の推進	担当	農林水産課 福祉事務所
内容	障がい者が農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し、社会参画を促すための農福連携を推進します。		
名称	④ 介護保険事業の充実	担当	介護支援課
内容	介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる介護が受けられるようにするには、質の高い介護保険サービスを適切に利用できる環境づくりが重要です。このため引き続き介護給付の適正化に向けた取り組みの推進、事業所の適切な指定・指導監査の実施および介護サービスの適正な量の確保により、介護保険制度の信頼性を高めるとともに持続可能な制度の構築を図ります。		

名称	⑤ 高齢者等運転免許証自主返納支援	担当	介護支援課
内容	高齢ドライバーの事故を未然に防ぐとともに、高齢者の交通手段の確保対策として、自動車運転免許証を返還した人を対象に一定額のタクシー乗車券を交付する事業を推進します。		
名称	⑥ 新技術による高齢者の外出機会確保と買い物弱者対策	担当	企画振興課 介護支援課
内容	食料品の購入などに不便や苦勞を感じている高齢者等に、外出の機会を確保するため、地域における生活支援サービスや住民主体の助け合い活動の充実を図ります。現在実証実験を行っている自動運転技術の活用など、地域や商工団体など関係者と協働した取り組みを検討します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
住民主体の通いの場参加率	13.4%	24.0%	介護支援課
タクシー利用券交付件数	166 件	170 件	介護支援課

（２）健康づくりの推進

市民が健やかに暮らすためには、地域医療が重要な役割を果たしています。「かかりつけ医」の必要性を周知するとともに、住民が適切な医療サービスを受けられるよう地域医療の確保、充実を図ります。また、広域的な医療機関のネットワークを強化し、小児救急など救急医療体制の充実を図ります。

生活習慣病が起因した疾病や要介護状態になる人が増加しており、健康寿命を延ばし、高齢者が生き生きとした社会を実現するには、生活習慣病の改善が重要です。医師会や保健推進員との連携強化により、健康づくり活動の推進、特定健診や特定保健指導の強化を図ります。また、「みやま市食育推進計画」に基づいた食育活動の普及・充実に努めます。

●具体的な取り組み

名称	① 医師会との連携強化	担当	健康づくり課
内容	高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、医師会の協力を得て、救急医療体制の充実を図ります。		
名称	② 住民健診	担当	健康づくり課
内容	生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導・20代～30代健診の強化を図ります。 医師会や保健推進員との連携により、メタボリックシンドロームのハイリスク者の早期発見、生活習慣の改善・指導を強化します。第2期保健事業実施計画および第3期特定健康診査等実施計画に沿って、蓄積されたデータベースを活用し、情報を整理し、健康課題の分析を行い、効果的な保健事業を展開していきます。		
名称	③ 保健推進員活動の推進	担当	健康づくり課
内容	地域の健康づくりを担う保健推進員の活動が自主的な取り組みにつながるよう活性化に努めます。		
名称	④ 健康づくり事業の推進	担当	健康づくり課 社会教育課
内容	心身の健康を増進するため、みやまっぷウォーク、食育事業、健康ポイント事業等の保健事業の推進に取り組みます。また、ラジオ体操の実施などにも取り組み、運動・食事・生きがいによる健康づくりを推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	担当
特定健診受診率	44.3%	60.0%	健康づくり課
特定保健指導率	61.4%	80.0%	健康づくり課
20～30代健診受診率	24.4%	30.0%	健康づくり課

(3) 魅力ある商業の活性化

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、空き店舗が増加し空洞化が進む既存の市街地や商店街において、新たに賑わいの空間を創出するために、さまざまな都市機能を集積させたコンパクトなまちづくりを目指します。

●具体的な取り組み

名称	① 中心市街地の活性化	担当	商工観光課
内容	コンパクトシティという考え方にに基づき、市の経済活力を効率的かつ効果的に向上させるため、「中心市街地活性化基本計画」を策定し、歩いて買い物ができるような環境整備や、新たな創業を呼び込めるような地域ブランディングにつなげます。また、中心市街地活性化基本計画策定に先行して、ＪＲ瀬高駅舎を含めた周辺地域に、人が集まり賑わいを取り戻すための「ＪＲ瀬高駅周辺活性化計画」の策定に取り組みます。		
名称	② 地域や団体が行う買い物支援及びにぎわいの創出に関わるイベント等に対する支援	担当	商工観光課
内容	商工会が行うプレミアム商品券発行事業などで、市内消費の拡大を図り地域経済の活性化を促進します。また、商工会と連携を密にし、まちづくりに関わる人材の育成や、地域や世代をつなぐための交流の場や機会を設け、民間主導のまちづくり活動が行える環境を整えていきます。		
名称	③ 官民連携によるまちの賑わいづくりとエリア開発	担当	商工観光課 企画振興課
内容	市街地の活性化に対する事業者及び住民の意識を向上させ、民間が主体となって持続的なまちづくりを行っていくため、人材育成事業を実施します。		

●重要業績評価指標（ＫＰＩ）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
商店街イベント来場者数	1,500 人	3,000 人	商工観光課

(4) 公共交通機関の利便性の向上

J R及び西鉄各駅については、まちの玄関口となることから景観や駐車場・駐輪場、広場、既存道路の拡幅等の整備を進め、人、物、情報の流れを一層活発にし、賑わいの創出に努めます。

●具体的な取り組み

名称	① 駅周辺の整備による鉄道利用の増加促進と賑わいの創出	担当	都市計画課 建設課
内容	市の玄関口であるJ Rや西鉄の駅の機能を強化するため、それぞれの駅の現状を踏まえ、アクセス道路や駐車場、駅前広場等の整備を推進します。 J R渡瀬駅周辺整備については引き続き事業を推進します。 西鉄開駅周辺整備については、今後検討委員会で整備内容を決定し、整備を行うこととします。		
名称	② コミュニティバス等交通体系の整備	担当	企画振興課
内容	公共交通会議及び地域公共交通活性化協議会を開催し、市内幹線道路を巡回・運行するコミュニティバスのニーズに合わせた見直しや利用環境の改善、利用促進策の実施・検証を行います。		

●重要業績評価指標（K P I）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
コミュニティバス乗降者数	45,224 人	60,000 人	企画振興課

(5) 上下水道事業の推進

本市に住んでよかったと思われるためには、快適な生活の基本施設である上水道や下水道など生活関連社会資本の整備が不可欠です。このうち下水道の整備は、地域特性に応じた生活排水の浄化を進めており、特に公共下水道及び浄化槽の整備による水洗化の普及を推進します。

●具体的な取り組み

名称	① 災害に強い計画的な老朽管の布設替え及び管網整備の推進	担当	上下水道課
内容	水道施設の改築や老朽管の布設替えを適切に実施していくために、収支の改善や財源の確保に努め、安全な水の安定供給を図ります。		
名称	② 矢部川流域関連公共下水道事業	担当	上下水道課
内容	快適な生活環境を確保するため、矢部川流域関連公共下水道事業計画区域を拡大し管渠整備の推進と供用開始区域の拡大を図ります。		
名称	③ 浄化槽市町村整備推進事業	担当	上下水道課
内容	生活排水の浄化を図るため、国・県の補助金を得て合併浄化槽の設置を推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
水道普及率	81.6%	85.0%	上下水道課
下水道普及率	59.5%	67.0%	上下水道課

(6) 自然環境の保全及び心安らぐ公園・緑地の整備

自然環境の保全として、緑のネットワークづくりなどの環境美化活動を推進します。また、市営キャンプ場の魅力向上を図ります。

●具体的な取り組み

名称	① 緑のネットワークづくり	担当	農林水産課 環境衛生課
内容	緑の大切さを啓発するため、苗木や花苗等の配布・助成を行い緑化の推進を図ります。緑のネットワークづくりを推進するため、花いっぱい運動やグリーンカーテンコンテストを実施します。		
名称	② 市営キャンプ場の魅力向上	担当	都市計画課
内容	みやま市内のキャンプ場（お牧山公園キャンプ場、高田濃施山公園キャンプ場）の魅力向上を図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
花いっぱい推進事業参加団体数	115 団体	120 団体	環境衛生課

(7) 地域が一体となった循環型社会の形成

みやま市バイオマス産業都市構想に基づき、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥等を活用した産業創出と地域循環型エネルギーを創出し、環境にやさしい災害に強いまちづくりを進めます。

●具体的な取り組み

名称	① バイオマス産業都市構想の推進	担当	環境衛生課
内容	平成 30 年 12 月に生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵発電液肥施設、みやま市バイオマスセンター「ルフラン」が稼働しています。みやま市バイオマス産業都市構想に基づき、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
ごみの再生利用率	16.3%	45.0%	環境衛生課

（８）エネルギー政策の推進

エネルギーの地産地消に取り組んでいることの付加価値として、災害時にも安心して生活できる分散型エネルギーの確保等の整備研究と公共施設の再生可能エネルギー利用 100%（RE100）を目指します。

●具体的な取り組み

名称	① 災害時にも安心して生活できるエネルギー インフラの整備研究	担当	エネルギー政策課
内容	エネルギーの地産地消に取り組んでいることの付加価値として、災害時にも安心して生活できる分散型エネルギーの確保等の整備研究と公共施設の再生可能エネルギー利用 100%（RE100）を目指します。		
名称	② 市民ニーズに沿ったサービスの開発	担当	エネルギー政策課
内容	再生可能エネルギーを地域で使う取り組みを加速化させるため、蓄電池やEV（電気自動車）を有効活用することでエネルギーの地産地消と地域に最適な交通を含めたモビリティとのあり方を検討します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
再生可能エネルギー利用率	26.0%	50.0%	エネルギー政策課

※再生可能エネルギー利用率は公共施設による利用率

※RE100 とは事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアティブ

(9) 安全・安心な生活環境の整備

市民が快適に、そして安全・安心に暮らせるよう生活道路の改善や災害に強いまちづくりを推進します。専門的な職員の育成や、関係機関との連携・協力体制の拡充、広域的な消防応援体制により、消防防災力を強化します。また、市民の防災意識を向上させ、自助、共助、公助による体制を整備します。

●具体的な取り組み

名称	① 計画的な広域道路網の整備	担当	建設課
内容	国道や県道等の広域幹線道路にアクセスする道路や生活道路を、費用対効果や危険度合等を検討して、必要性の高い箇所より計画的に整備し、生活の利便性の向上を図ります。		
名称	② 自主防災組織の育成	担当	総務課
内容	災害時の防災体制を確立し、要援護者等の避難を支援する体制を整備するため、自主防災組織の育成を図ります。 また、組織化が遅れている理由等を行政区ごとに把握し、区役員等に対する学習会などを通してそれぞれの地区にあった組織の体制や活動内容の提案を行うなど、より踏み込んだ設立の支援を行います。		
名称	③ 消防力の強化	担当	消防本部
内容	消防団格納庫や消防団車両の老朽化に伴う維持管理費の増加、また社会情勢の変化もあり消防団員の確保が困難な状況となってきたことから、消防団組織の再編とそれに合わせた施設の集約を図りながら、適正な配置及び計画的な整備に向け取り組みます。また、消防団運営及び活動については、再編計画を基に実施していきます。		
名称	④ 継続的な消防団員の確保	担当	消防本部
内容	市内の事業所等に「消防団応援の店」の登録を推進し、消防団員本人とその家族等が登録店舗を利用した場合、店舗ごとの優遇措置（割引やサービス）が受けられることで、消防団員の福利厚生向上、登録店舗の利用数の向上を図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
道路改良率	52.6%	55.0%	建設課
自主防災組織の組織率	40.9%	50.0%	総務課
消防団員の充足率	98.4%	100%	消防本部
消防団協力事業所の認定数	4	6	消防本部
「消防団応援の店」事業所登録数	—	20	消防本部

（10）文化・スポーツを通じた地域振興

本市に住み続けたいと思えるまちとするためには、だれもが多様な文化に触れる機会の創出やスポーツ活動に参加しやすい環境づくりが必要です。文化活動の拠点を整備し、さまざまな自主活動団体を支援することで、文化の薫るまちづくりを推進します。

また、スポーツ交流の推進や隣接するソフトバンクホークスファーム拠点を活かした地域振興を促進します。

●具体的な取り組み

名称	① 文化活動の充実と拠点の整備	担当	社会教育課 企画振興課
内容	市民だれもが多様な文化に触れる機会の創出及び活動に参加しやすい環境づくりが必要です。文化活動の拠点を整備し、さまざまな自主活動団体を支援することで、文化の薫るまちづくりを推進します。 また、文化・芸術の拠点としてみやま市総合市民センター（仮称）の整備を行います。		
名称	② スポーツ活動の充実と交流の推進	担当	社会教育課
内容	市民の健康増進を図るため、ラジオ体操を幅広く推進するとともに、障がい者スポーツの推進やジュニアアスリートの発掘・育成支援など幅広いスポーツの振興を行います。 現在実施しているスポーツイベントについては、開催時期、場所、内容等を見直し充実させるとともに、現在整備が進められている筑後広域公園を活用したスポーツ交流を推進します。		

名称	③ 笑顔あふれ親しみやすい図書館運営	担当	社会教育課
内容	多くの市民や近隣市の市民にも親しみやすい図書館にするため、職員の資質向上、人材育成を重ね、3館それぞれの強みを活かした図書館運営を推進します。また、「読書バリアフリー法」のもと、すべての人が利用できる読書環境を整備します。		
名称	④ ソフトバンクホークスファーム拠点周辺の賑わいづくり	担当	商工観光課
内容	近隣7市町で構成する筑後七国活性化協議会において、近隣自治体が連携して筑後七国の魅力を発信するためのPRイベントや、市民への観戦招待券の配布、小・中学生対象の野球教室などの事業を推進します。		
名称	⑤ オリンピックキャンプ誘致を通じた国際交流	担当	社会教育課
内容	スポーツを通じた地域振興を推進するため、筑後広域公園プールを活用した東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ受け入れを行います。また、東京オリンピック・パラリンピックの閉会後もホストタウン相手国との交流について検討します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	担当
文化施設利用者数	135,983 人	150,000 人	社会教育課
スポーツ施設利用者数	178,926 人	190,000 人	社会教育課
文化協会会員数及び人口に対する割合	1,286 人 3.3%	1,200 人 3.3%	社会教育課
体育協会会員数及び人口に対する割合	2,258 人 6.2%	2,400 人 6.7%	社会教育課
図書館来館者数及び人口一人当り来館回数	182,346 人 4.8 回	190,000 人 5.6 回	社会教育課
図書館貸出冊数及び人口一人当り貸出冊数	240,405 冊 6.4 冊	261,000 冊 7.7 冊	社会教育課

(11) 人権尊重のまちづくり

人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で、誰もが生まれながらに持つ基本的な権利です。

部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による豊かな人権文化の薫り高い誰もが住みよいまちづくりを目指します。

●具体的な取り組み

名称	① 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進	担当	社会教育課 学校教育課
内容	みやま市人権教育・啓発基本指針に基づき市民への教育・啓発を推進します。 また、命の大切さを学び、人権尊重の精神を基本とした学校教育の充実を図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	担当
地域人権セミナーの開催	3 回	6 回	社会教育課



(12) 公共施設等の維持管理

人口の減少、市民ニーズや周辺環境の変化、また老朽化の進行も相まって、これまで整備してきた施設のあり方を検討する必要があります。市民利益の向上や持続可能性の観点から、長期的視点に立った更新、用途の見直しや統廃合、また新たな利活用を検討します。

●具体的な取り組み

名称	① 公共施設等総合管理計画の推進	担当	契約検査課
内容	公共施設等総合管理計画に基づいて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。		
名称	② 生活関連社会資本の長寿命化計画の推進	担当	建設課 上下水道課
内容	橋りょう長寿命化計画に基づき状況把握を実施していきます。また、詳細設計を行い、補修・改修を実施していきます。 また、雨水ポンプ場は、浸水防除を目的とした重要な施設であるため、計画的な修繕・改築等を実施し機能を維持していきます。		
名称	③ 学校跡地の有効活用	担当	企画振興課
内容	「みやま市学校跡地基本方針」に基づき、市の施策や地域のニーズに配慮するなど、市民共有の貴重な財産である学校跡地の有効活用を推進します。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	担当
未利用施設面積（土地）	土地 20,000 m ²	△30.0%	契約検査課
橋りょう長寿命化修繕計画による修繕箇所数	8箇所	10箇所 (5年間累計)	建設課
都市公園施設長寿命化修繕計画による修繕箇所数	6箇所	10箇所 (5年間累計)	都市計画課

(13) 住民参画によるまちづくりの推進

住民との対話を基本とし、行政情報の発信・共有化に努め、施策に対する理解を得ながら、市民との協働により各種事業を推進します。

●具体的な取り組み

名称	① 市民協働によるまちづくり制度の推進	担当	企画振興課
内容	地域振興や地域活性化など、まちづくりや地域づくりに主体的に取り組む団体に対し「市民協働まちづくり事業補助金」を交付します。さらなる協働のまちづくりを進めるために、NPO法人の育成に努めるほか、補助制度の積極的な利用を促進します。		
名称	② 地方創生未来会議	担当	企画振興課
内容	市内で活動している若手世代を中心とした会議体で、本市が抱える課題や特色を活かした取り組みを若者の視点で検討し、本市の地方創生につなげます。また、多様な本市の人財からなる対話の場を活用して、官民連携による先駆的な取り組みを展開します。		
名称	③ 小さな拠点づくり	担当	企画振興課 社会教育課
内容	過疎化・高齢化が特に進んだ集落の暮らしの安全やにぎわいの創出のために、生活サービスや地域活動など人が集う拠点を整備する取り組みを検討します。 また、地域の福祉、環境、観光など、市民が主体となって、地域の課題をビジネスの手法により解決し、その利益を地域に還元する地域資源を活かしたコミュニティビジネスの振興を図ります。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30年度)	目標値 (R6年度)	担当
まちづくり助成団体数	4団体	10団体 (5年間累計)	企画振興課

(14) 地域連携によるまちづくり

より効率的・効果的な成果が上げられるよう、古くから地理的・歴史的つながりが深い近隣市町との地域連携によるまちづくりを推進します。

●具体的な取り組み

名称	① 有明圏域定住自立圏の取り組みの推進	担当	企画振興課
内容	有明圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域自治体が連携・協力し、「定住」のための諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培う取り組みを推進します。		
名称	② 一部事務組合や共同事業を活用した広域的政策課題への対応	担当	環境衛生課 (有明生活環境施設組合)
内容	一部事務組合や共同事業を活用することにより、広域的政策課題の解決を図ります。 令和2年度より新たな火葬施設、令和4年3月よりごみ焼却施設が供用開始されることとなるので、適正な維持管理を行っていきます。 地元振興策の一環である「施設排熱を利用したはたき海苔の利用」については、今後も漁業者と連携し研究を行なっていきます。		

●重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値 (H30 年度)	目標値 (R 6 年度)	担当
定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業実施率	—	100%	企画振興課

資料編



1. みやま市まち・ひと・しごと創生会議委員名簿

分 野	所 属	氏 名	備 考
産業	みやま市商工会	松尾 清	
	南筑後農業協同組合	武藤 将充	
	医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院	境 国子	
行政	福岡県 企画・地域振興部	飯野 直美	
教育	保健医療経営大学	内田 和実	会長
	九州大学	原口 唯	副会長
	福岡県立山門高校	長 俊一	
金融	株式会社 福岡銀行	柴田 廣孝	
	株式会社 西日本シティ銀行	中村 和也	
	株式会社 筑邦銀行	高島 雄三 草場 敏徳	H31.4～R1.11 R1.12～R2.3
労働	柳川みやま地区 労働者福祉協議会	田中 聖仁	
言論	株式会社 有明新報社	大賀 茂功	
住民	公益社団法人 山門青年会議所	河野 貴栄	
	みやま市立 小中学校 PTA 連合会	富重 真由美	
議員	市議会議員	末吉 達二郎	H31.4～R2.3
		中尾 眞智子	H31.4～R1.7
		宮本 五市	
		森 弘子	R1.8～R2.3
		中島 一博	
未来会議	みやま市観光協会	川崎 麻耶	
	地域おこし協力隊	柴藤 さゆり	



みやま市まち・ひと・しごと創生会議開催概要

	開催日	会議内容
第1回	令和元年6月18日	議事 (1) 報告事項 ①「みやま市人口ビジョン」及び「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ②スケジュールについて (2) 協議事項 ①KPI（重要業績評価指標）について ②みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について ③地方創生関連交付金の活用状況について
第2回	令和元年7月24日	議事 (1) 報告事項 ①第1回会議録（要点筆記）について ②第1回会議の質問事項に対する回答 (2) 協議事項 ①ワークショップ（意見交換）について ②まち・ひと・しごと創生基本方針2019について
第3回	令和元年10月28日	議事 (1) 報告事項 ①総合戦略策定にかかるアンケート結果報告について (2) 協議事項 ①みやま市の人口の現状について ②第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子（案）について
第4回	令和元年12月23日	議事 (1) 報告事項 ①創生会議委員の変更について ②第3回地方創生会議報告（議事録） (2) 協議事項 ①第2期みやま市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について
第5回	令和2年3月26日	議事 (1) 報告事項 ①第4回地方創生会議報告（議事録） (2) 協議事項 ①第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）パブリックコメント結果について ②みやま市人口ビジョン及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について



3. みやま市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

（設置）

第1条 本市におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、みやま市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 創生会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 総合戦略の策定に関する事項
- （2） 総合戦略の推進に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

（組織）

第3条 創生会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 住民で組織する団体の代表者
- （2） 公募による市民
- （3） その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 創生会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、創生会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 創生会議の庶務は、企画振興課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

4. みやま市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

（設置）

第1条 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域を維持するための全庁的な施策推進を図るため、みやま市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）人口減少対策、地方創生の総合企画及び調整に関すること。
- （2）みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関すること。
- （3）その他人口問題、地方創生に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総務部長、市民部長、保健福祉部長、環境経済部長、建設都市部長、教育部長、議会事務局長、消防本部消防長、総務部総務課長、総務部企画振興課長、保健福祉部福祉事務所長、環境経済部商工観光課長、建設都市部都市計画課長、教育部学校教育課長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（下部組織）

第6条 本部長は、必要に応じて本部の下部組織として検討部会等を設置することができる。

（庶務）

第7条 本部の庶務は、企画振興課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年1月27日から施行する。

「みやま市人口ビジョン」及び「第２期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和２（２０２０）年３月

発行：みやま市 総務部 企画振興課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川５番地

TEL：0944-64-1504 FAX：0944-64-1507